

令和4年第1回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和4年第1回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4
第 1 号 (3月1日)	
○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	5
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○日程の追加	9
○議長辞職の件	9
○日程の追加	10
○議長選挙	14
○新議長挨拶	15
○日程の追加	16
○副議長辞職の件	16
○日程の追加	17
○副議長選挙	21
○新副議長挨拶	22
○常任委員会委員の選任について	23
○各常任委員会正副委員長の互選結果報告	24
○議会運営委員会委員の選任について	25
○議会運営委員会正副委員長の互選結果報告	25
○日程の追加	26
○大宮地方環境整備組合議会議員の選挙について	26
○日程の追加	27
○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	27

○日程の追加	28
○議席の一部変更について	28
○散会の宣告	28

第 2 号 (3月2日)

○議事日程	31
○本日の会議に付した事件	31
○出席議員	31
○欠席議員	32
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	32
○議会事務局職員	32
○開議の宣告	33
○諸般の報告	33
○議案書の訂正	33
○施政方針説明	34
○報告第1号及び議案第4号～議案第20号の一括上程、説明	46
○散会の宣告	51

第 3 号 (3月4日)

○議事日程	53
○本日の会議に付した事件	53
○出席議員	53
○欠席議員	53
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	53
○議会事務局職員	54
○開議の宣告	55
○諸般の報告	55
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
○一般質問	56

3番 小池正夫君

新型コロナ第6波による学校でのタブレット活用の現状と課題について	57
コロナ禍における結婚、子育てについて	61

1番 原田陽子君

DV対策について	67
成年年齢引き下げについて	73

5番 石川 義光 君	
ヤングケアラー支援について……………	7 6
11番 木野 広宣 君	
行政のワンストップサービスについて……………	8 2
小学校休業等対応助成金について……………	8 8
8番 富山 豪 君	
18歳成人について……………	9 1
自治会の今後について……………	9 5
静峰ふるさと公園の活性化について……………	9 9
12番 古川 洋一 君	
不妊治療について……………	10 4
通学路の安全対策について……………	10 8
○散会の宣告……………	11 2

第 4 号 (3月7日)

○議事日程……………	1 1 3
○本日の会議に付した事件……………	1 1 3
○出席議員……………	1 1 4
○欠席議員……………	1 1 4
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 1 4
○議会事務局職員……………	1 1 4
○開議の宣告……………	1 1 5
○諸般の報告……………	1 1 5
○一般質問……………	1 1 5
10番 寺門 厚 君	
那珂市原子力防災訓練結果について……………	1 1 6
マイナンバーカードについて……………	1 2 3
2番 小泉 周司 君	
学童保育事業のあり方について……………	1 3 0
9番 花島 進 君	
市内の地形等の把握について……………	1 4 3
高齢型難聴対策について……………	1 4 5
久慈川およびその周辺の整備について……………	1 4 6
額田城址について……………	1 4 8
原子力防災訓練について……………	1 4 9

○議案等の質疑	152
○議案等の委員会付託	152
○請願の委員会付託	152
○散会の宣告	153

第 5 号 (3月18日)

○議事日程	155
○本日の会議に付した事件	156
○出席議員	156
○欠席議員	156
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	156
○議会事務局職員	156
○開議の宣告	158
○諸般の報告	158
○議案第4号～議案第20号及び請願第1号の各委員会審査報告、質疑、討論、採 決	158
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	165
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	166
○議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	167
○議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	168
○議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	170
○議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	171
○議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	173
○議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	174
○議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	175
○委員会の閉会中の継続審査申出について	176
○閉会の宣告	177
○署名議員	179

那珂市告示第19号

令和4年第1回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和4年2月22日

那珂市長 先崎 光

記

1. 期 日 令和4年3月1日(火)

2. 場 所 那珂市議会議場

令和4年第1回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	3月1日	火	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議会構成について
第2日	3月2日	水	午前10時	本会議	1. 施政方針説明 2. 議案の上程・説明 (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	3月3日	木		休 会	(議案調査)
第4日	3月4日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問(小池、原田、石川、木野、富山、古川)
第5日	3月5日	土		休 会	
第6日	3月6日	日		休 会	
第7日	3月7日	月	午前10時	本会議	1. 一般質問(寺門、小泉、花島) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第8日	3月8日	火		休 会	(議事整理)
第9日	3月9日	水	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第10日	3月10日	木	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第11日	3月11日	金	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第12日	3月12日	土		休 会	
第13日	3月13日	日		休 会	
第14日	3月14日	月	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第15日	3月15日	火		休 会	(議事整理)
第16日	3月16日	水		休 会	(議事整理)
第17日	3月17日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は 午後5時まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 8 日	3 月 1 8 日	金	午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	原 田 陽 子 君	2番	小 泉 周 司 君
3番	小 池 正 夫 君	4番	福 田 耕 四 郎 君
5番	石 川 義 光 君	6番	關 守 君
7番	大和田 和 男 君	8番	富 山 豪 君
9番	花 島 進 君	10番	寺 門 厚 君
11番	木 野 広 宣 君	12番	古 川 洋 一 君
13番	萩 谷 俊 行 君	14番	勝 村 晃 夫 君
15番	武 藤 博 光 君	16番	笹 島 猛 君
17番	君 嶋 寿 男 君		

不応招議員（なし）

令和4年第1回定例会

那珂市議会会議録

第1号（3月1日）

令和4年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年3月1日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 選任第1号 常任委員会委員の選任について
日程第 4 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第4まで議事日程と同じ
追加日程第 1 議長辞職の件
追加日程第 2 選挙第1号 議長選挙
追加日程第 3 副議長辞職の件
追加日程第 4 選挙第2号 副議長選挙
追加日程第 5 選挙第3号 大宮地方環境整備組合議会議員選挙
追加日程第 6 選挙第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
追加日程第 7 議席の一部変更について
-

出席議員(17名)

1番	原田陽子君	2番	小泉周司君
3番	小池正夫君	4番	福田耕四郎君
5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君
9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	武藤博光君	16番	笹島猛君
17番	君嶋寿男君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長 先崎光君 副市長 谷口克文君

教 育 長	大 繩 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	川 田 俊 昭 君	市 民 生 活 部 長	飛 田 良 則 君
保 健 福 祉 部 長	平 野 敦 史 君	産 業 部 長	浅 野 和 好 君
建 設 部 長	今 瀬 博 之 君	上 下 水 道 部 長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	小 橋 聡 子 君	消 防 長	鈴 木 将 浩 君
会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君	農 業 委 員 会 長	海 老 澤 美 彦 君
総 務 課 長	会 沢 義 範 君	農 事 務 局 長	

議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	渡 邊 莊 一 君	事 務 局 次 長	横 山 明 子 君
次 長 補 佐 (総 括)	大 内 秀 幸 君	次 長 補 佐	三 田 寺 裕 臣 君
書 記	田 村 栄 里 君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより令和4年第1回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を、別紙のとおりお手元に配付してあります。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

監査委員から令和3年12月、令和4年1月、2月実施分の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

本会議場内の皆様にご連絡をいたします。携帯電話をお持ちの方、ご配慮をお願いいたします。

また、感染症予防対策のため、マスク着用及び手指の消毒にご協力をいただきますとともに、傍聴席につきましては1席ずつ間隔を空けてお座りいただきますよう願います。

以上、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

議事に入る前に、市長から招集の挨拶の発言を求められておりますので、これを許します。
市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） おはようございます。

令和4年第1回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、誠にありがとうございます。

日頃、議員の皆様には市勢の進展と行政運営の円滑な推進のために、格別なるご高配を賜っており、心から感謝を申し上げます。

さて、報道等で既にご承知のように、先月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行いました。現在も同国内で市民を巻き込んだ戦闘が続いております。このことは国際社会、ひ

いては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて容認できるものではありません。侵攻の翌日、全国市長会を含む地方六団体は、このことに対する声明を発表し、ロシアに抗議するとともに、日本政府へも邦人保護等への要請を行いました。一日も早い戦闘終結と平和を強く望むものであります。

また、新型コロナウイルスに関しましては、国のまん延防止等重点措置の適用が3月6日まで期間延長され、依然として予断を許さない状況であることから、引き続き感染症対策を徹底するとともに、速やかなワクチンの3回目摂取などに取り組んでまいりますので、議員の皆様には今後ともお力添えを賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

簡単でございますが、私のご挨拶とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番、花島 進議員、10番、寺門厚議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は本日から3月18日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月18日までの18日間に決定をいたします。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会萩谷俊行委員長から同委員会決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付してあります。

ここで暫時休憩をいたします。

全員協議会を開きますので、議員は直ちに全員協議会室にご参集願います。

以上です。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時30分

- 副議長（木野広宣君） 再開いたします。
議長を交代いたします。
休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。
-

◎日程の追加

- 副議長（木野広宣君） ただいま福田耕四郎議員から議長の辞職願が提出されました。
お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

- 副議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。
よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたします。
-

◎議長辞職の件

- 副議長（木野広宣君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、福田耕四郎議員の退場を求めます。

〔4番 福田耕四郎君 退場〕

- 副議長（木野広宣君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

- 副議長（木野広宣君） 再開いたします。
辞職願を事務局長に朗読させます。
事務局長。

〔辞職願朗読〕

- 副議長（木野広宣君） お諮りいたします。福田耕四郎議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、福田耕四郎議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

福田耕四郎議員の入場を許可いたします。

〔4番 福田耕四郎君 入場〕

○副議長（木野広宣君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分

○副議長（木野広宣君） 再開いたします。

◎日程の追加

○副議長（木野広宣君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしま
した。

ここで、議長選挙に入る前に申し上げます。

那珂市議会基本条例第14条の規定により、議長選挙に先立ち、議長職志願者の所信表明を
行います。議長職を志願する議員の発言をここで許したいと思います。

議長職を志願する議員は挙手願います。

〔議長職志願者挙手〕

○副議長（木野広宣君） お諮りいたします。志願者の発言の順番をくじにより決定したいと
思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、志願者の発言の順番をくじにより決定いたします。

それでは、ただいま挙手をされた議員は、演壇の前にお進みください。

〔志願者：演壇の前に並ぶ〕

○副議長（木野広宣君） これより、発言の順位を決めるくじをお引き願います。引いたくじ

の番号の若い順に発言をお願いします。なお、くじを引く順番は、議席番号の若い議員からお引き願います。

〔くじを引く〕

○副議長（木野広宣君） 発言の順位が決まりましたので、事務局長から報告させます。

○事務局長（渡邊荘一君） それでは、順番を発表いたします。

第1番目、萩谷議員、第2番目、寺門議員でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（木野広宣君） ただいまの事務局長の報告のとおり、これより志願者の発言を許します。

萩谷議員、登壇願います。

〔13番 萩谷俊行君 登壇〕

○13番（萩谷俊行君） 議長職に立候補に当たり、所信を述べたいと思います。

まず初めに、私の経験をした中から所信を述べたいと思います。

約20年前、母校の1時間講演を依頼されました。そのとき、演題を「共生」——ともに生きるという字でございます——にしました。それについて少しお話をしたいと思います。

私が高校時代、野球をやっていました。3年の春の関東大会、優勝候補の神奈川代表と対戦することになりました。多くの先輩が来るたび、「おまえらは勝てない、君らは勝てない」という話ばかりでした。私どもも一生懸命練習を重ねてきたわけですが、あまりにも「頑張れよ」とか、そういう言葉が全然聞かれませんでした。大会前にいつの間にかチームが、よーし、やってやろう、負かしてやろうというふうなムードが高まりました。そして、大会に臨んだわけです。大会になって試合が始まると、一人一人が本当に相手に向かって、絶対負けないぞという思いで戦ったわけです。結果的に6対1で勝利をしました。勝ってしまいました。私はそのときの思いが今でも忘れられません。力を合わせ、心を合わせ、するととてつもない、すごい力が出るんだな、発揮できるんだなという思いになりました。

また、社会人になって多くの方に助けられ、また、生かされてきました。そういうことで母校の講演に共生、ともに生きるという演題を決めました。私は、この議会もその共生、ともに生きるということはできるのではないかな。今までもそうしていると思いますが、さらにできるのではないかなと思っております。

それはここにいる議員の皆さん、全員がこの那珂市をよくしようと思って、今、議員になっていると思います。そういう意味ではみんなで力を合わせることによって、那珂市が発展できるものと私は考えています。一人一人の力は小さいものです。私は高校時代に身にしみて感じました。この現在いる17名が本当に力を合わせるによりまして、先崎市長を中心とした執行部の皆さんと手を携えて、また協調して、那珂市がこれから発展するために寄与できるものと考えております。

幸いにこの那珂市は水戸市、ひたちなか市、東海村などと隣接しております。通勤に大変便利なところですが、そしてまた、洪水などの災害も那珂台地ということで、洪水、災害も少

ない、住みよいいいところでございます。その那珂市を皆さんと一緒に……。

○副議長（木野広宣君） 萩谷議員、時間です。5分以内です。

○13番（萩谷俊行君） ひとつ、どうか、途中になりましたけれども、この私の、まだ途中でございますが、もっと話したかったんですが、思いを酌み取っていただきまして、ぜひとも皆さんのご支持をいただくことを心よりお願いいたしまして、お願いのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（木野広宣君） 暫時休憩いたします。消毒いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○副議長（木野広宣君） 再開いたします。

続いて、寺門議員、登壇願います。

〔10番 寺門 厚君 登壇〕

○10番（寺門 厚君） 寺門 厚でございます。

那珂市議会議長選挙に当たり所信を述べさせていただきます。

私は今年で市議会議員になりましてちょうど10年が経過いたしました。平成25年に制定しました議会基本条例にのっとり、開かれた議会として市民の負託に応え、市民の生活及び福祉の向上に寄与するという目的を達成するために、様々な議会改革や議会運営活動を実践してまいりました。そして、那珂市発展のために尽くしてまいりました。この10年で議会改革は進み、市民に開かれた議会として市民からも理解されるようになりました。

しかしながら、前回の県議会選挙から投票率が下がり、前の市議選では投票率が47%台という低位置に終わってしまいました。これは政治離れが進み、特に市議会に対しては、市民に開かれた議会のはずが、信頼を失うという事態になっております。議会としても議会の見える化を強化してまいりました。しかし、コロナ禍に見舞われ、2年経過しても終息しない状況の中、市民との意見交換の場が減少し、本来、議会は市民のために活動するという方向性がずれてしまったと私は考えております。そして、市民の方からも、議会はどこを向いて仕事をしているのかとも言われております。

これからの那珂市議会は、市民の生活及び福祉の向上を図るために、議会基本条例に立ち返り、議会改革をさらに進め、市民に信頼される議会を目指して、力強く前進していかねばなりませんと私は考えております。

私は信頼される那珂市議会づくりのために、次の5項目についてしっかりと取組を進めてまいります。

第1に、市民参加型の議会にする。

市民に開かれた議会にするためには、議会報告会や議員と語ろう会、常任委員会の意見交換会、地域別懇談会等の市民との意見交換の場や回数を増やしていくこと。議会サポーター制度の設置や日曜議会の実施等により、さらに市民が参加しやすい場を設けてまいります。

第2に、政策提言をする議会にする。

今後の那珂市発展を考えると、さらに政策提言力が必要になります。具体的には政策検討会を設け、市民の声や、また一般質問検討事項をブラッシュアップし、政策や条例策定に反映してまいります。

第3に、議会力、議員力を強化する。

議会と執行機関との関係は、議会は執行部に対し緊張感を持って議論をし、よりよい市政、持続可能な那珂市づくりを進めていかなければなりません。そのために、決算、予算検討会の設置、委員会代表者質問制度の設置をし、議員間の討議、議論の場を増やすことで、議会力、議員力を高めてまいります。

第4に、ICT化をさらに進め、議会の見える化を促進する。

議会広報やホームページ、SNSでの情報発信の充実、モニター利用での傍聴者への議事及び配付資料の見える化を促進。常任委員会のライブ中継、ペーパーレス化の推進を進めてまいります。

第5に、広域での議会連携を図っていく。

行政は県央域連携中枢都市形成をし、交通、医療など、広域での連携を進めています。カーボンニュートラルをはじめ、様々な取り組むべき課題について、議会においても広域で連携し、種々の共通課題と政策や教育での活性化等の提案等をしていく県央域議会懇談会を設置し、稼働させていきたいと考えています。

市民から信頼される那珂市議会実現のために、皆様と一緒に最大限の努力をしております。どうか、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます、所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（木野広宣君） 暫時休憩いたします。消毒をお願いします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時48分

○副議長（木野広宣君） 再開いたします。

以上で議長職志願者の発言が終了しました。

ここで議員各位に申し上げます。

ただいま行いました議長職志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。

したがって、所信表明の有無に関わらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となりますので、所信表明を行わなかった議員に対しての投票も有効となります。ご承知おき願います。

◎議長選挙

○副議長（木野広宣君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により投票を行います。

ここで議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（木野広宣君） ただいまの出席議員は17名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、原田陽子議員、2番、小泉周司議員、10番、寺門 厚議員、以上3名を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。氏名を記載願います。氏または名のみを記載した投票は無効といたします。

それでは事務局に投票用紙を配らせます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（木野広宣君） 投票用紙を配付いたしました。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（木野広宣君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人、前に出て投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○副議長（木野広宣君） ただいま点検を終了し、異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

○事務局長（渡邊荘一君） それでは投票をお願いいたします。

1番	原田陽子	議員	2番	小泉周司	議員
3番	小池正夫	議員	4番	福田耕四郎	議員
5番	石川義光	議員	6番	關 守	議員
7番	大和田和男	議員	8番	富山 豪	議員

9番	花島進	議員	10番	寺門厚	議員
11番	木野広宣	議員	12番	古川洋一	議員
13番	萩谷俊行	議員	14番	勝村晃夫	議員
15番	武藤博光	議員	16番	笹島猛	議員
17番	君嶋寿男	議員			

○副議長（木野広宣君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（木野広宣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（木野広宣君） 開票を行います。

立会人、1番、原田陽子議員、2番、小泉周司議員、10番、寺門厚議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（木野広宣君） それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票中

萩谷俊行議員 10票

寺門厚議員 7票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、萩谷俊行議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました萩谷俊行議員が議場におりますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎新議長挨拶

○副議長（木野広宣君） ここで当選されました萩谷俊行議員の当選承諾とご挨拶をお願いします。

萩谷俊行議員、登壇願います。

〔議長 萩谷俊行君 登壇〕

○議長（萩谷俊行君） ただいま議長に当選をさせていただきました。また多くの皆さんのご支持を得たことを心よりお礼と感謝を申し上げる次第です。

先ほど所信の途中になってしまいましたけれども、一つ申し上げたいことがありますのは、執行部を応援するという先ほどお話ししましたけれども、私は是々非々はあると思っています。その是々非々も、やはりよく議論を重ねまして前に進む、また、執行部を応援していくという是々非々であるべきだと私は考えております。歴代の議長さんは皆さん立派な議長さんでした。これから議員の皆さんと手を携えて、少しでも前議長さんたちに近づくように議長職を務めてまいり所存でございます。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○副議長（木野広宣君） それでは萩谷俊行議長、議長席にお着き願います。

〔議長、副議長と交代〕

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩をいたします。

全員協議会を開催いたしますので、議員は直ちに全員協議会室にご参集お願いいたします。

休憩 午前 11 時 04 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（萩谷俊行君） ただいま木野広宣議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◎副議長辞職の件

○議長（萩谷俊行君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、木野広宣議員の退場を求めます。

〔11番 木野広宣君 退場〕

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時21分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔辞職願朗読〕

○議長（萩谷俊行君） お諮りいたします。木野広宣議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、木野広宣議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

木野広宣議員の入場を許可いたします。

〔11番 木野広宣君 入場〕

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時22分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（萩谷俊行君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定いたしました。

ここで副議長選挙に入る前に申し上げます。

那珂市議会基本条例第14条の規定により、副議長選挙に先立ち、副議長職志願者の所信表明を行います。

副議長職を志願する議員の発言をここで許したいと思います。

副議長職を志願する議員は挙手を願います。

〔副議長職志願者挙手〕

○議長（萩谷俊行君） お諮りいたします。志願者の発言の順番をくじにより決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、志願者の発言の順番をくじにより決定いたします。

それでは、ただいま挙手された議員は、演壇の前にお進みください。

〔志願者：演壇の前に並ぶ〕

○議長（萩谷俊行君） これより、発言の順位を決めるくじをお引き願います。引いたくじの順番の若い順に発言をお願いします。なお、くじを引く順番は、議席番号の若い議員からお引き願います。

〔くじを引く〕

○議長（萩谷俊行君） 発言の順位が決まりましたので、事務局長から報告させます。

○事務局長（渡邊荘一君） それでは、発言の順番を報告いたします。

1番、勝村議員、2番、大和田議員でございます。

○議長（萩谷俊行君） ただいまの事務局長の報告のとおり、これより志願者の発言を許します。

勝村晃夫議員、登壇願います。

〔14番 勝村晃夫君 登壇〕

○14番（勝村晃夫君） 勝村晃夫でございます。

副議長選挙に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、コロナウイルスの感染者が茨城県は連日1,000人を超え、当市においても毎日感染者が発生しております。このような中、市民の皆様、そして執行部の感染対策担当部署においては、ワクチン接種等、感染対策に一生懸命取り組んでおりますことに敬意を表します。

さて、先ほど萩谷新議長が選任されました。これからは萩谷議長を中心に議会運営をしていくこととなります。私と萩谷議長は同期であります。同じく4期ということでございます。先ほど萩谷議長の話がありました。共生とか是非々とかいう言葉、ともに我々隣土の席

でございますので、いつもそういう話をしておりました。そういうことで、この議会運営は議員全員の協力、そして議長、副議長だけではやっていけませんので、全員の協力がなければこの議会運営はなっていないということだと思います。

副議長についても皆様方のご協力をよろしく願いをいたしまして、この議会が、那珂市議会がますます発展していくことを、私、心より皆様とともに歩んでいくことをお誓い申し上げまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 休憩いたします。

休憩 午前 11 時 28 分

再開 午前 11 時 29 分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

続いて、大和田和男議員、登壇願います。

〔7番 大和田和男君 登壇〕

○7番（大和田和男君） 大和田和男でございます。

まず、今回の副議長選挙に当たり、このように所信の表明の場を与えていただき、まず心より感謝申し上げます。

さて、釈迦に説法かも知じませんが、地方自治法及び法令等によりますと、副議長は議長がいなく、その職責を負わなければなりません。では、議長はというと、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統括するとうたわれております。そして、副議長はそれを全力で補佐し、それを自責として真摯に担ってまいりたいと思います。

そして、記述はありませんが、中立かつ公平な職務の遂行に努め、話し合いを中心とした民主的で円満な議会運営を行っていく、その窓口として皆様の個々の意見も聞き取り、またそれらを集約し、議長、議運、議会、執行部に投げかけていくことも大きな職務だと思っています。

例えば、先日の全協で一般質問の再質問について議論がありました。この2年間は、ルールの中の議論とは、ルールにのっとった議会運営とはというものを再度掘り起こしていただきました。そしてそのような中、これからはルールの中のルールを皆様の英知で、皆様とともに作っていく。そして共有し、その中で自由闊達で建設的な議員間の議論、執行部への提言をしていく。その議会運営の窓口として働いてまいりたいと思います。

また、早いもので我々の議員の任期も折り返しとなりました。前回の市議会議員一般選挙では投票率を50%を割ってしまいました。そして1人欠員であります。次の2年後までにしっかりと投票率向上、成り手不足という点において、我々議員の職務環境の整備についても、今後長期的に議論していかなければなりません。その一端には議会の魅力発信及びに議会の

見える化、動ける化が必要です。コロナ禍でここ数年開催には至っておりませんが、議員と語ろう会、参加者は少ない状況が続いております。これからは待っているだけではなく動いていく。各常任委員会で様々な団体をお呼びして意見交換をしています。このように来ていただいたり、今後は我々が各種団体に足を運んで意見交換をし、動ける化を図ってまいりたいと考えております。

そして、今回使っているんですけども、タブレットも配付されました。高価なおもちゃとならぬよう、ICTからデモテック、いわゆるテクノロジーを利用して多くの意見を集約していく、Zoomなどを使って市民の皆様との議論もいいかと思えます。私、国際交流もやっておりますが、先日の多文化共生、オンラインのセミナー、申込者数が四十数名ということで、議員と語ろう会を上回っている状況でございます。こういった先進的なものも議員全員でつくり上げていき、私が全議員の補佐役として汗をかいてまいりたいと思えます。

しかしながら、ここまで申し上げたことは目的ではなく手段や方法であります。我々の目的は、やはり市民の皆様福祉の向上、豊かなまちづくりが基本であります。議会は二元代表制の一翼を担っています。一翼ですが、船に例えますと、市が大きな船であれば、我々議会も市民を乗せた大きな船でございます。これまで長き歴史をかけて先輩議員の皆様が那珂市議会という頑丈な船を造っていただきました。この場を借りて感謝を申し上げます。そして、これからこの船にどのような整備を搭載できるか、これから多様化する社会の中、この町に合った新しいものを積極的に取り入れ、皆様とともにつくり上げる、市民第一の那珂市議会にしたいと思えます。

しかしながら、ここまで申し上げたことについて、副議長はあくまでその要で、御用聞きで、補佐役であります。副議長選挙及びに議会運営に対し皆様の温かいご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の所信の表明とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

以上で副議長職志願者の発言が終了いたしました。

ここで議員各位に申し上げます。

ただいま行いました副議長職志願者の所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。

したがって、所信表明の有無に関わらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提とな

りますので、所信表明を行わなかった議員に対しての投票も有効となります。ご承知おき願います。

◎副議長選挙

○議長（萩谷俊行君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

ここで議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（萩谷俊行君） ただいまの出席議員は17名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、原田陽子議員、2番、小泉周司議員、10番、寺門 厚議員、以上3名を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。氏名を記載願います。氏または名のみを記載した投票は無効といたします。

それでは事務局に投票用紙を配らせてます。

〔投票用紙配付〕

○議長（萩谷俊行君） 投票用紙を配付いたしました。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人、前に出て投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（萩谷俊行君） ただいま点検を終了し、異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

○事務局長（渡邊荘一君） それでは投票をお願いいたします。

1番	原田陽子	議員	2番	小泉周司	議員
3番	小池正夫	議員	4番	福田耕四郎	議員
5番	石川義光	議員	6番	關 守	議員
7番	大和田和男	議員	8番	富山 豪	議員
9番	花島 進	議員	10番	寺門 厚	議員

11番 木野広宣議員

12番 古川洋一議員

13番 萩谷俊行議員

14番 勝村晃夫議員

15番 武藤博光議員

16番 笹島猛議員

17番 君嶋寿男議員

○議長（萩谷俊行君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（萩谷俊行君） 開票を行います。

立会人、1番、原田陽子議員、2番、小泉周司議員、10番、寺門厚議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（萩谷俊行君） それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票中

大和田和男議員 9票

勝村晃夫議員 8票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、大和田和男議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大和田和男議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎新副議長挨拶

○議長（萩谷俊行君） ここで当選されました大和田和男議員の当選承諾とご挨拶をお願いいたします。

大和田和男議員、登壇願います。

〔副議長 大和田和男君 登壇〕

○副議長（大和田和男君） ただいま副議長に選出されました大和田和男でございます。

まず初めに、このように選出いただき心よりお礼と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

先ほど申し上げたとおり、萩谷議長を全力でサポートし、そして全議員の窓口として、そして補佐役として汗をかいてまいりたいと思いますので、これからの議会運営と併せてご理解、ご協力をお願い申し上げまして感謝のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

全員協議会を開きますので、議員においては、午後1時に全員協議会室にご参集願います。

休憩 午前11時57分

再開 午後2時43分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の常任委員会委員名簿のとおり指名をいたしたいと思っております。

その常任委員会委員の指名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（渡邊荘一君） それではご報告いたします。

総務生活常任委員会委員

小 泉 周 司 議員

富 山 豪 議員

關 守 議員

木 野 広 宣 議員

萩 谷 俊 行 議員

君 嶋 寿 男 議員

続きまして、産業建設常任委員会委員

小 池 正 夫 議員

石 川 義 光 議員

大和田 和 男 議員

勝 村 晃 夫 議員

笹 島 猛 議員

福 田 耕四郎 議員

続きまして、教育厚生常任委員会委員

寺 門 厚 議員

原 田 陽 子 議員

大和田 和 男 議員

花 島 進 議員

古 川 洋 一 議員

武 藤 博 光 議員

続きまして、原子力安全対策常任委員会委員

武藤博光 議員
關守 議員
富山 豪 議員

花島 進 議員
大和田 和 男 議員
笹島 猛 議員

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） ただいま事務局長が朗読をいたしましたとおり、以上の諸君をそれぞれの常任委員会委員に指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました各常任委員会に委員会条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長を置くことになっておりますので、同条第2項の規定により、それぞれの常任委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時46分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◎各常任委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（萩谷俊行君） 各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、事務局長より報告させます。

○事務局長（渡邊莊一君） それではご報告いたします。

総務生活常任委員会委員長に、小泉周司議員。副委員長に、富山 豪議員。

産業建設常任委員会委員長に、小池正夫議員。副委員長に、石川義光議員。

教育厚生常任委員会委員長に、寺門 厚議員。副委員長に、原田陽子議員。

原子力安全対策常任委員会委員長に、武藤博光議員。副委員長に、花島 進議員が選出されました。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 各常任委員会の委員長及び副委員長の互選の結果は、ただいま事務局

長の報告のとおりであります。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（萩谷俊行君） 日程第4、選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の議会運営委員会委員名簿のとおり指名をいたしたいと思います。

議会運営委員会委員の指名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（渡邊荘一君） それではご報告いたします。

議会運営委員会委員

古川 洋 一 議員

君嶋 寿 男 議員

小泉 周 司 議員

小池 正 夫 議員

寺門 厚 議員

勝村 晃 夫 議員

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり、以上の諸君を議会運営委員会委員に指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました議会運営委員会に委員会条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長を置くことになっておりますので、同条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時49分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◎議会運営委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（萩谷俊行君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、事務局長より報告させます。

○事務局長（渡邊荘一君） それではご報告いたします。

議会運営委員会委員長に、古川洋一議員。副委員長に、君嶋寿男議員が選出されました。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果は、ただいま事務局長の報告のとおりであります。

◎日程の追加

○議長（萩谷俊行君） お諮りいたします。

大宮地方環境整備組合議会議員の辞職に伴う選挙の件を日程に追加し、追加日程第5として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、大宮地方環境整備組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

◎大宮地方環境整備組合議会議員の選挙について

○議長（萩谷俊行君） 追加日程第5、選挙第3号 大宮地方環境整備組合議会議員の選挙を行います。

念のため申し上げます。選出する議員は5名であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認め、よって選挙の方法については、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認め、よって指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

大宮地方環境整備組合議会議員に、萩谷俊行議員、大和田和男議員、富山 豪議員、木野広宣議員、君嶋寿男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました5名の議員を大宮地方環境整備組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認め、よってただいま指名いたしました5名の議員が、大宮地方環境整備組合議会議員に当選されました。

なお当選されました5名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎日程の追加

○議長（萩谷俊行君） お諮りいたします。茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職に伴う選挙の件を日程に追加し、追加日程第6として議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

◎茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（萩谷俊行君） 追加日程第6、選挙第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選出する議員は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認め、よって選挙の方法については、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認め、よって指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、寺門 厚議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました寺門 厚議員を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認め、よってただいま指名しました寺門 厚議員が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

なお当選されました寺門 厚議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎日程の追加

○議長（萩谷俊行君） お諮りいたします。議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第7として議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定いたしました。

◎議席の一部変更について

○議長（萩谷俊行君） 追加日程第7、議席の一部変更を議題といたします。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。変更した議席は、お手元に配付の議席表のとおりです。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって配付いたしました議席表のとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
これにて散会いたします。

散会 午後 2時55分

令和4年第1回定例会

那珂市議会会議録

第2号（3月2日）

令和4年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年3月2日(水曜日)

日程第 1 施政方針説明

日程第 2 議案等説明

報告第 1 号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

議案第 4 号 専決処分について(令和3年度那珂市一般会計補正予算(第11号))

議案第 5 号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第12号)

議案第 9 号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)

議案第10号 令和3年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)

議案第11号 令和4年度那珂市一般会計予算

議案第12号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算

議案第13号 令和4年度那珂市公園墓地事業特別会計予算

議案第14号 令和4年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算

議案第15号 令和4年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算

議案第16号 令和4年度那珂市地方公平委員会特別会計予算

議案第17号 令和4年度那珂市水道事業会計予算

議案第18号 令和4年度那珂市下水道事業特別会計予算

議案第19号 公の施設の広域利用に関する協議について

議案第20号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1 番	原 田 陽 子 君	2 番	小 泉 周 司 君
3 番	小 池 正 夫 君	4 番	福 田 耕 四 郎 君
5 番	石 川 義 光 君	6 番	關 守 君
7 番	大 和 田 和 男 君	8 番	富 山 豪 君
9 番	花 島 進 君	10 番	寺 門 厚 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	萩 谷 俊 行 君	14 番	勝 村 晃 夫 君
15 番	武 藤 博 光 君	16 番	笹 島 猛 君
17 番	君 嶋 寿 男 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	谷 口 克 文 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	川 田 俊 昭 君	市 民 生 活 部 長	飛 田 良 則 君
保 健 福 祉 部 長	平 野 敦 史 君	産 業 部 長	浅 野 和 好 君
建 設 部 長	今 瀬 博 之 君	上 下 水 道 部 長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	小 橋 聡 子 君	消 防 長	鈴 木 将 浩 君
会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君	農 業 委 員 会 長	海 老 澤 美 彦 君
総 務 課 長	会 沢 義 範 君	農 業 委 員 会 長	

議会事務局職員

事 務 局 長	渡 邊 莊 一 君	次 長 補 佐	大 内 秀 幸 君
次 長 補 佐	三 田 寺 裕 臣 君	書 記	田 村 栄 里 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めたものの職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付をしてあります。

◎議案書の訂正

○議長（萩谷俊行君） ここで、本日の議事に入る前に執行部より、この後、市長から上程されます議案第8号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第12号）について、一部訂正による差し替えの申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） 議案書の一部に訂正がありましたので、差し替えをさせていただきますと思います。

差し替えをお願いしたい議案につきましては、既に皆様のテーブルに、右上に㊥、正しいというスタンプを押した補正予算書と正誤表をお配りしておりますが、議案第8号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第12号）でございます。

修正の内容でございますが、正誤表にもございますとおり、4ページの表題部分の第2表継続費を継続費補正に、また、5ページ、第3表繰越明許費補正（追加）の表におきまして、3款民生費、2項児童福祉費に、御覧の2事業を追加するというものでございます。大変申し訳ございませんでした。

それで、差し替えました議案につきましては、本会議終了後に回収いたしますので、自席のテーブルの上に置いていただきたいと思いますというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

◎施政方針説明

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、市長から令和4年度施政方針について説明願います。
市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 私の市政運営に臨む所信の一端を明らかにし、新年度に取り組む主要施策の概要等について述べさせていただきたいと存じます。

お手元の令和4年度施政方針を御覧頂きたいと思います。

令和4年度施政方針。

令和4年度那珂市一般会計をはじめ、各特別会計、各事業会計の当初予算のご審議をお願いするに当たり、市政運営の基本方針と新年度における主要な施設の概要を申し上げ、議員各位をはじめ市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和4年度につきましては、令和5年度から令和9年度までのまちづくりの指針となる「第2次那珂市総合計画」の後期基本計画を策定する予定であります。策定に当たりましては、今後も進むことが予想される少子高齢化への対応や適正な財政運営を行うため、市民が未来への希望を持てることを念頭に置き、社会情勢に対応する視点や市民参画の視点など、効果的で効率的な実効性のある計画となるように十分留意するとともに、「可能性への挑戦－那珂ビジョン－」や「第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、各施策分野における個別計画との整合性を図りながら、「人と地域が輝く安心・安全な住みよいまち那珂」、そして「住みよきプラス活力あふれる那珂市」を目指し、将来にわたって持続可能な地域の実現に向け取り組んでまいります。

また、昨年来、国の指示のもと、全庁体制で市民へのワクチン接種を実施してまいりました。令和4年度も、引き続き新型コロナウイルス感染症まん延防止対策に職員一丸となって取り組んでまいります。

以上、市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

次に、令和4年度予算でございます。

今定例会に提出する令和4年度当初予算であります。新型コロナウイルス感染症対策を継続するとともに、これまで市が進めてきた施策や事業などの重要性、行政の継続性に基づき編成しました。

それでは、当初予算の概要について申し上げます。

歳入では、根幹である市税については、新型コロナウイルス感染症の影響などによる個人所得の減少などが見込まれるものの、家屋の新築などによる固定資産税の増などにより前年度とほぼ同水準の収入確保を見込んでおります。

一方、歳出につきましては、障がい福祉サービスや子育て支援に係る扶助費の増、また公共施設等の老朽化への対応が必要となるなか、市民活動の拠点として四中学区コミュニティセンター建設工事に着手するとともに、市道の改良・補修や市街化区域の都市計画事業などの社会基盤整備などを推進するため、財源を重点的かつ効率的な配分に努めて予算編成を行いました。その結果、一般会計については前年度比7.6%増の218億5,000万円、特別会計については、国民健康保険特別会計（事業勘定）が前年度比2.9%増の53億5,000万円、公園墓地事業特別会計が前年度同額の1,300万円、介護保険特別会計（保険事業勘定）が前年度比3.3%減の47億1,000万円、後期高齢者医療特別会計が前年度比3.8%増の8億2,000万円、那珂地方公平委員会特別会計が前年度同額の70万円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収入が前年度比3.1%増の12億702万7,000円、収益的支出が前年度比3.1%増の11億5,026万2,000円、資本的収入が前年度比4.1%増の12億9,573万2,000円、資本的支出が前年度比18.9%増の19億4,696万円となりました。

また、下水道事業会計につきましては、収益的収入が前年度比10%減の17億2,827万5,000円、収益的支出が前年度比1.6%減の17億350万3,000円、資本的収入が前年度比0.3%増の11億7,739万3,000円、資本的支出が前年度比5.1%減の18億3,292万1,000円となりました。

次に、重点的に取り組む主要施策の概要につきまして、「第2次那珂市総合計画」に掲げる施策体系に沿って申し上げます。

第1章、みんなで進める住みよいまちづくり。

協働によるまちづくりの推進につきましては、自治会、地区まちづくり委員会及び市民活動団体が取り組んでいる活動を引き続き支援するとともに、「協まち・カフェ」や、市ホームページに設置した「市民自治組織情報掲示板」により、市民自治組織や市民活動団体の活動内容を広く市民に紹介し、まちづくり活動に参加するきっかけを提供します。さらに、協働のまちづくり推進フォーラムにおいて、活発な地域活動の事例紹介や、協働のまちづくりの必要性についての講演などにより啓発してまいります。

地域で活躍する人材育成に係る取り組みについては、地域まちづくり人材育成支援制度の推進により、地域活性化につながる様々な分野における学習機会に対し、その費用を支援をいたします。また、まちづくりリーダー養成講座を発展・充実させ、地域で活動するために必要な知識を学習する、カリキュラム制による人材育成講座を開催してまいります。

シティプロモーションの推進につきましては、本市の持つ歴史、文化、伝統や食、科学技術などの魅力を市内外に広め、市民のまちに対する誇りの醸成や市の知名度向上、交流人口・関係人口の拡大につなげていくため、「那珂市シティプロモーション行動計画」に掲げた各種施策を全庁的に取り組んでまいります。また、市が元気になる活動を応援してくれる市内外の人で組織する「いい那珂暮らし応援団」の活動を充実させ、市民が参画するシティプロモーションを展開してまいります。

移住・定住促進につきましては、昨年4月から、市商工会2階部分に「いい那珂 I J U-L a b o」を開設し、移住支援員による移住相談等を行うとともに、那珂市の暮らしを体験できる「移住体験ツアー」や「住まいづくりフェア」などを引き続き実施してまいります。さらに、東京圏の若者を対象に、那珂市に住んで働くことの魅力を伝えるバスツアーや、コロナ禍による地方への移住機運の高まりを踏まえたテレワーカーの移住を促進するため、国の「移住支援金」の活用に加え、市単独での住宅取得費の助成も実施してまいります。

少子化対策につきましては、結婚を希望する男女が出会う機会を提供する「結婚支援事業」や結婚、子育て、キャリア形成等も含めた自分の将来について考える一助とする「ライフデザイン形成支援事業」を引き続き実施してまいります。

ふるさと大使につきましては、それぞれの仕事や活動の機会を通して、全国各地で本市の魅力を広めていただいているところであります。市としましても、ふるさと大使の活動を支援するため引き続き各種イベントや市政の情報を積極的に提供するとともに、情報交換会を開催し市政への意見や助言を聴取してまいります。

広報事業につきましては、より身近に、親しみやすく、手に取ってもらえる広報紙を目指し、昨年4月にフルカラーで発行するリニューアルを行いました。新たに、文字の形が分かりやすい、文章が読みやすい、読み間違えにくいと言われるユニバーサルデザイン書体を採用するなど更なる充実を図ります。また、市ホームページを通した市政情報の提供と併せて、LINEやツイッター、フェイスブック等のSNSと情報メール一斉配信サービスを活用し、積極的・効果的な情報発信を行ってまいります。

広聴事業につきましては、開かれた市政の実現を目指し、市民相談室の窓口をはじめ、市長への手紙、市民ボックス、市ホームページでの問合せ、「市長と話そう、輪い・和い座談会」による市民団体等との意見交換など、様々な手法により広く市民の意見・要望の聴取に努めてまいります。

また、市の計画等の立案に当たりましては、引き続きパブリックコメントを実施し、市民の皆様の意見を市政運営に反映してまいります。

人権尊重の啓発につきましては、一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるため、人権問題についての啓発・教育の推進に取り組んでまいります。

男女共同参画の推進につきましては、「第2次那珂市男女共同参画プラン」及び「第2次那珂市男女共同参画プラン前期実施計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や情報提供等を行い、あらゆる分野において男女がそれぞれの個性や能力に応じ、共同して参画できる環境づくりを推進してまいります。また令和4年度は前期実施計画の最終年にあたるため、取り組みの総括を行い、それにより令和5年度からの5年間の後期実施計画の策定作業を行ってまいります。

平和事業につきましては、戦争や平和について学び考える機会を提供するため、原爆や戦争に関するパネル展等を開催します。戦争の悲惨さを風化させることなく、平和の尊さを、

特に若い世代に語り継ぐことが重要であることから、引き続き学校を通して児童・生徒に周知してまいります。

第2章、安全で快適に暮らせるまちづくり。

災害に強いまちづくりを推進するため、「那珂市地域防災計画」に基づき、食糧や飲料水等の非常食糧の備蓄を進めるとともに、防災行政無線や防災アプリによりの確な情報を確実に伝達し、災害時における市民の安全確保に努めてまいります。また、「那珂市国土強靱化地域計画」により、防災・減災及び迅速な復旧復興に資する施策を進めてまいります。

防災対策につきましては、地域防災の核となる自主防災組織に対して、継続的な支援を行い、組織の防災力強化を進めてまいります。

また、地域防災のリーダーとなる防災士の資格取得とその活動を支援してまいります。加えて、水害時に市民が慌てず適切に避難できるよう、「マイタイムライン」の作成講習会を各地区で実施してまいります。

木造住宅等の耐震化につきましては、「那珂市耐震改修促進計画」に基づき、旧耐震基準で建築された住宅（昭和56年5月31日以前着手の木造住宅）を対象に、耐震診断、耐震改修計画及び工事に要する費用の補助を行うとともに、通学路や避難路に面した危険ブロック塀等の除却に要する費用について補助を行い、耐震化の促進を図ってまいります。

原子力防災対策につきましては、「那珂市地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき、防災体制の整備と充実に努めてまいります。また、広域避難計画につきましては、引き続き、避難訓練の実施により計画の検証と実効性の向上を図り、策定に向けた取り組みを進めてまいります。

防犯対策につきましては、LED化を含めた防犯灯の設置補助など、地域の安全確保に努めてまいります。また、犯罪のない安心・安全なまちづくりへの取り組みとして、警察や防犯協会などと連携した防犯パトロールの充実に図り、地域と一体となった防犯活動を進めてまいります。

消費者行政につきましては、近年の情報化や高齢化により消費者を取り巻く環境が大きく変化し、消費者トラブルも複雑かつ巧妙化しており、これらの消費者問題に適切に対応するため、引き続き消費生活センターにおける相談・あっせん・情報提供を行ってまいります。また、市広報紙やホームページ等により消費者の意識啓発に努め、被害の未然防止を図ってまいります。

空き家対策につきましては、「那珂市空き家等対策計画」に基づき、空き家等の適正管理及び利活用を推進してまいります。

交通安全対策につきましては、警察や交通安全協会などと連携し、季節ごとに交通事故防止運動を展開してまいります。また、広報啓発活動を継続的に実施し、交通事故の防止と交通マナーの向上を図るとともに、高齢者や児童生徒に重点をおいた交通安全教育を実施してまいります。

地域公共交通につきましては、日常生活に不便をきたしている高齢者や障がい者等の市民の交通手段を確保するため、ひまわりタクシーの運行を実施し、令和元年から拡充してきました土曜日の運行や、水戸市、ひたちなか市への乗り入れなどのサービスを継続してまいります。

また、高齢者の交通事故防止のため、運転免許返納者に対して、ひまわりタクシーの利用助成を行い、引き続き移動手段の確保を図ってまいります。

消防行政につきましては、近年、複雑多様化する各種災害に対応するため、東消防署の消防ポンプ自動車を更新整備いたします。

火災予防では住宅用火災警報器設置の促進、査察指導においては、病院や飲食店などの特定防火対象物における消防用設備等の違反是正を進めるとともに、火災発生時の初期活動の重要性について、消防訓練等を通じて防火管理者への指導を強化し育成に努めてまいります。

救急業務につきましては、救急車の適正な利用について市民への周知を図り救命率の向上を目指します。また、応急手当の普及のため救命講習会の開催を通して市内事業所等への啓発を積極的に行ってまいります。

消防団につきましては、ポンプ積載車2台を更新整備するほか、地域防災の要である消防団員の入団促進を行うとともに、団員一人ひとりの知識と技能の向上により、地域における消防体制の充実を図ってまいります。

市道整備につきましては、地域からの整備要望を踏まえ、安全で利便性の高い生活道路の整備を進めてまいります。

橋りょうや交通安全施設につきましては、計画的に点検や修繕を実施し、安全で安心に利用できる環境を維持してまいります。

市街地の整備につきましては、令和3年度に策定した「那珂市立地適正化計画」に基づき、市街地の骨格となる都市計画道路上菅谷・下菅谷線、下菅谷停車場線の整備や、沿道における用途地域の見直しとともに、下菅谷地区まちづくり事業における街区道路等の整備を、地区街づくり協議会と協議のうえ進めてまいります。

区域指定制度運用につきましては、人口が減少している市街化調整区域の「既存集落の維持・保全」を図るために制度を導入して5年が経過することから、今後の社会情勢の変化等を的確に捉えつつ、国勢調査や都市計画基礎調査等の人口動態や土地利用状況を踏まえ見直しの検討を進めてまいります。

都市計画道路につきましては、菅谷・市毛線の全線開通に向け、引き続き整備を進めるとともに、県事業による国道118号4車線化の延伸にあわせて、菅谷・飯田線的那珂インターチェンジから国道118号までをつなぐ区間の整備を進めてまいります。

地籍調査事業につきましては、JR水郡線南酒出駅東側地区の地籍調査を実施し、登記完了に向けて業務を進めてまいります。

冠水対策推進事業につきましては、春日川の改修工事を着手するとともに、側溝や排水路

等の機能向上を図り、台風や大雨等による冠水被害の抑制に努めてまいります。

上水道事業につきましては、水道水の安定供給を図るため、管網の整備、浄水施設の統合・更新及び老朽化した配水管の更新を計画的に行うとともに、災害に備え、耐震化を進めてまいります。また既存施設を適正に維持管理し、水質検査を定期的に行うとともに、日々浄水過程を監視し、水質の保全に努めてまいります。

木崎浄水場更新事業につきましては、木崎浄水場薬品注入室築造工事、浄水施設の機械設備、電気計装監視制御設備工事を行い、令和5年度の供用開始に向けて計画的に実施してまいります。

下水道事業につきましては、公共下水道事業及び農業集落排水整備事業ともに、今後の経営指針とするための経営戦略を策定します。また、公共下水道事業において、額田東郷・後台・戸地区の污水管布設工事を進めてまいります。

合併処理浄化槽設置補助事業につきましては、引き続き下水道の事業認可区域外を対象に、合併処理浄化槽の設置にかかる助成を行い、汚水処理人口普及率の一層の向上を図ってまいります。

環境政策につきましては、「第3次那珂市環境基本計画」の策定を進めるなかで、現行計画の進捗と課題を整理し、近年の気候変動の一因とも言われる地球温暖化の防止や循環型社会の形成などに向け、気候変動適応計画の策定にも取り組んでまいります。

第3章、やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり。

子育て支援につきましては、「第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが未来に希望をもって元気に成長できるよう、子育て支援施策の推進に取り組んでまいります。

待機児童解消のため令和5年度開設に向け、新たな施設整備を進めるとともに、引き続き保育士確保の施策を実施してまいります。

子育ての相談と親子の交流の場である地域子育て支援センター「つぼみ」の事業の充実とファミリー・サポートセンターの利用促進を図るなど、社会全体で子育てを支援していく環境づくりに努めてまいります。さらに、こども発達相談センター「すまいる」においては、子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者を支援するため、相談・支援事業を充実させるとともに、関係機関との連携を図ってまいります。

また、家庭児童相談室では、コロナ禍で相談が増加しているなかで、児童虐待への対応強化やひとり親家庭の相談体制の充実と自立支援のため、引き続き関係機関との連携を図ってまいります。

母子保健につきましては、乳児家庭全戸訪問や妊婦及び乳幼児の健康相談・健康診査により、健やかな成長を支える支援や育児不安の解消に努めるほか、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠中から切れ目のない相談・支援の強化を図り、安心して出産・子育てのできる体制を進めてまいります。

子どもを望む夫婦への支援としましては、令和4年度から不妊治療は保険適用となりますが、新たに不育症検査及び治療に関する経済的負担の軽減に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、「那珂市高齢者保健福祉計画」に基づき、介護のみならず、医療、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する理解促進や認知症初期集中支援チームによる支援の実施など、認知症対策を進めるとともに、医療と介護の両方を必要とする高齢者を地域で支えていくため、在宅医療・介護連携体制の充実に努めてまいります。

さらに、地域包括支援センター、社会福祉協議会、リハビリテーション専門職などと連携しながら、フレイル予防に関する普及啓発や介護予防の取り組みを推進してまいります。

地域福祉につきましては、「第3次那珂市地域福祉計画」で掲げた「誰もが輝き、やさしさと支え合いで、安心して暮らせるまちへ」の基本理念のもと、地域住民や事業者をはじめ社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の関係機関との連携を深め、複合的課題の解決を図るため、重層的な支援の充実・強化が実施できるよう、体制の構築に取り組んでまいります。

生活困窮者への支援につきましては、コロナ禍において様々な困難に直面した方への支援金給付を速やかに実施するとともに、生活困窮者自立支援法や生活保護法に基づき、市民に寄り添った支援を適正に実施してまいります。

障がい者福祉につきましては、「那珂市障がい者プラン」に基づき、障がいの有無にかかわらず地域の誰もが安心して暮らしていけるよう、支援を必要とする方に対し適切な福祉サービス等の提供を行うとともに、社会的障壁を取り除くバリアフリーの推進を図り、誰もが社会へ参加できる共生社会を目指してまいります。

国民健康保険につきましては、茨城県との共同運営となり5年目に入ります。国が求めている将来的な保険税水準の統一に向け、県が示す県内市町村の保険税賦課方式の統一方針に従い、関係する条例の改正を行ってまいります。

また、健康寿命の延伸と医療費の適正化を目標とした「第2期データヘルス計画」に基づき、生活習慣病の発症及び重症化の予防を目的とした特定健康診査の受診率向上を図ります。さらに、受診結果に基づき適切な保健指導を行うとともに、効率的な保健事業を実施し、持続可能な安定した制度の運営に努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、医療費適正化事業や保健事業を推進してまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施してまいります。

市民の健康づくりにつきましては、健康寿命の延伸を基本理念とした「那珂市健康増進計画」に基づき、すべてのライフステージ及び健康段階に応じた疾病予防の取り組みを推進し、

生活習慣病の発症及び重症化の予防の徹底等に重点を置いた対策を行ってまいります。コロナ禍における健診の受診控えにより、各種健診の受診率が低下していることから、市民が安心して健診が受けられるよう感染予防対策を徹底して行い、健康の保持・増進につなげられるよう努めてまいります。さらに、かかりつけ医や糖尿病専門医との連携を密に図りながら、糖尿病性腎症等の重症化予防に取り組んでまいります。

定期及び任意予防接種については、新型コロナウイルス感染症拡大による接種控えがないよう接種勧奨を行い、感染症予防と重症化の防止、感染症のまん延防止に努めてまいります。特に子宮頸がんワクチンの接種においては、積極的勧奨が再開されることを受け、適切な情報提供に努め、接種機会が十分に確保できるよう医療機関と連携し取り組んでまいります。

歯科保健につきましては、妊娠期、乳幼児期からの歯周病予防、虫歯予防のための定期的な検診受診や、歯磨き、フッ素塗布などの予防ケアの徹底を推進するとともに、成人期以降では、歯周病検診の実施及び受診勧奨について、市歯科医師会の協力のもと、引き続き実施してまいります。

心の健康につきましては、「那珂市いのちを支える自殺対策計画」に基づき、誰もが自殺に追い込まれることのない社会や環境の実現を目指し、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

そのほか、水戸市を中心とする連携中枢都市圏ビジョンのもと、初期救急医療及び高度医療サービス等の充実や医師及び看護師等の確保に向けた取り組みを継続して推進してまいります。

第4章、未来を担う人と文化を育むまちづくり。

学校教育につきましては、豊かな心を育む学校教育の充実を目標に、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「自分らしい生き方や自立」の育成を図ってまいります。

確かな学力を培うため、発達段階に応じた多様な指導方法の活用や、小中一貫教育講師による小学校における教科担任制のほか、学習指導員の配置により児童生徒の能力・適性に合わせたきめ細かな指導を行ってまいります。

また、英語教育につきましては、ALT（外国語指導助手）を活用し、今後ますますグローバル化する社会に対応するため、実践的な英語授業を行い、より高いコミュニケーション能力の育成を推進してまいります。

さらに、令和3年度、児童生徒一人1台の学習用タブレットの整備が完了いたしました。学校生活の各場面や家庭での日常的な活用を通して、予測困難な時代をたくましく生き抜くため、情報を効果的に活用し、自分の考えを形成していくために必要な資質・能力の育成を目指してまいります。

教職員の働き方改革の取り組みの一つとして、校務支援システムを導入いたしました。このシステムを有効活用し、子どもたちと向き合う時間を増やし、教育の質の向上を目指してまいります。

小中一貫教育につきましては、これまでの義務教育の9年間における成長を見通した、連続的・系統的できめ細かな学習指導や生徒指導を実践してまいりました。今後は各学園の個性を生かすとともに、地域との協働による特色ある教育活動を推進してまいります。

いじめ問題につきましては、いじめ防止に向け、いじめ問題対策連絡協議会や生徒指導懇話会等において関係機関との連携を密にし、地域と一体となっていじめ問題の克服に取り組んでまいります。

また、学校生活への悩みを持つ児童生徒のほか、保護者や教職員からの多様な相談に応じるため、心の教室相談員やスクールカウンセラー等、身近な相談体制の充実を図ってまいります。

幼児教育につきましては、市立ひまわり幼稚園において、令和4年度からの10年間を計画期間とする「那珂市幼稚園教育スマイルプラン」に基づき、幼児期の特性に応じた指導を通して小学校に向けた学習の基礎を築くとともに、ひまわり幼稚園の特色である、専属のATLによる外国語活動や、外部の専門講師による体育指導等により、幼稚園教育の一層の充実を図ってまいります。

また、保幼小中連携協議会を軸として、公立・私立、幼稚園・保育所の別を問わず、全ての子どもについて幼児期から小学校への接続をさらに円滑に進め、小中一貫に加え、幼児期から児童生徒期まで系統的・一貫性のある教育を推進してまいります。

教育支援センターにつきましては、学校・家庭での様々な悩みを持つ子どもたちの相談や教育に関する保護者の相談に応じるほか、適応指導教室での通級指導やスクールソーシャルワーカーを中心とした家庭・学校・地域・行政などの連携により、不登校の子どもたちの学校への復帰を支援してまいります。

学校施設につきましては、個別施設設計に基づいた施設設備の長寿命化と教育環境の充実を進めてまいります。

学校給食につきましては、市内産の食材を使用した「ナカマロちゃん給食」などを通して、生きていく上での基本となる「食」の大切さや「食」の正しい知識を学ぶ「食育」を推進してまいります。

青少年の健全育成につきましては、青少年育成那珂市民会議や青少年相談員、市子ども会育成連合会と連携を図りながら、学校・地域・家庭が一体となって青少年が健やかに育つ環境づくりに努めてまいります。また、小学生を対象とした各種教室につきましては、学校や学年が異なる児童との交流を通して、子どもたちが人間力や社会性の更なる向上を図れるよう、魅力あるプログラムを提供してまいります。

家庭教育の推進につきましては、家庭の在り方や親の役割について学習機会の提供や啓発に努め、家庭の教育力の向上を図ってまいります。

学校運営協議会につきましては、学校・地域・家庭の連携・協働のもと、一体となって学校づくり地域づくりを進め、子どもたちの成長を支えてまいります。また、那珂市オリジナ

ルの学校運営協議会の在り方を確立するため、地域の実情に合った取り組みを進めてまいります。

芸術文化の振興につきましては、市文化協会の活動を支援し、幅広い世代が芸術文化に触れられる事業を開催するなど、引き続き振興に努めてまいります。

市立図書館につきましては、生涯学習の拠点として、市民の様々な学習意欲に応えられる図書館を目指し、図書等の資料の更なる充実を図り、利用者が快適に学習できる図書館運営に努めるとともに、本市の文化、教育活動の成果を発信してまいります。また、市民の読書活動につきましては、「第3次那珂市読書活動推進計画」に基づき、地域や学校等の関係機関と連携・協力し支援してまいります。

中央公民館につきましては、様々な市民ニーズに対応した魅力ある講座の提供に努めるとともに、自主的な生涯学習活動の成果を発表する機会の充実を図ってまいります。

スポーツの推進につきましては、「那珂市スポーツ推進計画」に基づき、活力ある生涯スポーツの推進と健康で生きがいのある生活の実現を目指し、各基本施策に取り組んでまいります。また、スポーツ振興の中核を担っている市スポーツ協会をはじめ、スポーツ推進委員会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブである「ひまわりスポーツクラブ」、プロスポーツチームと連携を図り、市民の健康増進、指導者の育成、スポーツを通じた交流事業等の促進を図ってまいります。

スポーツ環境の整備につきましては、誰もが気軽にスポーツを楽しみ、体を動かすことに喜びが得られるような魅力あるスポーツ教室や体験会を開催し、スポーツに親しむ機会を提供してまいります。また、継続的にスポーツに取り組んでいただくため、スポーツ施設を適切に維持管理してまいります。

「かわまちづくり支援制度活用事業」を活用し、戸多地区河川敷に整備をしてまいりました「那珂西リバーサイドパーク」につきましては、令和4年4月に供用を開始します。今後は、地元や各スポーツ団体をはじめとする市民の皆様に幅広く利用いただけるように、周知に努めてまいります。

歴史遺産・伝統文化につきましては、市民が市の歴史や文化財を恒久的な遺産として認識し、保存・保護への関心を高めるために、歴史民俗資料館を拠点に企画展や季節展、各種講座等の事業を展開し、本市の歴史的・文化的遺産の更なる発信に努めてまいります。

また、額田城跡につきましては、「額田城跡保存管理計画」に基づき、将来的な整備に向けて、まずは公有化した本丸跡の学術調査を計画してまいります。

国際交流につきましては、文化の違いを認め合い、互いを尊重し合いながら共に暮らすことができる多文化共生社会の実現に向け、国際交流協会との連携により、多文化共生セミナーなどの学習機会の提供や、外国人との交流事業等を引き続き実施してまいります。また、令和4年度のオクリッジ市との中学生交換交流事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら、オンラインでの交流も含め、良好な関係性の維持につながる

事業の実施に向けて進めてまいります。

友好都市交流につきましては、友好都市である秋田県横手市との間で、さらに有益なつながりを維持できるよう、様々な分野での交流を継続してまいります。

第5章、活力あふれる交流と賑わいのまちづくり。

農業振興につきましては、「那珂市アグリビジネス戦略」に基づき、食と農の連携によるアグリビジネスを推進し、農業の収益力向上を目指し、地産地消と販路拡大を推進していきます。また、担い手の育成支援を図り、後継者・新規就農者の確保と定着の促進に努めてまいります。

農地につきましては、農地利用状況の把握と栽培品種の選定の実施や農業委員会と連携し、農地パトロールによる遊休農地の調査及び指導を行い、農地の適切な保全管理を進めるとともに、農地中間管理事業による農地流動化を促進し農地の集積集約を図ってまいります。

生産基盤の整備につきましては、飯田寄居地区、額田北郷地区、瓜連地区における基盤整備事業を進めて行くとともに、新木崎地区においても、工事着工に向け、更なる事業推進を図ってまいります。

また、既存施設の長寿命化や更新なども進めながら、多面的機能支払交付金による地域共同活動を支援することにより、農業生産基盤の適切な保全管理にも努めてまいります。

複合型交流拠点施設「道の駅」推進事業につきましては、令和3年度に整備実現に向けた市場環境調査を実施し、事業を推進する上で将来の可能性があるとの結果が得られたことから、令和4年度については、より具体的な検討を進めるために基本構想・基本計画の策定に着手してまいります。

商工業の振興につきましては、創業支援施設「いい那珂オフィス」において、移住・仕事・就農・住まいの相談、若者のUIJターンや創業を目指す方への支援を行い、雇用の確保や創業者の増加を目指すとともに、あわせて企業支援コーディネーターを配置し、中小企業・小規模事業者からの支援や相談に引き続き取り組んでまいります。また、引き続き市特産品ブランド商品の販路拡大を図り、地域経済の活性化に努めてまいります。

企業誘致につきましては、引き続き、本市の特徴である電気料金の補助や固定資産税の課税免除、雇用奨励金等の市独自の優遇制度などを活用し、県や関係機関等との連携により一層の誘致活動に取り組んでまいります。

地域おこし協力隊につきましては、農業や静峰ふるさと公園の活性化、起業を目指す方のサポートや地域の賑わいづくりの支援に取り組んでまいりましたが、コロナ禍の中でも「あおぞらクローゼット」や「小商い寺子屋」など、工夫を凝らしながら様々な取り組みを進めてまいります。

さらに令和4年度からは、那珂市で新規就農を目指して活動を行う、新たな地域おこし協力隊を募集し、人材の発掘や育成につなげ、農業や地域の活性化を図ってまいります。

観光振興につきましては、静峰ふるさと公園などの既存施設や、市の歴史、文化、自然、

人などの地域資源を活かし交流人口の拡大を図ってまいります。

また、「那珂市自転車活用推進計画」に基づき、交流人口を増加させるサイクルツーリズムはもとより、市民に対する健康の増進、交通安全教育、利用環境の整備など、市民に根差した自転車活用の推進を図るとともに、市独自のサイクリングイベントの開催や、県が整備する「奥久慈里山ヒルクライムルート」などの広域サイクリングルートとも連携することで、地域の活性化を図ってまいります。

観光と商業・農業などの地域産業が連携する仕組みをつくることにより地域経済の活性化を図るほか、市観光協会をはじめ関係機関と協力し、市の魅力や情報を積極的に発信して市のイメージアップに努めてまいります。

第6章、行財政改革の推進による自立したまちづくり。

行政組織については、重要施策を確実に推進していくために、今後も緊急性、重要性が高い分野に重点的に人員を配置し、機動的で効率的な行政運営が実施できる執行体制の整備について引き続き取り組んでまいります。

人事評価制度については、人材育成基本方針に基づき各職責に応じて求められる能力やモチベーションの向上を目指しながら、公正公平な評価を実施し、職員の育成につなげてまいります。

職員研修につきましては、人材育成の観点から、各種研修を実施し、政策形成、行政経営、危機管理など幅広い分野の人材を育成してまいります。特に管理職向けの研修を強化し、管理監督者の能力向上と組織のマネジメント力を高めていくよう取り組んでまいります。また、実務のスキルアップを図るために、他の公共団体への派遣を実施してまいります。

行財政改革につきましては、「行政経営の確立」を基本目標とする第4次行財政改革大綱に基づき、効率的な市政運営に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。

広域連携につきましては、これまで「茨城県央地域定住自立圏」を形成し、各種の連携事業を進めてきたところですが、県央地域を一層発展させていくため、より広範な分野での連携が可能となる「いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約」を水戸市と締結し、その取組方針に基づき、令和4年度から、地域経済の活性化や都市機能の向上、生活環境の充実など、各政策分野における施策の展開を関係市町村と連携を図りながら実施してまいります。

産官学連携では、これまで大学や金融機関、百貨店やプロスポーツチーム、製薬会社や保険会社等と連携協定を締結し、互いの知的財産や人材、情報や技術等の積極的な活用を図ってまいりましたが、引き続き、連携団体と協力しながら、今後のまちづくりや地域の活性化につながる施策や事業に活かしてまいります。

市税等につきましては、行財政運営の基盤となる自主財源を確保するため、収納率向上への取り組みを推進してまいります。

また、ふるさと寄付金「ふるさとの便り」事業及び地方創生に係る事業への企業からの寄

付である「企業版ふるさと納税」の制度につきましても、引き続き寄付受領金額の増に向けた取り組みを進めてまいります。

マイナンバー制度につきましては、安心安全な利用環境の構築や適切な管理運用に努めるとともに、国の重点取組事項として挙げられているマイナンバーカードを用いた自治体行政手続きのオンライン化をすすめ、今後も、市民の利便性の向上に取り組んでまいります。

以上、令和4年度の市政運営に当たっての基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げます。地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、「住みよさプラス活力あふれる那珂市」の実現に向け、先に述べた各種施策を一つひとつ確実に推進しながら、市民生活において真の豊かさが実感できるよう全力を挙げて取り組んでまいりる覚悟でございます。

ここに、議員各位をはじめ市民の皆様の一層のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます、施政方針といたします。

令和4年3月2日、那珂市長。

○議長（萩谷俊行君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◎報告第1号及び議案第4号～議案第20号の一括上程、説明

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、報告第1号及び議案第4号から議案第20号までの以上18件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和4年第1回那珂市議会定例会に提出いたしました議案の概要について説明を申し上げます。

今定例会に提出いたしました議案のうち、報告が1件、条例の一部改正や各種会計補正予算並びに新年度当初予算等に係る議案が17件の計18件となっております。

それでは、それぞれの概要についてご説明いたします。

初めに、報告の案件でございます。

報告第1号を御覧願います。

報告第1号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和3年12月1日に菅谷地内で発生した、大雨の影響であふれ出た雨水により持ち上がってしまった側溝のグレーチングに衝突し、車両が損傷した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額を決定し和解したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

次に、議案の案件でございます。

議案第4号を御覧願います。

議案第4号 専決処分について（令和3年度那珂市一般会計補正予算（第11号））。

予算総額に、歳入歳出それぞれ2,850万円を追加し、238億581万5,000円とするものでございます。

歳出の内容として、民生費における低所得ひとり親世帯生活支援特別給付金事業において、県による対象児童1人当たり5万円の現金給付に係る扶助費等を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、県支出金を計上するものでございます。

続いて、議案第5号を御覧願います。

議案第5号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が令和4年4月1日に廃止されることに伴い、同法の規定を引用している本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第6号を御覧願います。

議案第6号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、未就学児の被保険者均等割の減額等について、所要の改正を行うものでございます。

併せて、茨城県国民健康保険運営方針において、県内各市町村における国保料（税）の算定方式を2方式（所得割・均等割）とし、令和4年度からの統一を目指すこととされていることから、世帯ごとにかかる平等割を廃止し、所得割率、均等割額を改正するとともに、被保険者の負担軽減を図るため、茨城県、那珂市独自で18歳の3月までの均等割に係る減免の実施について、所要の改正を行うものでございます。

続いて、議案第7号を御覧願います。

議案第7号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

消防庁長官より消防組織法第37条の規定に基づく助言として、消防団員の報酬等の基準の策定等が発信され、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条に掲げる

必要な措置を実施するため、地方自治法第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を定めたため、那珂市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の年額報酬の引上げ及び出動報酬を創設するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第8号を御覧願います。

議案第8号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第12号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ4億5,397万円を追加し、242億5,978万5,000円とするものでございます。

歳出の主な内容については、各事業における契約額、所要額の確定等に加え、コロナウイルス感染症の影響等により中止した事業に係る事業費等を減額するものでございます。

増額補正をする主な事業は、総務費については、いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業において、申請の見込み増に伴う補助金を、基金積立事業において、地方交付税の追加交付に係る減額基金への積立金を、戸籍住民基本台帳事務費において、転出転入手続のワンストップ化に対応するシステム改修に係る委託料を、それぞれ増額し、地域公共交通活性化事業において、路線バスの運行維持に係る補助金を計上するものです。

民生費につきましては、障害福祉サービス給付事業において、自立支援サービス給付費等の見込み増に伴う扶助費を、学童保育事業において、学校臨時休業に伴う開所時間延長に係る会計年度任用職員報酬等をそれぞれ増額するものでございます。

衛生費については、救急医療二次病院制運営事業において、二次医療圏水戸地域における対象病院の運営に係る補助金を計上するものでございます。

農林水産事業費については、遊休農地対策事業において、国の補正予算によりタブレット整備に係る備品購入費を計上するものでございます。

商工費については、商工業者緊急応援事業において、時間短縮営業要請に協力した事業者への支援に係る交付金を増額するものでございます。

土木費については、国庫補助金の追加交付により、道路維持補修事業及び冠水対策推進事業において、工事請負費をそれぞれ増額するものでございます。

教育費については、額田城跡整備事業において、本丸跡地の土地購入費を計上するものでございます。

諸支出金については、国県負担金等返納金において、前年度精算による返納金を増額するものでございます。

また、歳入については、追加交付により地方交付税を増額し、額の確定により地方交付金を減額するものでございます。その他歳出補正予算との関連において、国庫支出金、繰越金、諸収入、市債をそれぞれ増額し、使用料及び手数料、県支出金、繰入金をそれぞれ減額するものでございます。

さらに、繰越明許費としまして、冠水対策推進事業ほか5事業において、各事業諸般の理

由により、事業費を翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、議案第9号を御覧願います。

議案第9号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1億5,490万7,000円を追加し、53億3,366万6,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、保険給付費については、一般被保険者療養給付費等の給付見込額の増に伴う負担金を、基金積立金については、支払準備基金積立金をそれぞれ増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、保険料、県支出金、繰越金をそれぞれ増額し、繰入金を減額するものでございます。

続いて、議案第10号を御覧願います。

議案第10号 令和3年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ4,295万6,000円を追加し、49億4,183万6,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、保険給付費については、高額介護サービスの給付見込額の増に伴う負担金等を、基金積立金については、支払準備基金積立金をそれぞれ増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を減額するものでございます。

続いて、議案第11号を御覧願います。

議案第11号 令和4年度那珂市一般会計予算。

令和4年度那珂市一般会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものです。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ218億5,000万円で、前年度比7.6%の増となっています。

続いて、議案第12号を御覧願います。

議案第12号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

令和4年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものです。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53億5,000万円で、前年度比2.9%の増となっております。

続いて、議案第13号を御覧願います。

議案第13号 令和4年度那珂市公園墓地事業特別会計予算。

令和4年度那珂市公園墓地事業特別会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,300万円で、前年度同額となっております。

続いて、議案第14号を御覧願います。

議案第14号 令和4年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算。

令和4年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものです。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億1,000万円で、前年度比3.3%の減となっております。

続いて、議案第15号を御覧願います。

議案第15号 令和4年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算。

令和4年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億2,000万円で、前年度比3.8%の増となっております。

続いて、議案第16号を御覧願います。

議案第16号 令和4年度那珂地方公平委員会特別会計予算。

令和4年度那珂地方公平委員会特別会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70万円で、前年度同額となっております。

続いて、議案第17号を御覧願います。

議案第17号 令和4年度那珂市水道事業会計予算。

令和4年度那珂市水道事業会計予算を地方公営企業法第24条第2項に基づき提出するものでございます。

続いて、議案第18号を御覧願います。

議案第18号 令和4年度那珂市下水道事業会計予算。

令和4年度那珂市下水道事業会計予算を地方公営企業法第24条第2項に基づき提出するものでございます。

続いて、議案第19号を御覧願います。

議案第19号 公の施設の広域利用に関する協議について。

公の施設の広域利用については、県央地域9市町村（那珂市、水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）において協定を締結し実施しているところですが、このたび、対象施設の変更及び追加に伴い、改めて協議し、協定を締結したいので、地方自治法第244号の3第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第20号を御覧願います。

議案第20号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき市道路線の認定をするものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時17分

令和4年第1回定例会

那珂市議会会議録

第3号（3月4日）

令和4年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年3月4日(金曜日)

- 日程第 1 発議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議
日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	原田陽子君	2番	小泉周司君
3番	小池正夫君	4番	福田耕四郎君
5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君
9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	武藤博光君	16番	笹島猛君
17番	君嶋寿男君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	谷口克文君
教育長	大縄久雄君	企画部長	大森信之君
総務部長	川田俊昭君	市民生活部長	飛田良則君
保健福祉部長	平野敦史君	産業部長	浅野和好君
建設部長	今瀬博之君	上下水道部長	根本雅美君
教育部長	小橋聡子君	消防長	鈴木将浩君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 事務局 会長	海老澤美彦君
総務課長	会沢義範君		

議会事務局職員

事務局長	渡邊 莊 一 君	次 長 補 佐	大 内 秀 幸 君
次 長 補 佐	三田寺 裕 臣 君	(長 総 括)	
		書 記	田 村 栄 里 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付いたしました出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付をしてあります。

なお、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、発議第1号 ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

花島 進議員、登壇をお願いします。

〔9番 花島 進君 登壇〕

○9番（花島 進君） ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議を提案します。

賛成者は、那珂市議会議員、原田陽子外15名、議会の全員でございます。

提案理由、申すまでもないと思いますが、ロシアの抗議文を、決議文を読み上げて提案いたします。

ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議。

ロシア軍は、2022年2月24日、ウクライナへ軍事侵攻を開始しました。

ウクライナでは、罪のない多くの人々が巻き込まれ、死傷者も発生しています。平和な日常生活が奪われています。

ロシアによるウクライナへの武力侵攻は、国家の主権を侵害する行為であり、国際社会の

秩序を乱し、世界の平和と安全を脅かし、人類の生命財産人権を踏みにじる行為であり、断じて許されるものではありません。

那珂市議会は、世界人類の平和と安全と国際秩序の安定のため、ロシア軍が即時にウクライナから撤退することを求め、ロシアに強く抗議するものです。

以上、提出先は、在日ロシア連邦大使館及び日本国政府内閣総理大臣です。

日本政府に対しては、ロシアの武力侵攻を即時停止するよう、行動を強く求めるものです。よろしくご検討いただきたいと思ひます。

なお、それぞれの送付決議文は、別紙のとおり、配付されたとおりでございます。

○議長（萩谷俊行君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会期日程中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から6番までの議員が行います。明日は、通告7番から9番までの議員が行います。

また、会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。

なお、感染症予防対策のため、傍聴可能な座席数を2分の1に削減させていただいております。隣との間隔を1席ずつ空けて着席いただくようお願いいたします。また、手指の消毒及びマスクの着用にご協力をお願いいたします。

今定例会の一般質問においては、長時間の3密状態を避けるため、議場の出席議員のうち3分の1程度は、原則として別室でのモニター視聴による参加とさせていただきます。また、執行部出席者においても、議事に支障がない程度に減員して実施いたします。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時08分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 小池正夫君

○議長（萩谷俊行君） 通告1番、小池正夫議員。

質問事項 1. 新型コロナ第6波による学校でのタブレット活用の現状と課題について。
2. コロナ禍における結婚、子育てについて。

小池正夫議員、登壇願います。

小池議員。

〔3番 小池正夫君 登壇〕

○3番（小池正夫君） 改めて、おはようございます。議席番号3番、小池正夫でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の質問は、前回、昨年9月に質問をさせていただきました、タブレットの使用の経過についての質問でございます。

昨年12月には、コロナがだんだんと終息の傾向にありましたが、昨年末から今年1月にか

けて、新種のオミクロン株が蔓延してまいりまして、コロナ禍の勢いがすごく、なかなか終息の目途が立たず、先が見えない状態でございます。

世の中も非常にまあ冷え切った状態で、学校におかれましても、行事等々の縮小や授業のやり方もリモート学習などになるなど、大変子供たちの通常の学校生活ができないような状態が続いております。

その中で、第6波になって、課題等もあると思うんですけども、その中で、タブレットを活用して現在の現状と課題についてお伺いをしていきたいと思います。

学校は行くというところが当たり前の世の中でしたが、新型コロナウイルスの影響によって、オンラインの授業を導入する小学校、中学校、学校がたくさん増えました。自宅でも授業を受けられるということで感染の不安が軽減したという子供や、そういう保護者がいる一方、対面授業との違いという新たな不安を感じているかもしれません。そもそも、オンラインの授業、家庭学習の一つの選択肢として以前からあったものですが、昨今のコロナ禍により急速に拡大しました。そのため、まだ慣れずに不安を感じる人が多いのも、無理のない話でございます。

小学生の中には、何らかの事情があって学校に通うことができないという子もいます。例えば、いじめなどの理由から不登校になってしまうこともあるでしょう。また、短期、長期にかかわらず、病気やけがで登校ができなくなることもあります。ほかにも、新型コロナウイルスの影響で、学校自体が一斉休校になったこともあります。記憶に新しいところであると思います。

従来の対面授業では、上記のような学校に行けない事情があると、授業を受ける機会が完全に失われ、登校できない子供だけが授業から取り残されてしまいました。しかし、リモート授業を利用することによりまして、登校できない子供も教育を受ける機会を得られます。

それでは、コロナ第6波の中での那珂市の現状をお伺いしてまいりたいと思います。

第6波における学校の対応と、児童生徒の登校や授業はどのように対応しているのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

今回の第6波では、県内で、特に小学校において感染者が増加している状況にあること、また茨城県教育委員会の方針を踏まえて対応をしております。

小学校につきましては、1月31日月曜日から2月18日金曜日までの3週間を臨時休業とし、リモートによる学習指導を実施いたしました。2月21日月曜日からは、感染症対策を徹底した上で、通常の登校としております。

中学校は、通常登校、通常授業を継続しておりますが、高校入試を控えた9年生につきましては、2月24日木曜日から3月2日水曜日までの期間は、午前と午後の2班に分けた分散登校として対応をいたしました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） ありがとうございます。

それでは、小学校のリモートによる学習指導は、具体的にはどのような方法で行ったのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

リモートによる学習指導は、1日の日課の中に3つの方法を組み合わせた形で実施いたしました。1つは、朝の会と帰りの会も含め、双方向型のオンライン授業。2つ目は、学習用アプリケーションを使用したオンデマンド型の自主学習。最後3つ目は、プリントやドリルといった紙媒体の教材を使用した従来型の自主学習です。

全ての授業時間を双方向型のオンライン授業としなかった理由につきましては、昨年9月の臨時休業時にオンラインによる学習指導を実施し、その後アンケート調査を行ったところ、児童生徒から、目が疲れる、声が聞き取りづらいといった回答が多く寄せられたことを踏まえたものです。今回は1日の日課の半分、3時間程度を目安といたしました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 長時間使用などをしていますと、私たちもそうですけれども、やはり目が疲れたり、やはりいろいろなやっぱり弊害も出てくるということなんですね。

今回よりタブレットを活用した授業を各学校で行った中で、学校により方法や内容に差があると思うんですけれども、どのようなことがあったのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

1人1台のタブレット環境が整備されたことから、学校教育課の指導室では、本年度タブレット活用研修や情報交換会を開催しております。これにより、日常的な活用を推進するとともに、指導スキルの向上を図っているところです。

そのような中、昨年9月の臨時休業により、オンラインによるリモート授業が初めて本格的に実施されました。指導室では、そのときの各学校の取組を集約し、オンライン事例集として取りまとめをしております。指導案やワークシートの作成例も掲載し、そのまま授業に使えるものとして学校間で共有を図ったことで、学校ごとの内容やレベルの均一化に役立ったものと考えております。

今回は2度目のリモート学習となりましたが、昨年来の取組を通して、那珂市全体としてタブレット活用の充実が図られてきているものと認識しております。各学校におきましても、授業ばかりでなく、学級活動の話合いに会議システムのZoomを活用したり、委員会活動の動画を配信したりするなど、それぞれに創意工夫しながら新たな取組を実践しているところ

ろです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） いろいろな創意工夫があつて大変だと思いますけれども、一生懸命頑張っていたきたいと思います。

続いて、第6波での中で、タブレット活用における課題というものはどのようなものがあるのでしょうか、お伺いたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

タブレットを活用したリモートによる学習指導の課題につきましては、4つ挙げられます。

1つ目は、児童生徒の健康面への影響です。先ほどの答弁でも触れましたが、アンケート調査により、タブレットは目だけでなく体が疲れるという実態が明らかになりました。

2つ目は、小学校低学年への対応です。長時間集中して勉強に取り組めない、保護者がいないとタブレットの操作が難しいという現状がございます。

3つ目は、学習内容の定着に対する懸念です。対面であれば、子供たちの反応を感じながら授業を進めることができますが、リモートではこれが難しいため、定着度に個人差が出るのが心配されます。

4つ目は、リモートの期間が長くなることによる緊張感の低下です。今回は当初2週間の予定が、1週間延長され3週間となりました。期間が長くなるにつれ、授業の開始時間に席に座らない、途中で姿勢が崩れる、飲食したりするなどの状況が見られました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 確かに、今まで慣れないことで、子供たちもいろんな面でなかなかこう慣れていくというのは、非常に大変なことだと思いますよね。教育現場でも、先生方とか指導者のご苦労がよく分かるところでございます。

いろいろな課題について、今後に向けた対応というのは、どのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

先ほど申し上げました課題につきましては、それぞれ解決しなければいけないものと認識しております。その中でも、教員のスキルアップにつきましては、まさに「習うより慣れろ」の意識で実践の積み重ねが重要であり、タブレットを活用した授業が日常化する中で、着実に向上していくものと考えます。

一方で、子供たちの健康への配慮は不可欠です。タブレットの使用に当たっては、これまで以上に留意してまいります。

リモートによる学習指導は、感染症拡大防止の対策として、今後も実施される可能性がございます。また、感染症にかかわらず、教育の情報化の観点から、将来にわたってますます推進されるものと考えております。

次年度に向けた新たな取組としまして、那珂市学校教育情報化推進委員会の設置を予定しております。大学教授等の有識者に助言をいただきながら、各学校と共に、タブレットを活用した教育について一層取組を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） このコロナ禍も早く終息をして、いつもどおりの学校生活ができることを祈ります。

次に、次の質問に移らせていただきます。

コロナ禍における結婚、子育てについて。

結婚、妊娠、出産、子育て等に対する機運の醸成についての質問をいたします。

長引くコロナ禍の中で、産み控えにより出生数が減少しているとの報道もあります。総務省が2021年6月25日に発表した国勢調査では、日本の人口が減少傾向にあることが改めて鮮明になりました。新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、出生数が過去最少を更新する中、人口減と少子高齢化の進行に拍車がかかっており、子育て支援や多様な働き方への対応が急務となっております。

2020年国勢調査では外国人を含む日本の人口は、前回調査に続き2回連続減っております。減少率は0.7%で、前回0.8%より若干緩和しましたが、在留邦人が一時帰国するなど、新型コロナによる特殊要因が大きいとされております。

少子化の傾向も著しく、厚生労働省が2021年6月に公表した2020年人口動態統計では、出生数が84万8,000人と5年連続で過去最少。コロナ禍で産み控えがあったと見られ、合計特殊出生率も1.34倍にとどまっております。

政府は対策の一環として、男性の育児参加を促す改正育児・介護休業法を成立させ、子育て施策の司令塔となる「こども家庭庁」の創設の検討を急いでいて、出産・子育てに経済的不安を持つ家庭のため、財政支援も含めた環境整備が求められております。

減少が避けられない生産年齢人口への対応も課題です。子育てや介護など家庭の現況に応じて勤務時間を選択できるようにしたり、長寿化を見据えて引退年齢をさらに引き上げるなど、柔軟に働き続けられる制度の移行が欠かせない。社会人の新たなスキルの習得を後押しする政策も、待ったなしの状態でございます。

今回の国勢調査では、都市部への人口集中の傾向も顕著となりましたが、しかし、昨年から今年にかけて、東京都の転出者が転入者を上回る月が出るなど、コロナを機に都心から住み替える動きも大きく広がっております。テレワーク普及などで、新型コロナを地方創生の追い風とできるか注目されております。

厚生労働省は2021年6月4日、2020年の人口動態統計を公表しました。婚姻数は戦後最少の52万5,490組で、2019年より7万3,117組減りました。赤ちゃんの出生数も84万832人と、5年連続で過去最少を更新。15歳から49歳の年齢別出生率を合算した合計特殊出生率は1.34で、前年を0.02ポイント下回りました。同省の担当者は、「改元に伴う令和婚の反動や、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、カップルが結婚を先延ばしした可能性が考えられる」と指摘しております。

前年の婚姻数は、7年ぶりに増加いたしました。出生数は前年より2万4,407人減ったが、減少幅は18年から19年の半分以下で、母親の年齢層別で見ると、45歳以上が前年よりも増えたものの、他の年齢層では減少しました。出生率が最も高かったのは30代前半で、20代後半、30代後半と続いた。第1子出産時の母親の平均年齢は30.7歳と、前年から横ばいでした。

政府は、25年までに希望出生率を1.8に引き上げる目標を掲げるが、出産の前提となる婚姻数の減少やコロナ禍における「産み控え」の影響で、来年以降もさらに出生が減るおそれもあります。

都道府県別の合計特殊出生率は、沖縄1.86、島根1.69、宮崎1.68の順に高かったものの、最低は東京の1.13で、北海道と宮城の1.21が続き、西高東低の傾向が見られました。

死亡数は11年ぶりに減り、137万2,648人だったが、死亡数から出生数を引いた人口自然減は53万1,816人で、過去最大となりました。死因数は多い順に、がんが27.6%、心疾患15.0、老衰9.6、脳血管疾患が7.5%など。新型コロナに感染して死亡したと報告された人は、3,466人でした。

コロナ禍による産み控えがあるとされておりますがけれども、那珂市はどのような状況になっておるのか、質問いたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

常住人口調査による各1年間、1月から12月までの出生数は、令和元年が340人、令和2年が301人、前年比93.66%になります。令和3年は305人となっており、前年比101.33%です。

市の20歳、30歳代の人口減少が続いている中で、この出生数を考察する限りにおいては、コロナ禍による影響は、大きくは見られないのではと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） それでは、少子化への市の対策はどのようなものがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 本市における対策として、安心して子供を産み育てることが

できる環境を整えるものとしては、妊娠期からの母子への健康診断や各種相談などの支援をはじめ、保育所や子育て支援センターなどの充実を図っております。

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るためのマル福制度や、児童手当等の各種手当の支給も行っております。また、子育て世帯を対象とした住宅取得助成制度などにより、本市への移住・定住の促進もしております。

未婚化、晩婚化の進展に対しましては、いばらき出会いサポートセンターへの入会登録料の補助や、コロナ禍で開催を見送っておりますけれども婚活パーティーなど、また中学生を対象としたライフデザインサポート事業を実施しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 現代は自由な時間と生き方が選べると言われている一方で、結婚につながる出会いの機会は乏しいと言われております。コロナ禍でのリモートワークの推進など、現実の世界で出会う機会は、ますます少なくなっていると思います。

そこで、早いうちから人生設計を意識しなければならないと思うんですが、そのような事業の施策などはあるんでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 本市では、若いうちから自身の人生設計、いわゆるライフプランを考えるきっかけづくりを図るライフデザインサポート事業を、市内の第8学年生、14歳を対象に実施しております。講演会を開催し、ライフプランの必要性や重要性に気づいてもらい、自分自身の問題として捉えてもらうとともに、ライフプランニングに必要となる就学、就職、結婚、出産、子育てなどの将来の夢や目標を決めるために必要な情報を提供し、考える機会を持たせる取組です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） この事業に対しまして、生徒とか先生方の反応はいかがなものなんでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

参加しました8学年生398名に講演会の参加の前後で行ったアンケートでは、結婚について「したい」と答えた方が、講演を聞く前は55%でしたが、講演後では73%に、「したくない」は7%でしたが、講演後は6%にと、結婚を望む割合が高くなりました。

事業の報告書では、自由記述で「結婚の時期や出産の時期について考えることができた」「ライフデザインで、きちんと将来の計画を立てることは大事だなと思いました」などの感想があり、人生の計画を立てることの大切さを改めて認識した模様です。

また、講演会後の先生方のアンケートでも、おおむね高い評価を得ております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 今出てまいりました、そのライフデザインサポート事業、非常に素晴らしい事業だと思います。このような事業をどんどんやっていただいて、私も推進にはどんどん協力したいと思います。

子供たちには、将来的な夢や希望などもたくさん与えるということ、それは非常に大切なことだと思います。このような冷え切った世の中ですから、なおさらのことだと思います。

そこで、私的に思うんですけれども、一生懸命子供たちが勉強したり、そういう夢を追って頑張っているところだと思うんですが、やはり基本というのは家庭だと思うんです。ですから、その家庭のほうも、しっかりと親御さんたちにさせていただきたいと思います。子供が一生懸命やっても、家庭がぐらついていたのでは、なかなか子供の将来の夢も、なかなか応援できないような状態になってしまうと思いますので、この事業、私も一生懸命応援させていただきます。

続きまして、次に、結婚支援事業について、ちょっとお伺いいたします。

コロナ禍の中で人を集める事業ができない、婚活パーティーなどの開催がままならないと思われませんが、今、市内での現状というのはどのような感じになっているのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、人が集まる形式のイベントにつきましては、実施できないものが多くありました。婚活パーティーについても、昨年、今年と、2か年度続けての中止となりました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） こういう時期ですから無理もないと思いますが、今後の展開などはあるのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 本市は連携中枢都市圏、こちらのほうに参加をしておりますが、こちらでの婚活支援事業を展開してまいります。9つの市町村、それぞれの観光スポットにおいて、イベントの参加、体験型の婚活支援を実施し、各イベントの最後にはマッチングを行うものでございまして、年間3回程度のイベントの開催が現在企画されております。

また、1か所で時間をかけて交流を深める体験イベント、例えばキャンプ場などを、大型バスにより午前・午後で隣接自治体をまたいだ形で移動をし、観光スポットを巡りながら交流を深める参加型イベントなどの構想もございます。

いばらき出会いサポートセンターについては従来からございますが、こちらはスマートフォンやAIを活用したお見合いなど、民間事業者の婚活イベントの後援などを行っております。

すが、成婚実績を上げておりますので、市としましては、同センターへの登録料の補助、こちらは継続してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） それでは、婚活イベントや、いばらき出会いサポートセンターのスマホやAIを活用したお見合い等は、今後もぜひ継続していただきたいと思います。我が家にも対象年齢になる子供が2人おりますので、非常にそれも心配しております。

これまでの結婚相談所やお見合いなどの窓口や習慣に対して敷居の高さや煩わしさを感じていましたけれども、気軽に相談できる環境は非常によいことだと思います。これから交際を望む方にとっては、出会いの機会の一般的な方法になるのでは。

他方で、心配していることもあります。やり取りがスマートフォンでや、ネットの上でAIによるマッチングなど、仮想の環境の中で物事が進む、現実感を伴わず相手との交際を深めていってしまうのではないかという懸念があります。現実の世界では、自分の思うように物事は進みません。周りの人に気を配り、人から都合の悪い話を聞くことも、時には意見がぶつかり合うこともあります。インターネットの環境では、様々な情報が容易に入手しやすく便利ですが、自分にとって都合のいい見聞きしたい情報だけを選び、結果、偏ってしまう側面もあります。

交際する当事者だけで他者の存在が意識できない状態は、交際相手からの暴力に自身も周囲も気づきにくいと、いわゆるデートDVに至ることもあるのではないかと思います。

そこで、デートDVとDVの違いとは、どんなようなものがありますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

DV（ドメスティック・バイオレンス）ですが、主に配偶者など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことを指す、表す言葉でございます。このうち、主に未婚の交際している恋人同士の間で起こるDVのことを、デートDVと指して使われることが多いようです。

いずれについても、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要の4つの行為があるとされてございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 現況はどういったものがあるんでしょうか。また、本市での状況というのは、どのようになっていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

令和3年3月に公表された内閣府男女共同参画局による「男女間における暴力に関する調

査」によりますと、「交際相手からの暴力の被害経験の有無」では、当時の交際相手から、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかの被害を受けたことが「あった」が12.6%でございました。男女別にしますと、女性が16.7%、男性が8.1%となっております。

平成30年3月の同じ調査では、「あった」が16.7%、女性が21.4%、男性が11.5%でしたので、近年のほうが増減しておりますけれども、このコロナ禍において潜在化している可能性はございます。

本市においては、未成年に係わる対応相談については、主に家庭児童相談室で行っておりますが、その中でデートDVについては、令和2年度の相談件数はゼロ件、令和3年度中の相談件数は1件でございました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 今出ました相談室による対応と対策というのは、おありになりますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 本市のこども課家庭児童相談室では、「恋愛はそれぞれ対等で、相手を尊重して成長していくもの」であることを若いうちに知ってもらうことを目的に、DVを自分で気づけることが重要だと考えております。

今年度、デートDVのチラシを作成しまして、市内の中学校、高校に配布をしております。こちらは、チェックリストを使って気づきにつなげるものでございまして、中高生でも分かりやすいよう工夫をしております。

デートDVは、「一人で」「自分たちだけで」解決することが難しい問題でございます。もしも自分が被害に遭っていたら、また逆に大切な人を傷つけていたら、できるだけ早く信頼できる機関へ相談するか、市の家庭児童相談室に相談するように案内をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） いろいろと問題等々もあると思っておりますけれども、我々も注視しながら、いろいろ協力できることは協力していきたいと思っております。

これで私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告1番、小池正夫議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時46分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 原 田 陽 子 君

○議長（萩谷俊行君） 通告2番、原田陽子議員。

質問事項 1. DV対策について。2. 成年年齢引下げについて。

原田陽子議員、登壇願います。

原田議員。

〔1番 原田陽子君 登壇〕

○1番（原田陽子君） 議席番号1番、原田陽子でございます。

通告に従い、一般質問を進めさせていただきます。

まず、質問に先立ちまして、ウクライナの主権と領土を踏みにじるロシアの侵略によって犠牲となり、命を落とされた全ての方に対し、心からの哀悼の意を表します。ウクライナの国の花、那珂市と同じヒマワリだそうです。ロシアの侵略行為を強く非難すると同時に、一刻でも早い事態の終結を、そして回復したウクライナの地でヒマワリが咲き誇ることを願ってやみません。

それでは、1つ目の質問事項であるDV対策について質問を進めさせていただきます。

先ほどの小池議員の質問でも保健福祉部長からありましたとおり、DVとはドメスティック・バイオレンスを略した呼び方であり、内閣府の男女共同参画局のホームページで確認しますと、ドメスティック・バイオレンスの用語については明確な定義はないとありますが、日本では、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力という意味で使用されることが多いようです。

DV防止法、いわゆる配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された配偶者暴力防止法においては、被害者を女性に限定してはいません。しかし、配偶者からの暴力の被害は、多くの場合女性であります。男性の場合、女性からDVを受けても相談しづらいなどという理由もあり、公表されております男性の相談件数よりも実際の男性被害者は多いのかもしれませんが、女性からの相談が圧倒的に多いというのが現状です。

そして、暴力の形態は、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、人前でばかにしたり、実家や友人との付き合いを制限するなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、そして性行為の強要などの性的暴力も含まれているようです。これら身体的、精神的、経済的、そして性的暴力が単独で行われることもありますが、多くの場合は何種類かの暴力が重なって起きています。

また、これらの暴力の多くは家庭で起こるため、ほかの人には見つかりにくく、長期にわたり繰り返し行われることで、被害者は恐怖や不安を植え付けられます。さらに、暴力を受け続けていると、自分だけが暴力を受けているのではないかと心理的に孤立感を抱くようになり、また誰も助けてくれる人はいないという諦めや無力感、さらには相手が暴力を振るうのは自分が悪いからだという自責の念を抱く被害者も多くいます。また、暴力を受け続けていると、眠れない、やる気が出ない、記憶が曖昧になる、びくびくする、感情がなくなる感じなど、様々な症状となって表れることがあり、それらの症状により、心的外傷後ストレス障害、いわゆるPTSDと診断されることがあります。

DVによって深刻なダメージを受けた被害者は、精神的にも大きな影響を及ぼすと言われております。配偶者からなどの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題であると捉えられますが、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数や調査結果などによりますと、それらの被害を受けているのが少数の人だけではなく、多くの女性が被害を受けていることが分かります。

そこで、本市のDVの現状について確認をしたいのですけれども、本市のDVの相談件数及び相談内容についてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

本市におけますDVに関する相談件数につきましては、令和2年度が165件、令和3年度が122件となっております。このうち、18歳未満の子供がいる世帯での相談につきましては、令和2年度が155件、令和3年度が119件でございます。

相談の主な内容といたしましては、殴る、たたくなどの身体的な暴力のほか、暴言や嫌みを言うなどして精神的に追い込むモラハラや、生活費を渡さないなどの経済的暴力、そして性的暴力、またその複合事例などがございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 本市においては、令和2年度の相談件数が165件、令和3年度は122件と、相談件数は減少したようですけれども、全国では増加傾向にあるようですし、実際、被害に遭われた全ての方が、即行政機関に相談に行くわけではないということも考えますと、相談件数だけではなく、実態は把握しづらいただろうと思われま。

今現在も、相談すべきか迷われている方、配偶者や周囲に知られてしまうことを恐れている、そのために相談できない方もいらっしゃるのではないかと想像しています。また、被害者自身複雑な心理状態に置かれているため、自分がDV被害者であると認知するのに時間がかかるということもあるようです。そうした被害者の複雑な心理もあると思いますが、DVに関する相談窓口の存在がきっかけとなり、DVについて調べたり、また相談できる機関が身近にあるということで、いつでも相談に駆け込めるという安心感につながるのではないかと

と思っております。

そこで、市ではDVに関する相談窓口については、どのように周知されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

DVの相談窓口につきましては、市民協働課をはじめ、市社会福祉協議会が運営するふくし相談センター、県が設置している配偶者暴力相談支援センター、NPO法人が設置している相談窓口など、多岐にわたります。

これらの相談窓口の連絡先等につきましては、市のホームページに常時掲載するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間が設定されております11月に、広報なかに周知啓発するための記事を掲載しております。また、内閣府が実施しております、最寄りの相談窓口で電話を自動転送するシステムであります「DV相談ナビ」について紹介するカードを、市役所内女性トイレに設置するなど、様々な場所や媒体を通して、これらの相談窓口を市民の皆様に周知をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） DV相談ナビの紹介カードを、市役所内の女子トイレに設置しているということですが、私もたまたま水戸市内のスーパーだったのですが、スーパーの女子トイレに「DV ひとりで悩まないで」という名刺の大きさのカードが置かれているのを見かけました。カードの裏側に相談窓口の連絡先が記載してありまして、カードですので手に取って持っていきやすく、またお財布などに入れておけるので、邪魔にならなくてよいと思いました。そして、被害者本人だけではなく、身近な人が被害に遭う可能性もありますので、カードなら手に持ち、相談を受けたときに、その人に手渡ししやすいと思いましたので、よい取組をされているなど思っているところでした。

本市でも、周知のためにそのような取組が実施されていることを、私もうれしく思っております。ただ、今後は市役所内の女子トイレ以外、ひだまりや図書館などの公共施設の女子トイレや、また協力していただける民間施設などにも、カードの設置場所を徐々に拡大していただければと思っておりますので、どうかお願いいたします。

それでは、周知を図っている相談窓口ですが、相談体制の状況や相談の流れ、また相談者への配慮についてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

市のDVに関する相談体制としましては、市民協働課におきまして相談を受け付けるほか、市社会福祉協議会のふくし相談センター、こども課が設置している家庭児童相談室、介護長寿課が設置しております地域包括支援センター、社会福祉課が設置しております障害者虐待

防止センターなど、相談内容をDVだけに特定せず、被害者の状況に応じて対応できるような相談体制を整えております。また、1つの相談ケースにおいて複数の課題が発見されたときは、関係課が連携して対応を協議し、支援を行う協力体制を整えております。

また、相談者への配慮につきましては、ご本人の精神状態に寄り添った対応ができるよう個室での相談を実施するほか、女性職員による対応や、相談者の話すペースに合わせた聞き取りを行うなど、相談者に過度の負担がかからないよう配慮した対応をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） DVに関する相談も、夫婦またはパートナー間だけを取り扱うのではなく、児童虐待、また高齢者や障がい者への虐待など、多方面からの相談体制を整えているということを理解いたしました。また、相談する際には個室を使用し、相談者の話すペースにも気をかけるなど、相談者に対しての細やかな配慮がされていることもよく分かりました。

それでは、次に、ほかの機関との連携についてお聞きしたいと思っております。

以前、私も友人などからDVに関する相談を受けたときには、警察に相談することを提案したりいたしました。相談先によっては、対応が違うのか心配するところがございますけれども、相談窓口は多岐にわたるということですが、それぞれにほかの機関との連携はどうなっているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

DVに係る相談は、市内部だけではなく、茨城県、茨城県警察、NPO法人など、様々な機関が窓口を設置しております。相談者が最初にどの窓口で相談を行うかは、状況により変わってまいりますけれども、1つの機関だけで相談が終結するケースは、ほとんどありません。相談者の状況や必要に応じ、関係する機関に情報を提供し、場合によっては異なる部門の担当者が一緒に対応に当たるなど、臨機応変に対応をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 市に相談していた人が暴力を受け、夜中に警察に駆け込むこともあると思いますし、また状況によっては、ストーカーなどの被害に遭うおそれもあると思いましたが、関係機関との連携がしっかり取れており、情報も共有されているということで安心しました。

そして、DVが起きている家庭では、子供に対する暴力が同時に行われる場合が多く、過去の痛ましい児童虐待事件では、父親から母親へのDVが注目された事件もありました。加害者から言われるままに、被害者が子供を虐待してしまうことや、恐怖心から子供への暴力を制止できないなど、加害者による支配やコントロールもDVと見られています。また、子供への身体的暴力がなされなくても、子供の目の前で家族に暴力を振るうことは、子供に対

する心理的虐待と言われております。

このように、家庭で起こるDVは、児童虐待とも深く関係しており、DVとともに児童虐待にも取り組む必要があると思われまます。市でも、児童虐待に取り組んでいると思われまますけれども、DVと児童虐待との一体的な取組はされているのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

夫婦間でのDVで、18歳未満の子供も関わりがあり、児童虐待と判断される場合は、市民協働課とこども課で連携をし、一体的に取り組む対応をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 以前、児童虐待事案に対応する過程でDV事案が確認されるケースも多いと、担当の方から伺うこともありました。それだけDVと児童虐待の関係が深いことが明らかになっているということなのだろうと思っておりますので、引き続き関係各所と連携し、取り組んでいただきますようお願いいたします。

このように、DV対策に取り組む中で課題にも直面してくると思っておりますけれども、現在市として認識している課題はありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

市として認識している課題としましては、DVの相談で受け付けたケースが、相談を進めていく中で、貧困や障がい、高齢など多くの問題を抱える、いわゆる「複合ケース」であることが分かり、その対応につきまして、複数の機関との連携が必要となることが挙げられます。

また、ケースによりましては、相談者とのやり取りに専門的な知識や経験が必要となりますので、対応する職員のスキルアップが必要になってまいります。

それ以外にも、長期間にわたって対応が必要となるケースにつきましては、人事異動により同じ担当者が継続して対応することができなくなることも、課題として挙げられます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 昨今のコロナ禍の影響でもDVが増加したと言われており、今後も社会情勢の変化によってDVが発生するケースが生じる可能性がございます。専門的な知識や経験の必要性に関しましては、NPO法人が行ったアンケート調査にも同じようなコメントが寄せられておりました。課題への取組も、関係機関との連携が重要となるかもしれません。また、DVの対策を強化していく上では、さらなる周知と、そのほかの関係機関との連携もさらに強化していく必要を感じておりますけれども、そのあたりはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

相談窓口を含めたDVに関する情報の周知につきましては、広報なかや市ホームページなどによる周知に加え、成人式におきまして、若年層のDVであるデートDVについての啓発チラシを配布したり、「女性に対する暴力をなくす運動」を周知するために、その期間であります11月に、市役所1階ロビーにおいてパープルリボンツリーを展示するなど、様々な媒体を通して、市民の皆様至今已以上に情報を提供できるように努めてまいります。

また、その他関係機関との連携につきましては、個々のケースにおける協力体制の維持はもちろんのこと、県が主催するドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク地域会議等の機会を通しまして、関係機関との関係性の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） よく分かりました。

また、先ほどもDVによる心理的な児童虐待にも触れましたが、DVに遭遇した子供へのケアも課題となっていると思われまます。そうしたDVに遭遇した子供のケアについても、対応をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 先ほども述べられましたとおり、夫婦間のDVにおいて、直接的に子供への暴力がなかったとしても、両親の間で行われる暴力を目の当たりにすることが、子供への虐待になると捉えられます。

子供自身から親からの虐待についての相談があった場合には、まずは相談したこと自体をねぎらい、「親に知られたらどうしよう」との不安を受け止め、子の気持ちに寄り添い、慎重に対応をいたします。必要に応じまして、児童相談所との連携や、医療ケア機関などの専門的な部署による事案に応じたカウンセリングの支援につないでまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） DVの原因の一つとして、幼少期に自分がDV被害者だったことが挙げられるようです。幼い頃に自分が暴力を受ける、もしくは母親が暴力を受けている環境で育った場合には、DVに対する嫌悪感が増しているようですが、気がついたときには、自分も父親と同じように暴力で女性を従わせようとしていたという男性は多いと聞いています。

内閣府のデータによりますと、18歳までに暴力を受けたことのある男性は、しつけや教育のために夫が妻をたたくのはやむを得ないことであると答える割合が多く、幼少期のDV経験が大人になってからの暴力に対する意識と関連していることが、よく分かります。怒りを暴力や言葉の暴力のみで表す親に育てられたその子供も、暴力でしか自分の怒りを伝えられなくなってしまう。そのように、DVは親から子に受け継がれてしまう負の連鎖とも言

われており、その子にとっては、長期的なケアが必要と思われますので、ご答弁にありましたとおり、まず専門的な機関に市としてその子をつなげていく、そのような支援、継続して続けていただきますようお願いいたします。

それでは、次の質問ですが、配偶者暴力相談支援センターについて、センターの実績や効果などを、私個人的に聞く機会がありまして、那珂市ではどうなっているのか気になったところでしたので、配偶者暴力相談支援センターの設置に関して、市のお考えをお聞きいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

配偶者暴力相談支援センターにきましては、茨城県が設置するほか、市町村単位では、現水戸市と古河市が設置をしております。

本市としましては、現時点においては、単独の配偶者暴力相談支援センターを設置することは考えておりません。相談内容が、単なる男女間の暴力だけでは収まらないケースが多いことから、現在の各課、各機関が必要に応じ連携し、対応する体制を維持・強化していくことが適当であると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 単独の配偶者暴力相談支援センター設置を考えておられないということですが、これまでのご答弁でも、各関係機関との連携も取れているということですし、市として複合的なケースにも対応できるという市の現状に即した体制なのだろうと、私は理解しております。

DVは身体的でなく、精神的にもダメージを受ける被害者の保護とサポート、また場合によっては加害者への対応、子供のいる家庭では子供へのケアなど、多方面からの支援が求められております。さらに、かつて被害者であった子供が、大人になって加害者となってしまう可能性もあり、負の連鎖を断ち切るためにも、今後も引き続き最適な方法を模索しながら、市の現状に合った相談体制を協力していただきますようお願いいたします。この質問事項を終わりにさせていただきます。

それでは、2つ目の質問事項である、成年年齢引下げについての質問に移りたいと思います。

民法改正により、4月1日から成年年齢が二十歳から18歳に引き下げられ、18歳から19歳の若者も、法律上は大人として扱われることとなります。成年年齢引下げ後、親の同意なく契約ができるほか、公認会計士などの国家資格を取ることも可能になり、父母の親権に服さなくなることから、住む場所や進学、就職などの進路なども自分の意思で決定できるようになります。

これまでどおり、二十歳にならないとできないことは、飲酒や喫煙、公営ギャンブルなど

のようですが、このように18歳からできることと、二十歳のまま変わらないこととがありますが、企業などで出している成年年齢引下げに関する意識調査を見ましても、18歳、19歳の当事者でも、具体的な内容までは把握してはならず、自覚のないまま大人になることへの不安を感じている当事者が多いというのが現状のようです。

そこで、本市の成年年齢引下げについての対応について、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

議員からもありましたとおり、令和4年4月1日から成年年齢が引き下げられ、18歳から成年となります。成年となることで、様々なことが自分の意思で行えるようになる一方で、自分の判断や行動に自分で責任を負うこととなります。

特に、社会経験が乏しく未成年者への保護がなくなったばかりの若者にとって、悪質業者に狙われたり、安易に契約を交わしてトラブルに巻き込まれたりする可能性が高いことから、成年年齢の引下げにつきまして、市消費生活センターにおいて、本年度、啓発記事を広報紙やホームページ、SNSなどで情報発信をしまいいりました。あわせて、新成年向け啓発パンフレットを成人式で配布するなどの対応も取ってきたところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 市としましても、消費トラブルに関する啓発が行われていることがよく分かりました。

2018年、内閣府の世論調査でも、消費者被害への不安を感じている人は64.3%と高い数字で示されており、消費者教育の必要性を感じております。未成年者は法律で保護されておりますけれども、成年に達すると、親の同意を得ずに、自分の意思で様々な契約ができるようになります。

一方で、未成年者の消費者被害を抑止する未成年者取消権を行使できなくなるので、法律による保護がなくなったばかりの18歳が、悪質商法のターゲットになるのではないかなど、消費者被害が懸念されております。既に全国の消費生活センターなどに寄せられた相談について、20歳から24歳の相談件数は、未成年に比べ大幅に多くなっているとのことで、成年年齢引下げ後は、より一層、若者の消費者被害の拡大が予想されております。

また、4月からは、同じ高校生でも大人と子供が混在する状態で、未成年者取消権が使える、使えないなどの違いも出てくるわけです。契約についての知識が必要となり、早い段階で若い世代への消費者教育が行われることが必要だと思われまますけれども、消費者教育についていかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

議員からもありましたとおり、若い世代からの教育というのは大切だと考えております。そのことから、若い世代への消費者教育の一環としまして、小学校3年生と6年生に対して、

それぞれの学年に応じた消費生活に関するパンフレットを配布し、消費生活に関心を持ってもらう取組を進めているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 市としても、小学生のうちから消費者教育に関わることの重要性を認識しておられ、そのような活動をされていること、大変喜ばしいと思っております。消費生活に関するパンフレットがどのように活用されているのか、今分かっておりませんが、どうかパンフレットを配布するだけにとどまらず、パンフレットの内容にも触れる機会をつくっていただきまして、子供たちが理解できるよう工夫していただければと、この場をお願いいたします。

既に全国の消費生活センターには、成人して間もない20代前半の相談が急増する傾向にあるようです。消費者トラブルなど消費者の苦情や相談を扱うのが消費生活センターですが、その消費生活センターでの相談体制はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

市消費生活センターでは、専門の消費生活相談員による相談体制を整え、電話や来庁による相談に応じております。また、困ったときの相談窓口として、全国共通の消費者ホットライン188（いやや）の周知を図っております。あわせて、まちづくり出前講座に消費生活のメニューを設けたりしまして、市民のニーズに応じ、消費生活に関する知識の普及や消費者被害の未然防止を図っているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） それらの周知を図っておられるということですが、若者向けには様々なツールを活用した周知が欠かせないと思っております。そのような周知は、どのように行っていくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

周知の手段としましては、広報紙やホームページのほか、多くの若者が利用しているLINEやツイッター等のSNSも活用し、また、発信の際、イラストなどを用いて具体的な事例を紹介するなど、少しでも目に留まるように工夫して配信をしておるところでございます。

様々な媒体を活用したこれらの情報発信により、幅広い世代に周知することで、当事者はもちろん、周りの方にも理解と認識が広がるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） やはり、スマートフォンを手放せない若い世代には、SNSでの発信は効果があるように感じます。市として、イラストなどを用いて具体的に紹介するなど、大

変工夫をされているようでして、私も那珂市のLINE登録をしておりますし、ツイッターフォローさせていただいておりますので、今後の情報発信に期待させていただきます。

トラブルを未然に防ぐには、消費トラブルに関しての知識が必要となります。そうしますと、教育現場との連携も今後は重要になってくるのではないかなと私は考えております。

また、最近コンビニに寄りますと、コンビニの有線放送なのか分かりませんが、政府からのお知らせとして、定期的にそのホットラインの188を紹介する放送が流れておりました。そのように、放送によっても周知が行われていくことも必要なかなと思ひまして、市内でも、子供たち、若い世代が聞けるような時間帯に防災無線で流していただくなど、いろいろと工夫を凝らしていただけたらなと思っております。

また、若い世代ではなく、私たち大人もしっかりと民法改正の内容を把握し、身近な若者にはきちんと説明できる状況をつくっていく必要があると思ひます。先ほども、出前講座などを設けているとのお話もありましたので、年代にかかわらず、そのようなことがしっかりと市内で活用されていくことをお願いいたしまして、私の質問をこれで終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告2番、原田陽子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時30分といたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 石川義光君

○副議長（大和田和男君） 通告3番、石川義光議員。

質問事項 1. ヤングケアラー支援について。

石川義光議員、登壇願います。

石川議員。

〔5番 石川義光君 登壇〕

○5番（石川義光君） 議席番号5番、石川義光でございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

昨年令和3年第1回定例会一般質問で、ヤングケアラーへの支援について質問をいたし

ました。そして、質問に対して次のような答弁がありました。簡単に3つほど紹介をさせていただきます。1つ、現在ヤングケアラーに特化した支援は実施していない。1つ、ヤングケアラーかどうか判断が難しい。1つ、世間一般的には認知度が低い。以上のようなお答えをいただきました。

しかしながら、この1年でヤングケアラーを取り巻く環境は大きく変わりました。昨年の県議会第3回定例会一般質問で、ヤングケアラーへの支援についての質問に対し、大井川知事より以下のような答弁がありました。近年、未来を担うべき子供たちが、親の介護や幼い兄弟の世話を担うヤングケアラーをめぐる問題が強く指摘されている。まずは、県内の中学・高校の生徒などを対象とした実態調査を実施する必要があると考えている。ヤングケアラー支援に当たっては、家庭内におけるケアの問題と捉えるのではなく、社会全体で支えることが重要。市町村や支援機関における支援の在り方、関係機関の連携方策など検討のほか、ヤングケアラーに対する県民の認知度向上と理解促進を図るための普及活動を実施していく。誰一人残されない、誰もが生きやすい社会の実現に向けて取り組んでいく。

そして、11月18日の知事会見では、第4回定例会で提出される予定のケアラー条例に対する受け止めと、ヤングケアラー対策としての県の考えはとの問いに対して、知事は「ヤングケアラーを含むケアラー対策について、県議会で条例案が検討されていることは承知している。方向性としては非常にいい話で、詳細を分析しながらしっかりと条例の裏づけになるような対策も含め、準備ができればいいと思っている」と答えております。

そして、県議会第4回定例会で、茨城県ケアラー、ヤングケアラーを支援し、ともに生きやすい社会を実現するための条例が制定されました。そして、令和4年度当初予算に、現状把握のための実態調査や認知度向上の取組などに900万円が計上される予定です。条例案で、県は「市町村との連携、取組に対しての助言、そして支援をするとともに、支援策の策定や実施に当たり、密接な協力を図れるよう努力する」と明記されています。

そして、厚生労働省や文部科学省が予算編成を進めますが、多くの取組が法律で義務づけられるわけではありませんので、それを実際にやるかどうか決める、それぞれの自治体の動きが大切になります。

今回の茨城県条例を踏まえ、那珂市の取組をお伺いいたします。

現在の社会情勢の中で、そもそもヤングケアラーの概念については、認知度が高くありません。令和2年度、国の「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」において、中高生の8割以上が「ヤングケアラーについて、聞いたことがない」と回答しており、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるためには、子供自身はもちろん、周囲の大人も含め、ヤングケアラーの社会的認知度の向上が極めて重要と考えられます。

そこで、お伺いをいたします。

外部からは見えにくい問題であること、また当事者自身も家庭内の役割と認識しているケースがあります。この問題に対する社会的認知度を高めるためには、どのような方策を講じ

ればよろしいでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、家族が互いに助け合う、支え合うことは、日常的にあり得ることでございます。また、知識や経験が限られる若い方が、家庭内でのケアのことを外部に話し十分な情報が得られるかといえば、難しいものと考えます。周囲の認識を含め、当事者の自覚のしにくさが、ヤングケアラーが外部から見えにくくなっている大きな要因と考えております。

このような状況から、国は令和4年度からの3年間を集中取組期間として、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に集中的に取り組むための、仮称ではありますが「ヤングケアラー認知度向上キャンペーン」を実施するとしております。キャンペーンのフォローアップとして、社会全体におけるヤングケアラーの認知度を調査するとともに、既に調査を行っている中高生については、認知度を5割にすることを当面は目指すとしております。

市としましても、広報なか、ホームページ、SNS等の媒体を使い、ヤングケアラーの社会的認知度を向上させ、取組への機運の醸成に努めてまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 石川議員。

○5番（石川義光君） ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があることから、実態の把握及び支援の強化が求められています。

しかしながら、家庭内のデリケートな問題に関わること、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもあるという理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっております。

国の調査では、中学2年生のおよそ17人に1人、全日制の高校2年生のおよそ24人に1人が、「世話をする家族がいる」と回答しています。学校は、児童生徒が多くの時間を過ごす場所であることから、子供の変化にいち早く気づける環境にあります。

そこで、お伺いいたします。

本市の中学校での実態調査の状況はどうなっているのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

不登校やいじめとは異なり、学校における正式な実態調査はございません。しかしながら、令和3年第1回定例会で議員から一般質問をいただいたことを受け、昨年の夏に小中学校において、ヤングケアラーと思われる児童生徒がいるかどうか、非公式に調査を実施いたしました。

方法としては、直接児童生徒から回答をもらうのではなく、学校生活の様子や家庭環境調

査票の内容、面談時に聞き取った内容などから、対象者を把握したものになります。ヤングケアラーの定義がまた明確ではございませんので、今回は人数についての答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 石川議員。

○5番（石川義光君） ヤングケアラーに対して、どのような具体的な支援があるのか。その支援につなぐためには、どこが窓口になるのかなどを明確にしておくことが、ヤングケアラーを把握し、早期に支援につなぐ上で必要であると思います。

お伺いいたします。

本市の相談窓口はどこになりますか。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

現在のところ、窓口となる部署はこども課、その中における家庭児童相談室になると考えております。

ヤングケアラーの問題の背景には、高齢や障がい、疾病、失業、生活困窮など、ひとり親といった家庭ごとの事情がございます。現在、市では改正社会福祉法により創設された重層的支援体制の整備を進めております。これは、複合的な分野の課題を各組織が連携し、一体的に対応して総合的な支援を行うというものです。

ヤングケアラーについても、窓口となる部署を中心に、各分野の相談窓口や担当部署が連携する、いわゆる包括的な支援体制で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 当事者や親などが申し出なくても支援ができる体制等、対象者へのアプローチの仕組みをどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

各家庭の状況に応じた適切な支援につなぐには、家庭の事情だけでなく、子供自身の気持ちに立ち入ることにもなります。子供自身の理解・了解を得ながら、相談を進める配慮が必要であると考えております。先ほど申しましたが、まずはヤングケアラーの認知度を高め、様々な相談窓口があることを周知し、当事者または周囲の方から相談いただくことが重要だと考えております。

ヤングケアラーに至る事情は様々です。先ほど申しました、高齢、障がい、疾病、失業、生活困難、ひとり親といった各分野の相談窓口で、ヤングケアラーを発見・把握した場合には、先ほど申しました各分野が連携する包括的な体制で支援をしてまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 県条例に「カウンセラー、ソーシャルワーカー、その他のケアラーの支援に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保並びにその適正な配置に必要な施策を講じるものとする」と明記されております。本市における専門職の増員は検討されているのでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

スクールカウンセラーは、茨城県の派遣事業を活用し、今年度は昨年度より1名増員の4名で各学校を巡回し、児童生徒や保護者などからの相談に対応しております。

スクールソーシャルワーカーにつきましても同様に、県の事業により2名の派遣を受けていることに加え、昨年度から新たに1名雇用し、教育支援センターに配置をしております。

体制的に充実が図られているところでもございますので、現時点で増員は考えてございません。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 石川議員。

○5番（石川義光君） ヤングケアラーの支援については、様々な施策があると思われま

す。例示しますと、SNSなどのオンラインで相談を受ける仕組みづくり、相談を受けて福祉サービスにつなぐコーディネーターの配置、介護保険制度や障がい者福祉制度で介護やケアをカバーできないか、ヤングケアラーの負担を減らすためのヘルパーを無料で派遣できないかなど、様々なことが考えられます。

県条例の第8条で、「県は市町村の主体的な取組を積極的に支援するとともに、行政分野における横断的な連携体制の構築、そして強化をするために必要な施策を講じるよう努める」とあります。県そして国と一緒に支えて支援に関する具体的施策をどのように検討されてお

るのか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

議員おっしゃったとおり、SNSによる相談は、ケアラー自身が抱く孤立感など心理面のサポートに大変有効であると聞いております。既存の制度、例えば介護保険や障がい福祉サービスにつなぎ負担の軽減を図るものなど、支援策は様々な考えられております。

国は、令和4年度に自治体とモデル事業を展開し、それらの成果を踏まえて、令和5年度からの支援体制を検討するとしており、具体的な支援内容などが示されていくこととなります。先ほどもお話いただきましたが、茨城県ですが、昨年末、全国2番目となる条例を制定し、今般の令和4年度予算に実態調査等の費用を上げております。市としましては、今後の国・県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 石川議員。

○5番（石川義光君） また、このようなケースもあります。事例を簡単にお話しいたします。

母親が鬱病を患いました。そして、お仕事も失いました。家に引き籠もってしまい、家事全般を放棄してしまいました。2年前のことです。知り合いを介して相談がありました。中学生の子供が、母親のケアを始めた時期です。まさに、ヤングケアラーです。そして、1年半後、ちょうど半年前になりますが、母親に変化が表れました。笑顔が、少しずつですが戻り始めました。間に合った、そう思いました。ヤングケアラーの子供が、高校受験を控えていたからです。そして、この2月に見事志望校に合格することができました。2年間の結果が出た瞬間でした。

しかし、普通の生活を取り戻すには、まだまだ時間を要すると思います。ケアラーの支援とともに、ケアラーを受けながらも、一生懸命前に進もうとしている方への支援も、同時進行で進めていく必要があると実感いたしました。

今回、県条例が制定されたことで、ヤングケアラーの問題が広く知られるようになり、本人が声を上げられなかったとしても、周囲が気づいて、具体的な支援につなげていけるよう、体制づくりが期待されます。子供たちが学校、地域など、社会とつながっているときに、大きく大人が反応を見逃さないことが、とても大切だと思います。大人が目配りの必要性を感じます。

また、子供が相談しやすい、そして信頼される存在にならなければなりません。子供は子供らしく過ごし、成長・発達していくことが一番重要です。大人は、それが損なわれていないか敏感になる必要があります。まずは、実態を知ることが大切。そして、子供の権利がしっかり守られ、本来やるべきことができているか、それを見極めることが、ヤングケアラー問題のポイントになりそうです。

今回の質問に対して、執行部から、認知度5割を目指す方策、中学校における実態調査の実施、相談窓口の設置、そして各分野の相談窓口が連携をして支援体制を構築していく等々、とても前向きな答弁をいただきました。ケアラー支援に関する条例は、介護者すなわちケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会全体で支えることを目的として、基本理念、自治体の責務や住民、事業者、関係機関等の役割を定め、推進計画や基本方針の策定等を指定しています。

茨城県以外でも、いくつかの自治体が同様の条例を制定しております。先日も葛飾区で、家庭の状況を把握しながら、介護や福祉など複数の部門が連携して支援をする必要があり、誰でも相談できる体制をつくっていきたいとして、ヤングケアラーの支援を強化するため、新年度より夜間や休日に対応する相談窓口を新たに設置を検討しているということです。

県条例の第8条に「市町村との連携」とあります。他の自治体では、学校の役割と明記するところもあります。県条例を踏まえ、本市においても、独自のケアラー支援条例をできるだけ早い時期に制定をし、家族に代わり介護を負担する18歳未満のヤングケアラーを、社会

全体で支える仕組みを整えるべきではないでしょうか。那珂市独自の条例制定に向け、全力で取り組んでいただけることを切にお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告3番、石川義光議員の質問を終わります。
暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 木 野 広 宣 君

○副議長（大和田和男君） 通告4番、木野広宣議員。

質問事項 1. 行政のワンストップサービスについて。2. 小学校休業等対応助成金について。

木野広宣議員、登壇願います。

木野議員。

〔11番 木野広宣君 登壇〕

○11番（木野広宣君） 議席番号11番、公明党、木野広宣でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は、行政のワンストップサービスについてと、小学校休業等対応助成金について、2つの質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、行政のワンストップサービスについて質問させていただきます。

これは、市役所や自治体のワンストップ窓口、要するに総合窓口についてであります。総合窓口の導入を行うと検討している自治体について、総合窓口が抱える問題点や課題があると思います。市民をたらい回しにさせたくないという自治体が、ワンストップ窓口のメリットや改善点などが必要となってくると思います。総合窓口の自治体の先進事例をまず述べさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、ワンストップサービスとは、皆様ご承知のとおり、自治体での各種手続における市民の窓口を1つに集約し、ワンストップで手続を完結する取組のことであります。ワンストップ窓口の導入によって、市民は転入や転出、お悔やみといった手続の際に、窓口を行き来する必要がなくなります。市民にとってはワンストップ、1つの窓口だけで手続が完結する分かりやすさなどから、満足度向上も期待されております。このような背景から、ワンス

トップ窓口は、窓口業務改善の取組として注目を集めております。

次に、ワンストップ窓口のよい点の一つは、市民満足度の向上にあります。複数の手続が必要となる場合でも、窓口を何度も行き来したり、同じ説明を何度もしたりする必要がなくなります。

次に、ワンストップ窓口の改善の一つではありますが、窓口職員の負担が増加する場合がありますといった点であります。ワンストップ窓口を担当する職員は、これまでよりも幅広い業務を覚える必要があります。しかし、ワンストップ窓口には、改善点もありますが、自治体の業務効率化と市民の満足度向上の双方を実現するため、約8割の自治体が導入の必要性を感じているという調査結果もあります。

しかし、必要性を感じているにもかかわらず、市役所等の自治体でワンストップ窓口の導入がなかなか進まない背景には、組織や職員体制変更の難しさ、予算、システムの改善、職員の育成といった課題があります。さらに、庁舎のレイアウト変更といった課題も残ります。既存のレイアウトから変更する場合には、様々な調整が必要となります。

総務省では、2015年に行政業務改革の一つとして、ワンストップ窓口の導入を推奨しておりますが、実際にワンストップ窓口を導入している自治体は多くないのが現状であります。課題の一つとして、組織や体制の変更が必要となり、またこれまで縦割りで行っていた業務の担当範囲を見直し、フローを整理し直す際には、組織的な協力体制やトップの統率力が重要となります。

2つ目として、システム改善費用、庁舎のレイアウト変更費用といった費用が発生する場合もあります。入念な要件定義や、それに伴う見積りも必要となってきます。

3点目は、一定のシステム対応が必要で、システム設置の際には、業務の見直しとセットでシステム等を選ぶという視点が欠かせなくなるということでもあります。

4点目は、総合窓口を設置する際には、総合的な内容に幅広く対処できて、必要に応じて担当課にエスカレーションできる職員の育成が重要となります。職員からは、1人の職員が幅広い業務を理解することは難しいという懸念が発生することもあります。また、マニュアルや資料の整理も必要となります。

次に、ワンストップ窓口の導入については、全市区町村の導入率は12%程度になります。町村を除いても17%ぐらいとなっているのが現状であります。現在は、もう少し導入率は高くなってきているのではないかと思います。ただ、日本全国で見ると、まだまだ導入のハードルが高いというのが現状であります。

一方、総合窓口を導入することによって、市民満足度の向上や業務効率化に成功している自治体もあります。兵庫県宝塚市、千葉県船橋市、北海道北見市、兵庫県神戸市、静岡県富士市などがあります。

兵庫県宝塚市は、2021年1月に「おくやみ窓口」として開設されたようであります。また、おくやみ窓口の特徴は、市民の満足度向上と職員の負荷軽減を同時に実現しているとの

点でございます。また、デジタルを上手に活用することによって、職員の負担を増やすことなく、利用者の90%が満足という成果も出しているようでもあります。

千葉県船橋市の例では、市民が申告書を書かない窓口があることであります。市民は、総合窓口で職員の聞き取りに答えるだけで申請書を完成させられます。積極的に窓口業務改善に取り組んでおり、業務改革モデルプロジェクトにも選定されております。

また、北見市の特徴は、船橋市同様、書かない窓口であることに加え、手続の際に記入する申請書の書式の統一、手続の押印省略の推進などの総合的な取組を行っている点であります。職員発信で、総合窓口の設置プロジェクトが進んだ事例でもあります。また、業務改革モデルプロジェクトにも選ばれております。そして、徹底した効率化と市民の利便性向上を図っているのが特徴のようでもあります。

兵庫県神戸市は、行政とテクノロジーとの連携を率先し、2016年から総合窓口の取組を開始されたとのことでもあります。引っ越しに伴って発生する手続が行えるようにする取組が行われております。

今までの総合窓口においては、全ての手続を網羅する必要はありませんが、各事例においても、一部分の手続がワンストップ化されており、各自治体の課題や庁舎内のレイアウト等に合わせて、必要に応じてワンストップ窓口を部分的に適用していくというのがよいと考えられると思います。

今まで述べさせていただいたことなどを踏まえて、那珂市の現状はどうなっているのか等質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、市役所窓口において、ワンストップサービスの現状についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本市のワンストップサービスの現状でございますが、来庁された市民の方は、移動することなく1か所の席にとどまり、職員がローテーションで入れ替わり対応するという、職員派遣型と呼ばれる方式に近い形でサービスを行っております。

具体的に申し上げますと、例えば市民課に転入届あるいは転出届を提出された際に、この形でサービスを行っております。市民課での転入・転出届後の手続は、世帯の年齢構成によって様々ですが、1階フロアの社会福祉課、保険課、介護長寿課などの手続につきましては、市民課で届出が完了した後、まず最初に案内した窓口で手続を行っていただきます。その後、各種手続がその窓口で完結できるよう、関係各課の担当者が届出人のところへ入れ替わり出向き、お客様をできるだけ移動させることのないように、ワンストップに近い形で事務手続を行っているということでございます。

先ほど、議員からお話がありましたが、当市におきましても、昨年7月1日から本庁舎の1階の市民相談室に開設しました「おくやみデスク」では、予約制ではありますが、ご遺族の方が手続ごとに各課を回らなくて済むように、ワンストップで手続が行えるという取り

組みを開始したところでございます。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 先ほどの川田部長の答弁にもございましたが、那珂市には職員派遣型というのを利用しているということでありました。それ以外に、総合窓口の種類としましては、統合施設型、職員派遣型、またスーパーマン型といった3つのタイプがあります。

統合施設型というのは、大規模な自治体で導入しやすい方法で、ワンストップというよりは、ワンフロアに関連窓口を統合する方法であります。集約によって、市民の移動は少なく済みます。この近隣でいけば、多分水戸市あたりがそういった事例になると思います。

2番目としましては、先ほど部長から答弁ありましたように、職員派遣型。職員派遣型は、窓口を一本化して、市民は動くことなく職員がローテーションで入れ替わり対応する方法であります。社員出張方式とも呼ばれますが、市民は窓口を動く必要がないため、見た目はワンストップ化されております。自治体内部では、組織改編や運用変更を行う必要がないため、取り入れやすい方法だと考えております。

最後に、スーパーマン型というのは、同じ職員が最初から最後まで全て対応する、本来の意味での総合窓口であります。市民は同じ説明を何度も行う必要がありません。必要なスペースも比較的小さいというメリットがあります。一方、スーパーマン型を実現するには、対応できる職員の育成もしくは人材に依存しないシステムの構築等の工夫が必要となります。

以上のように、タイプとしては3つあるということをご紹介させていただきました。

次に、おくやみデスクの利用実績と、利用した市民の方々からどのような意見をいただいているのか、伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

おくやみデスクの利用実績につきましては、昨年12月末時点の件数になりますが、死亡届の届出件数306件に対しまして、おくやみデスクの利用件数が253件でございまして、82.7%の利用率になっています。

おくやみデスクを利用された方をお願いしているアンケートの回答結果を見ますと、「ワンストップで手続きができてよかった」、あるいは「スムーズに手続きができた」など、好意的なご意見が多く寄せられておまして、ほとんどの利用者に満足いただいているとの結果を得られております。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 次に、子育てワンストップサービスについて伺ってまいります。

平成30年第1回の定例会でも伺いました、子育てワンストップサービスについてであります。

子育てワンストップサービスは、妊娠、出産、育児等に係る国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における児童手当、保育、母子保健、ひとり親支援の子育て関連の申請等について、マイナポータルを通じて利用できるサービス、検索電子申請機能及びマイナポータルのお知らせ機能、自己情報表示機能により、オンラインで手続を行うことを可能とするものであります。

平成29年7月から、各制度の手続が、マイナンバーカードがあればできるようになりました。その後、本市において、新たに子育てワンストップサービスに追加されたことがあればお伺いしたいと思いますが、子育て世代包括支援センターが開設されたとお伺いしましたが、子育て世代包括支援センターの現状についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

那珂市では、令和2年9月より、妊娠期から子育て期までを切れ目なくサポートする、子育て世代包括支援センターを開設いたしました。妊婦や子育て中のご家族の方が、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、保健福祉センターに置かれている健康推進課と、本庁舎に置かれているこども課が連携しております。

健康推進課では、保健師や助産師の資格を持つ母子保健コーディネーターが相談窓口となり、母子健康手帳交付時などに、母子保健サービスの案内や子育て情報を提供します。

こども課では、保育士の資格を持つ子育てコンシェルジュが相談窓口となり、子育て家庭を対象に、子育てについての悩みをお聞きし、子育て支援に関する情報を提供します。

健康推進課で行われる子供の健診時には、こども課から子育てコンシェルジュが出張相談に出向き、保育所等の入所相談などを行っております。両担当は、福祉相談支援システムを利用し連携しており、気になる情報については、共有して対応しております。

ほかにも、家庭児童相談室や発達相談センターなどとも、必要に応じて連携を図り対応しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに、この間この打合せをやったときに、那珂市子育て包括支援センター始動という、こういうチラシがありまして、「子育てにずっといい」那珂市マップというような、こういう地図もありますので、大変分かりやすいなと思います。今後も、こういうやっぱりチラシを使って市民の方に周知できるように、また努力していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、那珂市が考えるワンストップサービスの理想や、こういうふうにやりたいという考えがあるのか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

窓口を利用する市民の皆様にご負担を感じさせないということが、まず基本になるというふうに考えています。その中で、転入や転出、出生、婚姻、死亡などのライフイベントに際して必要となる手続が、1つの窓口で一度に確実に済ませられるような窓口がつかれるということが、理想であるというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

次に、市役所窓口において、先進事例のようなワンストップサービスの取組を導入するためにはどのような課題があるのか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

先ほど議員からご紹介いただきました総合窓口を、本市において導入するとした場合、本市は分庁舎方式を取っているため関係部署が分かれていること、加えて、関係部署を集約する本庁舎スペースに余裕がないという問題、あるいは総合窓口として届出窓口を一本化した場合に、対応できる専門的知識を有する職員をどう育成していくかということが課題であるというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かにそうですね。職員の育成が課題であるというのが、やっぱり現状だと思います。

次に、ワンストップサービスを運用していくためには、窓口で対応する職員にも専門的な知識を求められることになるかと思いますが、現状、どのような対応を取られているかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、窓口において幅広く対応できるためには、専門的な知識を有する職員が一定数必要になります。

現在、市といたしましては、窓口対応が必要な部署においては、在籍期間が長くなるようにし、計画的に専門的な知識を有する職員を育成できるようにしております。また、窓口担当課では、勤務時間外に自主的に勉強会を開催するなど、窓口対応能力向上に向けた取組も行っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに前、二、三年前ですか、やっぱり時間外に職員の勉強会を開催しているという話も伺ったことがあります。やっぱり今後も、そのことを継続して、しっ

かりと職員の皆様にも勉強をしていただいて、窓口対応についての知識をしっかりと習得していただきますようお願いいたします。

次に、今後さらにワンストップサービスで対応できるような取組を検討してほしいという考えがありますけれども、今後の市の考え方についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 総務部長。

○総務部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市の窓口の利便性の向上に向けたワンストップサービスの導入につきましては、今後も検討していかなくてはならない課題であるというふうに認識をしております。

これからの市の窓口の申請につきましては、デジタル化を推進することにより、市役所に来庁しなくても申請ができるという取組が進むことで、市役所の窓口の状況も変化していくものと考えております。

市の窓口の体制については、当面は現在の形態で対応していきたいというふうに考えておりますが、今後は様々なデジタル化に対応した市の組織体制を整えていく必要がございますので、市役所の窓口業務の体制につきましても、この中で検討していかなくてはならない課題であるというふうに考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かに、今、部長が話されるように、課題も結構あるのかなというふうには思います。市の考えも分かりましたけれども、確かに那珂市の場合は、本庁、支所、ひだまりと3つに分かれているため、正直窓口を1つにするのは難しいのが現状だと思います。

先ほどの答弁にもありましたけれども、これからの窓口業務の改善に現状でできることを考えていただき、市民の方が安心して利用できる窓口となるよう期待したいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上をもちまして、この項の質問を終わります。

次の質問に移ります。

小学校休業等対応助成金についてお伺いいたします。

初めに、小学校休業等対応助成金とはどのような制度なのか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答え申し上げます。

小学校休業等対応助成金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休校等の措置をした小学校などに通う子供を保護者として世話しなければならなくなった労働者に対しまして、年休の有無にかかわらず、労働者の希望に応じた有給休暇を取得させる環境を整え、かつ取得させた事業主を支援する制度となっております。

また、この助成金制度のほかに、小学校休業等対応支援金の制度としまして、同様に新型

コロナウイルス感染症の影響により、学校などに通う子供の世話をを行うことが必要となり、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者を対象として、支援を行う制度がございます。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

これは、制度の概要といたしましては、令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、以下の子供の世話を保護者として行うことが必要となったため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者を支援する制度でございます。一つは、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業をした小学校など（保育所等を含みます）に通う子供のことであります。また、2つ目としましては、新型コロナウイルスに感染した子供など、小学校を休む必要がある子供がいた場合になります。

今の答弁の追加になりますが、また、助成金・支援金の対象は小学校や幼稚園、保育園、認定こども園だけではなく、学童クラブや障がいのある子供が通う放課後デイサービスが休みとなり、保護者が仕事を休む場合にも対象になります。

その上で、助成金は事業主に支給されます。例えば、子供の保育園が休園となり、保護者が仕事を休んだ場合、保護者の会社に対して国が支援する仕組みであります。フリーランスや個人事業主たちも申請できます。

次に、事業主がこの助成金を活用しない場合は、労働者はどうすればよいのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

各都道府県の労働局では、労働者からの相談によりまして、事業主が助成金を活用するよう働きかけているところでございます。

事業主が助成金活用の働きかけに応じない場合には、労働者が直接申請をすることも可能としておりますので、まずは、小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口にて、直接ご相談いただくことが望ましいと考えております。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

ただ、支給額には上限があります。休暇の時期によって金額が変わります。このことについては、ご理解をしていただきたいと思います。

また、今答弁があったように、事業主の協力が得られない場合は、茨城県の労働局に設置された特別相談窓口になります。パートの方も制度の対象になりますので、事業主と相談するか、分からない場合には労働局に問い合わせさせていただくことが一番いいということであり

ます。

コロナ禍で働きながら子育てするのは、かなり負担ではございます。この制度があることで、親御さんもかなり助かるのではないかと考えております。

次に、この助成金制度に対して、市への問合せなどがあるのか伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

こども課や学校教育課に対しまして、数件の問合せがあったと伺っております。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

私も今回、市民の方からの問合せで、初めてこういう制度があるということが分かりました。当初は3月末までの予定でしたので、今回の質問項目に入れさせていただきました。ただ、厚労省では、延長されるような動きがあるというのが見受けられます。厚労省のホームページを確認していただければと思いますので、そういった場合には、市のほうでも問合せがありましたら丁寧な対応をお願いしたいと思っておりますので、よろしく伺いいたします。

子供や子育て家庭をめぐる環境は、時代とともに複雑化、多様化しております。縦割りの行政組織の下では、必要な支援ができないことも多くあると思っております。市でできることは、限度があると思っております。そうしたことから、市のトップである先崎市長に、県・国に今まで以上の要望をしていただくよう要望いたします。答弁は求めませんが、コロナ禍の中、先崎市長も重々承知しておりますように、ここまでの感染を誰が予想していたでしょうか。コロナ禍から暮らしを守る支援策が、国から随時発表されております。自治体の担当窓口は、書類一つで対応しなければならないのが現状であります。職員の人数は決まっておりますので、対応されております職員の方々に感謝いたします。皆様で一つ一つできることを考えて、行動していきたいと思っておりますので、どうかよろしく伺いいたします。

以上で私の質問を終わりにいたします。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告4番、木野広宣議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時35分といたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時35分

○議長（菟谷俊行君） 再開いたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（萩谷俊行君） 通告5番、富山 豪議員。

質問事項 1. 18歳成人について。 2. 自治会の今後について。 3. 静峰ふるさと公園の活性化について。

富山 豪議員、登壇願います。

富山議員。

〔8番 富山 豪君 登壇〕

○8番（富山 豪君） 議席番号8番、富山 豪。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず最初の質問は、18歳成人について伺います。

この質問は、午前中の一般質問の中、原田議員より同様の趣旨の質問がございましたので、できるだけ重複する質問は避けたいと思ひますが、話の流れでは、どうしても重複する部分が出てきてしまいます。ひとつお許しいただきながらになりますが、質問を始めさせていただきますと思ひます。

皆様方もご存じのとおり、このたび民法の改正で、本年の4月1日より成人年齢が、現在の20歳から18歳へと引き下げられます。したがひまして、2022年4月1日時点で18歳、19歳である方々は、いわゆる大人、成人となります。

ただ、このたびの成人年齢の引下げは、これまでの20歳成人に与えられます権利とは違ひまして、認められる権利と認められないことがあり、当事者である新成人も、まだ理解できずにいる部分が多々あるのではないかと感じております。

まずはであります、新成人になられる方々が一番気になるところは成人式典であると思ひますが、どのように開催するのかは自治体の裁量であると伺っておりますが、本市においては、これまで開催されてきました成人式典を今後どのように執り行っていくのか、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

従来同様、20歳を迎えられた方を対象とし、式典の名称を「二十歳（はたち）の集い」に変更して開催いたします。18歳は大部分の方が高校3年生であり、学業への影響や、進路を選択する大切な時期であることを考慮したものです。

なお、新しい名称につきましては、成人式実行委員会の中で話し合ひて決めたものになります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ただいまの答弁では、「二十歳の集い」という新しい名称で行うとい

うことでありますが、成人式典は自治体の裁量で行われるため、実施方法は各自治体様々であり、大体の自治体では、先ほどの答弁にありましたように20歳で行うとのことではあります。事実、18歳で行う自治体もあり、多少の混乱が予想されます。

新成人になられる方々にとってみれば、成人式典とは一大イベントであります。混乱を回避する意味でも、確実なる周知は非常に重要であると考えますが、本市において、二十歳の集いの開催についてどのように周知していくのか、周知方法を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

20歳を対象に式典を開催することにつきましては、令和元年度に方針を決定しておりますので、その段階から市民に対して周知をしております。

周知の方法につきましては、市の公式ホームページのほか、広報なかにも掲載しております。また、「二十歳の集い」という名称が、昨年6月に成人式実行委員会で決定されたことを受け、改めてホームページと広報なかを通して周知をいたしました。

なお、来年の式典の実行委員を募集するため、広報なか4月号に記事を掲載する予定でありますので、その際にも改めて新しい名称とともに周知をいたします。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 市の公式ホームページと広報なかを通して、しっかりと周知を図っていくとの答弁と理解いたします。目にする機会はとても重要であると考えますので、その部分においては、そのまましっかりと周知を図っていただきたいと思っております。

ですが、今回の式典は、先ほど申し上げましたとおり、民法の改正によります制度変更後の初めての式典となります。来年度開催予定の二十歳の集いは、晴れ着のレンタル予約等々のトラブル回避のためにも、対象者と新成人に対しまして、SNS等を活用した周知や、また郵送等による確実な周知を行う必要があると思っておりますが、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

式典の対象者へは、例年11月に案内の通知を郵送しておりますので、その際には確実に周知できるものと考えております。

全国あるいは県内の状況を見ましても、これまでどおり20歳で開催する自治体がほとんどですので、それほど混乱が生じることはないとは考えておりますが、議員からご提言があったとおり、引き続きホームページや広報なかをはじめ、SNSや新聞等のメディアも活用しながら周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 対象者に対しましては、例年どおり通知の郵送を行っていくとのこと

であります、どちらかといいますと、多少の混乱を来すのは、18歳、19歳で成人されます方々だと思われま。こちらにおいては、郵送によります通知はないとのことと理解いたしますが、できましたらであります、新成人に対しても市長よりメッセージを送っていただき、その中で、本市においては二十歳での式典を予定していますとの通知があればと思います。この部分に関しては通告しておりませんので、お願いという形にさせていただきます。

いずれにしても、周知の機会をこれまでより増やしていただきまして、混乱が生じることのないよう、よろしくお願いいたします。

今回の成人年齢を引き下げる目的に、18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことが考えられます。自己の決定権が尊重されるのですから、一人で親の同意なしにできることが増えるということで、当然ながら自己責任も大きくなります。ですが、18歳、19歳の方々の責任意識が、成人をしたからといって突然変わることは考えにくいと思われま。

そこで重要なことは、当事者となられる新成人の方々の理解と、責任に対する意識であると考えまが、本市の考えを伺いま。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えしま。

民法が定めている成年年齢は、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味と、「一人で契約をすることができる年齢」という意味がございます。

親権に服さなくなるため、例えば、自分の住む場所、進学や就職などの進路も、自分の意思で決められるようになります。さらには、携帯電話の契約、アパートを借りる、クレジットカードを作る、ローンを組むなどの行為を、親の同意を得ずに自分一人で行えるようになります。

一方で、未成年者が親の同意を得ずに行った契約を取り消すことができる、未成年者取消権を行使することができなくなるなど、自分の判断や行動は自分で責任を負うこととなりますので、当事者はもちろんのこと、その周りの方にも理解と認識を持っていただくことが重要であるというふうに考えているところでございま。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ただいまの答弁で、周りの方々にも理解と認識を持っていただくことが重要とありましたが、まさにそのとおりであると考えま。

18歳で大人の仲間入りを果たすのですから、理解不足や認識不足は多々あるかもしれません。ですので、家族であったり、大人の先輩である私たちが、社会全体で注意深くも温かく見守っていく必要があると考えま。

重ねて伺いま。この成人への理解と認識ですが、行使できます権利を含めまして、また様々な消費者トラブルに巻き込まれるのを防ぐためにも、教育による機会があればと考えまが、本市の考えを伺いま。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、成人となることで様々なことを自分の意思で行えるようになる一方で、自分の判断や行動に自分で責任を負うこととなりますので、そのことに関する教育は不可欠であると考えております。

特に、社会経験が浅く、未成年者への保護がなくなったばかりの若者は、悪質業者に狙われたり、安易に契約を交わしてトラブルに巻き込まれたりする可能性が高いことから、消費者教育が重要と考えております。

そのため、市消費生活センターでは、本年度、成年年齢引下げに伴う啓発記事を広報紙やホームページ、SNSなどで積極的に情報発信するとともに、新成年向け啓発パンフレットを成人式で配布するなどの対応を行ってまいりました。さらに、令和4年度、新たに成年となる市民に対し、啓発パンフレットを郵送するなどの取組を進めていく予定になっております。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 本市においても、自己判断、行動に責任を持つ教育が重要であるとの認識、また消費者教育の重要性も感じているとの答弁であると理解いたします。

また、18歳、19歳ともなれば、市が所管いたします義務教育課程を離れてしまっていることもあり、改めての教育の場は設けることは難しい状況にあることから、広報紙やホームページ、SNS等で啓発を図っているとの答弁であるとも理解いたします。

啓発を図ることは大変に重要であります。政府の広報キャンペーンでは、人気アニメとのタイアップで周知を図っております。どうぞ、引き続きましての啓発をよろしくお願いいたします。

先ほどは当事者となられる新成人の方々について伺いましたが、やはり理解ができる年齢での早い段階での教育の中で学べれば、成人を迎えるに当たっての心構えが大きく変わると思われます。ですので、義務教育における成人の権利と責任、また消費者教育をお願いしたいのですが、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

小中学校の学習指導要領では、「消費者に関する教育」として、一人一人が主権者意識を持ち、社会の中で自立し参画していく力を育むことや、自立した消費者として、契約の重要性や消費者の権利や責任について学ぶことが示されております。本市におきましても、学習指導要領に基づき、各教科の内容を通して指導を行っております。

例えば、小学校におきましては、4年生の社会科において、生活を営む上で大切な法律や決まりについて考えながら、自分で判断できる力の育成を目指すほか、5年生と6年生の家庭科では、金銭の計画的な使い方や物の選び方、買い方など、身近な消費生活を通して売買

契約の基礎を学びます。

中学校におきましては、9年生の社会科の公民的分野において、契約の重要性や個人の責任について理解を促すとともに、家庭科においては、消費者として責任ある行動を取るために必要な情報の収集のほか、消費者被害とその対応についても考える時間を設けております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） もう既に、きちんとそういった時間を設けていただいていることに、感謝申し上げたいと思います。

先ほどの企画部長の答弁にありましたよう、今回の成人年齢の引下げで、18歳、19歳の新成人の方々には、未成年者取消権の行使ができなくなります。それゆえにだけではございませんが、社会経験が少ないその年代の若者が間違いなく悪質商法などに狙われやすくなったのは、紛れもない事実であります。これからもしっかりと啓発活動と消費者教育の時間を設けていただき、そして多くの大人たちの注意深い見守りで、本市のみならず、多くの若い人たちがトラブルに巻き込まれないようよろしく申し上げまして、この項の質問を閉じさせていただきます。

続いての質問は、自治会の今後について伺います。

この自治会の問題については、令和3年6月議会でも質問させていただきました。その際に伺いましたのは、自治会の位置づけや役員の方々の待遇改善であったり、市と自治会との関係について、多く質問をさせていただきました。今回は、市民の皆さんと自治会について本市はどのように考えておられるのか、伺ってきたいと思います。

まずは、現在の本市の自治会の加入率を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

本市におけます自治会加入率は、令和3年2月1日現在のものが最新となりますけれども、66.55%となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 現在の加入率は66.55%ということですが、過去に遡りの部分は伺いませんが、おそらく年々減少傾向にあると思われれます。この減少傾向は、本市に限らず全国的にどの自治体でも起きており、皆様方も御存じのとおり、都市部ほどその傾向が強いとされております。

では、なぜ自治会に加入しないのか、その理由についてどのようなことが考えられるのかを、本市の場合というよりも、この場合、一般論に近いかなと思われれますが、考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

自治会に加入をしない理由といたしましては、核家族化や共働き世帯の増加により、その地区のコミュニティの一員として日常的にご近所付き合いをするという意識が薄くなっていることや、アパートなどに居住しております若い世代の方々は、子育てや仕事に追われ、地域活動に時間を割くことが難しい状況であることなど、ライフスタイルや価値観の多様化が影響していると考えております。

また近年は、高齢により地域活動ができないという理由で自治会を脱会される方も出てきておりますので、高齢化も理由の一つであると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ただいまの答弁にありましたよう、プライベートの時間を縛られたくないといった理由であったり、地域コミュニケーションの煩わしさであったり、高齢で地域貢献ができないからなど、この自治会に入りたくない、また、やめたいという理由は、人それぞれ様々であります。ですが、一番の理由として思われますのは、やはりこれも答弁の中にごさいました、時代とともに大きく変化いたしました価値観の多様化にあると感じております。

また、重ねてもう一つ、自治会に加入しない理由として、現代社会を生きる上で、別段自治会に加入しなくても何も困ることがないという理由があると思われませんが、そこで自治会に未加入で困ること、いわゆるデメリットがあるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

自治会は、自分たちの住む地域を住みよいまちにしていくため活動する自主的な任意の団体であるため、加入を義務づけることはできません。そのため、加入につきましては、個人の自由意思に基づくものでございます。

未加入であった場合のデメリットにつきましては、市の広報や地域の情報が得にくくなることや、自治会が管理する防犯灯やゴミ集積所など、生活に密着した課題におきまして、地域の協力を得づらくなること、そして地域住民とつながる機会が減少することで、地域の絆が形成されず、もしものときに、お互いが助け合い協力し合う共助の取組が得られなくなることであると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ただいまの答弁にありました、市の広報や地域の情報を得にくくなることや、防犯灯やゴミ集積所などの課題について地域の協力が得づらくなることは、多少の不便を感じるのところかと思いますが、地域の絆、助け合い、協力し合う共助というところは、寂しい話ですが、なかなか目に見えず、本当は一番大事な部分であるのに、有事でもない限

りその大切さに気づいてもらえず、だから自治会に加入しなくても不便を感じない、そのような感覚なのかもしれません。

ですが、イベント情報から休日当番医などの様々な地域の情報が得られないということは、先ほど多少の不便と申し上げましたが、そこで生活する上では、もちろんのこと不便となります。

そこで、自治会未加入の方々は、行政からの様々な情報を得るのに苦労があると考えますが、どのように対処なされているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

現在、広報なかは、自治会を通して配布しています。そのほか、市役所をはじめとする公共施設、市内の金融機関、郵便局、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど60か所に配置し、自治会に未加入の方のほか、広報なかにご興味のある方が、それらの施設にお立ち寄りの際に入手できるようにしております。

あわせて、広報紙をいつでもどこでも素早くご覧になっていただけるよう、市のホームページはもとより、LINEやツイッターなどのSNSのほか、広報紙配信アプリ「マチイロ」など、幅広い媒体において広報なかを発行日当日に情報発信しているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 広報紙は、人が多く集まる施設に、公・民間問わず60か所に置いており、併せてSNSツールを使いました情報発信をしているとのことですが、時代の流れとえばそのとおりなのでしょうが、ネットを使えば即座に欲しい情報は手に入りますから、不便をすることはございません。つまり、自治会に入らないデメリットは限定的で、非常に小さいものになります。これでは、自治会に入らない選択があっても不思議ではないと思われ

ます。

そこで考えますと、デメリットがないから自治会に加入しないという発想から、いわゆる逆転の発想で、自治会加入にメリットを付与する考えもあるのではと考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

自治会は、自分たちの住む地域をより住みよいまちにするために活動している住民組織であり、生活環境の維持改善等の地域問題の解決に向け取り組んでいただいております。

自治会に加入するメリットにつきましては、市の広報物の配布等や地域情報等の把握、防犯灯の設置や防犯パトロールなどによる生活の安心・安全の向上などが挙げられます。中でも最大のメリットは、自治会の行事や住民同士の助け合い活動等により、地域の絆が深まり、人と人とのつながりが強固になることで、共助の意識が育まれることであると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 確かに、最大のメリットは、答弁にありましたよう、地域コミュニティが強固になることでの生活の安心・安全の向上であったり、自治会の行事やお互いの助け合い活動により深まります地域の絆であったり、人と人とのつながりが強固になることで育まれる共助の意識であると理解いたします。

ですが、自治体が共同のまちづくりのパートナーに位置づけます自治会は、その会員数の減少により、危機的状況にあると言っても言い過ぎではないといえます。もはや、自治会に加入していることがレアケースになる、そんな日も来るのではないかと危惧しております。

そこで、本市に隣接いたします水戸市が、自治会の加入促進に向けました新たな取組を始めたことを知りまして、水戸市役所に担当部署の方のお話を伺ってまいりました。

現在、水戸市では、自治会の加入者は本市同様に減少傾向にあり、その加入率は55%であり、約半数の方々が未加入の状況にあり、このままの状況が続いたらという強い危機感があつたそうです。そして、栃木県宇都宮市で昨年の5月に始まりまして、市内の自治会会員に向けた優遇制度を、準備段階の数年前より視察研修を重ね、本年1月より水戸市でも「みと町内会・自治会カード」という名称で、町内会員、自治会員に優待サービスが受けられるカードを発行し、自治会未加入者にはないサービスがスタートいたしました。

この運営のすばらしいところは、担当部署の職員が、商店街を含めました企業等を1軒1軒丁寧に自分の足で歩き、企業努力でできる範囲でのお願いをしたところ、あそこで協力するならうちでも協力するよと広がりを見せ、また有名企業も手を挙げてくれましたことも手伝い、現在208店舗の協力店ができたそうです。また、市長からは、300店舗を目指してほしいと新たなお願いがあつたことも伺いました。

さらに、この取組には、お分かりのように、自治会の会員数を増やすのはもちろんのこと、商店街等の活性化を目指す思いも込められた取組となっております。様々な企業が賛同することにより広がりを見せつつあるところですが、まだ始まったばかりで、この先の状況はまだ正直見えませんが、問合せが多数あるところを考えると、期待するところも大変に大きいと伺いました。

本年1月より始まりまして水戸市での取組、まだ結果が出ていないのでこれが解決策になるとは言えませんが、少しでも現在の状況を打破する意味で、水戸市のような取組でメリットを考えてみてはどうか、考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

「みと町内会・自治会カード」につきましては、水戸市住みよいまちづくり推進協議会が主体で実施している事業でございます。自治会加入を推進することで、地域経済を含めた地域コミュニティ全体の活性化を図ることを目的として、3年間の期限付で今年の1月から行

っている事業でございます。

現時点では、当市においてこの事業を導入することは考えておりませんが、賛同していただける事業所等の協力がどのくらいいただけるのか、各地区まちづくり委員会や自治会の事務負担がどの程度発生するのかなど、他市町村の情報を収集し、当市における自治会加入の有効な促進剤となり得るのかを精査するなど、引き続き注視をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 現時点での導入は考えてはいないが、この先を注視してよく考える、そのような答弁と理解いたします。

ですが、先ほど申し上げましたとおり、この自治会離れの問題は、待ったなしの問題です。近い将来に自治会加入者が非加入者と逆転し、加入者がレアケースとなる可能性を大きく秘めております。そのような状況になれば、立て直しには当然困難を極めます。まだ復活の可能性を大きく残している段階で策を講じることが、とても大事であると考えます。ですので、どうぞ執行部におかれましても、この自治会の今後に対しまして強い危機感を持っていただき、先進的自治体を参考にさせていただきながら、持続可能な地域を目指していただきますようお願い申し上げます、この項の質問を閉じさせていただきます。

最後の質問は、静峰ふるさと公園の活性化とさせていただきます。

静峰ふるさと公園につきましては、過去にも数回質問させていただきましたが、さらなる魅力向上につながればとの思いで質問させていただきます。

皆様方もご存じのとおり、静峰ふるさと公園は「日本のさくら100選」にも選ばれました桜の名所として知られており、シーズンの2,000本の八重桜が満開になる光景は、まさに壮観であり、多くの来園者でにぎわいを見せております。

その状況を踏まえまして、過去に行った質問の際、八重桜のシーズンにはたくさんの方が訪れる公園だが、シーズンを外しますと来園者が極端に減り、年間を通しての集客が大事であるから策を講じていただきたいと質問させていただきました。その後、子供向けの遊具の整備、親水施設のリニューアル、展望台の新設、またノルディックウォーキングコースを設定し、四季を通じての魅力向上に努めていただきました。改めまして感謝するところではありますが、その後の来園者はどのようになったのか、まずは直近3年間の来園者数を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

令和元年度の来園者数は約8万3,000人で、令和2年度につきましては約4万3,000人の来園者数となっております。令和3年度につきましては、本年1月末現在ではございますが、約8万人となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 令和元年は8万3,000人。過去の質問時に、年間平均6万人ぐらいの来園者数であると同いましたから、リニューアルによる効果が大きいものと考えます。

令和2年は、約半分の4万3,000人ということですが、新型コロナウイルスの感染拡大に大きな影響を受けた1年であり、来園者の減少は当然ながら納得できる場所です。ですが、令和3年は、コロナ禍であるにもかかわらず8万人を超えております。実はこれにはちゃんと理由があり、担当部署でアイデアを出し合い、様々なイベント等を開催したと同っております。

そこで、どのようなイベントを企画・開催されたのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い「八重桜まつり」は中止となりましたが、感染症対策を十分に行いまして、「星空観察会」や「イルミネーション」「リアル宝探し」「雪まつり」などのイベントを開催いたしました。

また、パークコーディネーターである地域おこし協力隊が主催となりまして「静峰ナイトシネマ」「出張トランポリン」「あおぞらクローゼット」など、様々なイベントを開催しております。

これ以外にも、園内には遊具等が整備されていることから、休日には多くの家族連れなどでにぎわっているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ただいまの答弁にもありましたが、八重桜まつりの開催のない中で、しかもコロナ禍で8万人を超えたことは、すごいことであると感じるとともに、様々なイベントを行い来園者数の増加を図っていただきましたことを、担当部署の方々や地域おこし協力隊の皆様方の努力に、心より感謝申し上げます。

また、先ほどのイベントの開催とは別として、新たな集客を図るため、公園内にバーベキュー施設が設置されたと伺っておりますが、現在の利用状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

バーベキュー施設につきましては、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に伴いまして、現在使用中止とさせていただいておりますが、昨年11月3日の供用開始から1月末までの利用状況としましては、7組39名の方にご利用をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 7組39名の利用ということですが、設置から間もない点、先ほどから申し上げますとおり、コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている中でありますので、これからの利用者の増に期待したいところであります。

ですが、この施設があることを、多分でありますが、大半の市民の方々は知らないと思われます。ですので、幅広い周知を重ねてお願いいたしたいと思います。

また、本公園には、グラウンドゴルフの公認コースが設置されております。天気のいい日などは、多くの方々が楽しんでおられます。そこで、こちらにおいても利用状況を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

令和元年度の施設利用者数は約2,400人で、令和2年度は約2,000人となっております。令和3年度におきましては、本年1月末現在ではございますが、約1,700人となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 毎年おおむね2,000人前後の利用者がおられるとのことですが、1日平均に直しますと、5、6人程度の利用者がおられるということになります。野外でのスポーツなので、天気や気温、季節にも影響を受けるとも思われます。利用状況に偏りが出やすいのかと感じております。

これまで利用状況を伺ってまいりましたが、静峰ふるさと公園をさらに活性化させ、来園者数を増やすための一つのアイデアとして、民間の資本と知恵を取り入れることを考えてもいいのではないかと思います。

昨今、自治体と民間企業とのコラボレーションは、急激に増えてきております。少し調べたのですが、観光から地域の課題や農業、健康に関することまで、ありとあらゆるものまで官民の連携が行われており、自治体と有名企業であります星野リゾートがタッグを組み、地域の再生を行っている事例は、大変に有名なところであります。

スケールは違うと思うところはあると思いますが、本市においても担当部署のアイデアと地域おこし協力隊のアイデアと、そこに民間のアイデアと資本がプラスされれば、さらにすばらしい公園になると考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員ご提案のとおり、来園者数の増加につきましては、民間資本などを入れまして活用できるようなれば、ある程度効果的ではあると考えております。

しかしながら、先ほどご説明いたしましたとおり、令和3年度の来園者数につきましては、

市や地域おこし協力隊による様々なイベント等によりまして回復傾向にあります。公園などの集客施設には、コロナ禍においては直接影響を受けやすい状況にあることから、積極的な民間企業の進出については懸念されるところでございます。

したがって、現状におきましては、将来的には民間活用を視野に入れ、引き続き地域おこし協力隊と連携しながら、コロナ禍においても可能なイベント等を開催するなど、来園者にとって魅力ある公園を目指していければと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 現状においては、なかなか難しいと考えるが、将来的には考えていきたいという前向きな答弁であると理解いたします。

しかしながらであります。この公園において、施設利用が大変にもったいないと強く感じる部分がございます。それは、しどりの里であります。駐車場、トイレも設置されており、建物もしっかりとしております。目の前には公園の景観がありますし、子供向けの遊具もございます。

例えばであります。地元の食材をおいしく振る舞うレストランであったり、またおいしいそば屋さんであったり、飲食店には落ち着いた雰囲気があります大変にいい場所であると考えます。また、その集客により、公園自体の活性化につながると思われれます。ですので、このしどりの里こそ、民間の知恵とアイデアで有効活用を図るべきものと考えますが、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

しどりの里につきましては、現在、静峰ふるさと公園の休憩施設としまして活用しているほか、グラウンドゴルフ場やバーベキュー施設の受付などを行っているところでございます。

施設としましては、築後20年以上が経過し老朽化も進んでいることから、今後の利活用だけでなく、維持管理につきましても課題の多いものと考えております。

このような状況におきまして、議員ご提案の民間活用でございますけれども、しどりの里につきましては、静峰ふるさと公園と併せて考えていく必要があると考えております。

したがって、先ほどの答弁の繰り返しになってはしまいますが、コロナ禍における現状を踏まえながら、将来的には民間活用も視野に入れ、来園者にとって魅力ある公園を目指し、今後の状況によっては、必要に応じまして修繕・改修等も行いながら利活用を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ただいまの答弁で、将来的には民間活用も視野に入れて、静峰ふるさと公園と併せて考えていきたいとございましたが、ぜひとも、さらなる静峰ふるさと公園の

活性化、ひいてはこの那珂市の活性化のために、前向きな検討をよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

- 議長（萩谷俊行君） 以上で、通告5番、富山 豪議員の質問を終わります。
暫時休憩いたします。再開を14時30分といたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時34分

- 議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 古 川 洋 一 君

- 議長（萩谷俊行君） 通告6番、古川洋一議員。

質問事項 1. 不妊治療について。2. 通学路の安全対策について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川洋一議員。

〔12番 古川洋一君 登壇〕

- 12番（古川洋一君） 議席番号12番、古川洋一でございます。

通算43回目の一般質問をさせていただきます。今回も、那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問をいたします。

その前に、今回は質問いたしません、今気になっていることをお伝えしておきたいと思えます。

新型コロナウイルスのワクチン接種についてですが、現在3回目の接種が順調に進んでいるものと認識しておりますが、児童生徒の感染が拡大している中、先生方の接種が進んでいないことを残念に思います。1、2回目の接種では、県の大規模接種の那珂市枠で、先生方も一般の方に優先して接種を行うことができましたが、今回はそれもなく、一般の方と同様、接種券が送付されてきてから、お住まいの自治体において各自で予約をすることになっているようです。先ほども申し上げましたように、児童生徒の感染が拡大している中、毎日子供たちと直接接している先生方を、医療従事者と同様に優先して接種させられない現状をどのようにお考えなのか、残念に思います。

それから、もう一つ不安に思っていることがございます。今後、5歳から11歳の接種が始まりますが、この年齢の子供たちに対するワクチン接種は、本人の感染防止という目的もご

ございますが、どちらかというと、周りの人たちのために接種すべきという風潮になっているような気がしております。私は、それも大事なことだとは思いますが、ワクチンの安全性を確認する手続を特例承認で省略してしまったため、今後数年にわたって何が起こるか分からないまま、子供たちに対して周りの人のために接種するよう推し進めているように思います。未成年者は感染しても重症化しにくいというのは、皆様ご承知のことと思いますが、ワクチンを接種したことにより、重大な健康被害や死に至る可能性を否定できないのではないかと思いますし、子供たちにワクチン接種の努力義務を課せないというのは、そういうことなんだろうと思います。

10年ほど前に、女子生徒に子宮頸がんワクチンの接種を推奨いたしました。その後重篤な有害事象が報告されたことにより、安全性が確認されるまで推奨を一時中止する勧告が出されたことを思い出します。5歳から11歳という年齢では、自身の判断ではなく親御さんの判断に委ねられるほうが多いと思いますが、メリットよりもリスクが上回るとするならば、それを回避させるのも親の務めであり、健康な我が子がワクチン接種によって重大な健康被害に至った場合、後悔するのは言うまでもありません。

現時点では、私はワクチン接種に反対ということではなく、とても心配だということを市民の声として申し上げておきたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員、古川議員、通告外ということで。

○12番（古川洋一君） 終わりました。

では、これから通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最初は、不妊治療についてお伺いいたします。

保険適用に伴う変更点についてですが、不妊治療については、私が議員になって最初に質問させていただいた事項です。子供が欲しいけれども授からないという私の知人であるご夫婦から、不妊治療のために県外まで通院しているが、経済的にも体力的にも精神的にもつらい。それでも子供が欲しいんだという切実な思いを打ち明けられたのがきっかけで、議員になったら最初に質問しようと思っていたという経緯がございました。

執行部のご努力により、不妊治療費について茨城県の半額を助成する予算を措置していただき、ご夫婦は本当によかったとおっしゃっておりました。おかげさまで、数年の治療のかいもあり、そのご夫婦には後にお二人のお子さんが授かりましたが、一方では、結局子供を授かれずに、治療にかけた借金だけが残り、身も心もぼろぼろというご夫婦も多いということをお忘れにはならないと、私は今でも思っております。

そのような中、昨年12月に本年4月、つまり来月から不妊治療費が保険適用になるという新聞記事を目にいたしました。現在の不妊治療は、一部を除いて保険の対象外で、人工授精は1回平均約3万円、体外受精になりますと、平均約50万円かかっていますが、これらの治療が保険適用になりますと、年齢や回数に制限はあるものの、個人負担は3割になるとい

た報道でした。また、具体的な患者さんの負担額は、2月に決定すると書かれておりました。

そこで、もう3月になりましたので、具体的にどのような治療が保険適用になり、いくらの負担で受けられるようになるのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

不妊治療については、現在は原因を診断する検査や、原因の治療が保険適用とされております。令和4年4月からは、これに加え、夫婦間、さらに事実婚を含めた人工授精、体外受精、顕微授精、男性に対する治療の特定不妊治療にも保険適用が拡大されることが予定されております。

負担についてですが、実際の治療方法は個人差が大きく、また、これまでは不妊治療を実施する医療機関によっても、その費用に大きな差が生じておりました。このため、保険適用前後に必要な費用を単純に比較することは困難であると思われまます。

加えて、4月に予定されている診療報酬改定については、去る2月9日に厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会の答申がされたものの、詳細な内容については、今後医療機関を対象とする説明会などで明らかになることが予定されており、現時点においては、今後の治療費用を想定することはできない状況となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 4月からのことですから、既に決定はしているものと思われますけれども、今回の保険適用は、診療報酬の改定によるものであり、まずは医療機関を対象とする説明が行われる予定であるが、その詳細な情報については、まだ役所には届いていないので、決定事項としてお伝えできないということでありますね。

執行部から、令和2年10月14日付の社会保障審議会医療部会の不妊治療の流れという資料をいただきましたので、皆様にお配りをさせていただきました。上段が、これまでも保険が適用とされていたもので、検査及び原因の治療がそれで、4月からは下段の点線で囲まれた特定不妊治療、体外受精、顕微授精及び男性に対する治療が、新たに保険適用になる予定だということであります。また、患者さんの負担額につきましては、医師と相談しながら、お一人お一人が様々な治療を組み合わせるため、治療費総額がどのぐらいになるのかと、またその自己負担額もいくらで済みますとは言えないということであります。

では、適用となる治療の詳細が分かり次第、市民の皆様にお知らせをいただきたいというふうに思います。

次に、先月2月10日の新聞報道で、不妊治療が保険適用になることに伴い、1か月の自己負担額に上限額を設ける高額療養費制度が使えるようになり、中間的な所得の人の自己負担は、月8万円程度に抑えられるとの記事がございました。まず、この高額療養費制度とはどのような制度なのか、概要を教えてください。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

高額療養費制度は、医療費の自己負担額が過重なものにならないよう、月ごとの自己負担限度額を定めている制度でございます。

この自己負担限度額は、国民健康保険の場合においては、前年度の所得を基に5段階に分かれております。例えば、70歳未満の人の1か月の総医療費が50万円で、医療機関に15万円を支払ったと仮定した場合、住民税非課税世帯においては3万5,400円に、所得210万円超600万円以下の方では8万2,430円となり、所得によってこの自己負担限度額は異なります。

また、不妊治療費の保険適用の範囲が拡大することにより、自己負担額が高額療養費の対象となることから、あらかじめ限度額適用認定証の交付を受け、医療機関の窓口で提示すれば、自己負担限度額を超える分を支払う必要はなくなり、経済的な負担軽減につながるものと思われま。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。

例えば、その月の治療費総額が50万円だとして、保険適用で3割負担になりますと、自己負担は15万円。加えて、保険が適用されれば、1か月の自己負担限度額が設定されている高額療養費制度が使えら。その自己負担限度額というのは、その世帯の所得に応じて、国保については210万円超600万円以下の場合の限度額は8万2,430円、非課税世帯なら3万5,400円に設定されており、毎月それ以上を支払う必要はないと、そのような制度なんです。保険が適用になっても、3割の15万円を負担しなければならないところを、高額療養費制度を使えば、自己負担上限額で済むということなんです。

冒頭にお話しした私の知人のご夫婦は、1か月に100万円近く払ったこともあるということでしたから、今後の保険適用と高額療養費制度の併用は、その当時の支払い額と比べれば雲泥の差であり、大きな前進、本当にうれしい限りであります。

次ですが、本市の不妊治療費の助成は現在どのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

現在行っている不妊治療費の助成については、体外受精や顕微受精などの自由診療となっている特定不妊治療に係る治療費に対して助成をしております。

茨城県の不妊治療費制度助成を受けられた方を対象に、県の制度、1回当たり上限30万円となっておりますけれども、これでは賅えない部分について、市は1回当たり7万5,000円を上限に助成をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。県が1回30万円、市は7万5,000円を上限に助成をしているということでもあります。

では、市が助成している7万5,000円ですが、治療費が今後保険適用になりますとどうなるのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

もともと保険適用外の治療に対して助成をしている制度でございます。保険適用となれば、現在行っている不妊治療の助成はなくなります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 保険が適用されないから助成してきたんだと、これまではね、ということなんですね。

ここからが今回の質問の趣旨なんですけど、いくら保険が適用となっても、高額療養費制度が使えるようになって、毎月8万円、非課税世帯でも約3万5,000円という支払い金額は、負担が減ることは間違いありませんが、生活が楽になるほど安い額ではありません。

話は違いますが、以前、がんを患っていて治療中だという方からご相談を受けたことがございます。治療費が高くて、受けた治療が受けられない。金がない人は早く死ねということなのかとおっしゃるのです。その際、私は、高額療養費制度というものがあるので、限度額適用の認定を受けてはどうでしょうかとお伝えしますと、その制度を使っても、8万円なんてとても払えないと。1か月じゃないんだよ、毎月だよとのことでした。

8万円なら安いものだと言える方ばかりじゃないのです。そのような方々に、だったら不妊治療なんか受けるな、がん治療なんかするなと言えるのでしょうか。そういった方々を支援するためにも、また少子化対策のためにも、保険が適用されても自己負担限度額は高額ですので、助成制度を継続していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

保険適用になりますと、治療費は医療保険加入者の保険料と公費で賄われることとなります。その上で、さらに市が助成するという事は、現時点では考えておりません。

現在の不妊治療費助成については、保険適用になることで終了をいたしますが、子供を望む方への支援として、令和4年度からは、不育症に悩むご夫婦に対し、検査や治療に係る保険適用外の費用の一部助成を始めることとしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 私は、これまでと同額の7万5,000円を助成してくださいとお願いしているわけではなく、1円であっても、一つの命が授かる手助けになるのであればという思いでお願いしていることは、ご理解いただきたいと思います。保険が適用になるということは、治療費が市民の支払う保険料と公費で賄われることとなりますから、さらに助成するとなると、公費負担の重複になってしまうので難しいということでもあります。残念ではありますが、そこは理解しなければならないのかなと思います。

ただ一方、それとは別に、ただいま何か新たに令和4年度から、子供を望む夫婦への支援として、不育症の検査や治療に係る保険適用外の費用の一部の助成を開始するという、うれしいお話がございました。この不育症の検査や治療に対する助成について、具体的にお伺いできますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

不育症とは、妊娠はするものの、2回以上の流産、死産を繰り返し、結果的には子供を持ってない場合をいいます。1人目を出産した後でも不育症になることがあり、女性の年齢にもよりますが、不育症の頻度は約5%との報告もあります。

この不育症の治療については、確立された検査や治療法は限られているため、自由診療で治療を受けておられる方もいることが考えられます。

不育症治療にかかる費用は、不妊治療費に比べますと高額にはなりません、子供を望む夫婦への支援としまして、不育症に悩む夫婦に対し、検査や治療に係る保険適用外の費用の一部を、年度当たり5万円を上限として助成し、経済的負担の軽減を図るものです。

なお、不育治療は、適切な治療をすれば、流産を繰り返す人の約8割が出産を迎えることができると言われております。不育症に関する正しい理解を促すため、ホームページや広報等での周知にも努めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 以前いらした元同僚議員が、一般質問で不育症に対する支援を要望していたことを思い出します。元議員だけでなく、この支援を待ちわびていた市民の方もいらっしゃると思います。ありがとうございます。引き続き、市民に優しい那珂市を目指すことをお願い申し上げまして、この項の質問を閉じたいと思います。

それでは、次の質問事項、通学路の安全対策についてお伺いしてまいります。

全国各地で、登下校中の児童の列に車両が突っ込むという、痛ましい重大事故が多発しております。これらの事故は、多くが運転のマナーやモラルの欠如など運転手個人の意識の問題が原因かと考えられますが、通学路の安全対策をそれだけに頼るのではなく、工作物の設置など、二重、三重の対策が必要であると考えております。今日は、安全対策に有効な工作物の設置などの施策についてお伺いしてまいります。

その前に、通学路とは何なのか。児童生徒が登下校で使う道かとは思いますが、どのように設定をされているのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

通学路につきましては、各小中学校で設定をしております。自宅あるいは集団登校の集合場所から学校まで、児童生徒の安全確保を最優先に、学校とPTA、保護者間で確認をしながら、より安全な道順となるよう選択をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 自宅もしくは登校班の集合場所から学校までということですが、どの道を通らせば安全かを、学校と保護者間で確認して決めているということでもあります。ということは、児童の卒業や入学に伴って、通学路は毎年見直すということによろしいんですよね。

ただ、学校から何百メートル以内とか、そういう距離的なものではないということでもありますから、市民の生活道路のそのほとんどが通学路なんだと言っても過言ではないのかなと思います。

では、その通学路の安全対策というのは、どのように検討されていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

通学路の安全につきましては、那珂市通学路交通安全プログラムに基づいて対策を講じております。このプログラムは、平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いだことを受け、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携した取組として開始されたものでございます。

本市におきましても、国に準じて、教育委員会のほか、関係機関である市の土木課や防災課、茨城県常陸大宮土木事務所、那珂警察署が連携して取り組んでおります。

検討の流れとしましては、まずは各小中学校のPTAが中心となって通学路の点検を行い、安全対策の要望箇所として、事務局である教育委員会へ提出されてまいります。その後、各地区の現場において、関係機関が合同で点検を行い、その結果を基に、那珂市通学路安全対策推進会議の場に対応策を持ち寄って、協議・検討をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 那珂市通学路交通安全プログラムにより、関係機関が連携して取り組んでおり、まずはPTAが点検を行い、安全対策の要望として教育委員会に提出。その後、各地区の現場を関係機関が合同で確認をした上で、どのような対策が必要かを、その後の対

策推進会議に持ち寄り、協議・検討をしているということでもあります。

ところで、昨年6月の千葉県八街市で起きた事件は記憶に新しいですが、その事故を受けまして、当市でも何か取組をされたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

八街市の事故を受け、7月に国の3省庁連名で、全国の通学路において合同点検を実施するよう方針が出されました。教育委員会としましては、市の関係課と情報を共有しながら、例年の交通安全プログラムの枠組みの中で、合同点検を実施したところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） では、那珂市通学路交通安全プログラムでは、実際にどのような施策が提案されているのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

通学路安全対策推進会議において、各関係機関から提案される対応策の例としましては、道路端のグリーンベルトの塗装、横断歩道や停止線、外側線の引き直し、一時停止やスピード抑制のための路面標示やカラー塗装、ガードレールやラバーポール、学童注意等の看板の設置、傷んだ路肩の補修のほか、横断歩道や信号機の新設や移動などがございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

では、それら提案された施策を、もし実施されるということになった場合、どの機関が担当で行うのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

対策の実施機関は、大きくは、那珂市、茨城県、警察署の3つになります。

まず、道路の対策ですが、例えばグリーンベルトや注意喚起の路面塗装、路面標示の設置の場合、市道であれば市の土木課、県道・国道であれば常陸大宮土木事務所が実施機関となります。注意喚起の看板設置は、市道・県道・国道にかかわらず、市の防災課が担当となります。

横断歩道や信号機の設置につきましては、那珂警察署が県の公安委員会へ上申いたします。そのほか、横断歩道や一時停止線の白線につきましても、警察署の管轄になります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 様々な施策が、様々な機関によって連携の下、いろいろ実施、取り

組んでいただいているのは分かりました。

しかしながら、その現場を実際に車で走ってみたり歩いてみますと、その施策の効果がどれほどあるんだろうかというふうに思うことがあるんです。では、どうすれば効果的なのか。

例えば、「通学路危険」とか「スピード注意」といった看板も、一つ一つは、ないよりはあったほうがよいものだったとしても、それが5メートルごとに10枚設置されていれば、さすがにここは危険な場所なのかなというふうに認識してもらえるのではないかなと。

それから、特に狭隘道路に多いグリーンベルト。グリーンベルトも、人の姿がなければ猛スピードで通り抜ける、急な飛び出しを考えない。そんなときに、ここにラバーポールでもあったらなというふうに感じることもあります。

あと、一時停止や徐行も、あの白い停止線とか一時停止といった標識だけではなく、そこにハンプとかシケインなど、車両の速度そのものを抑制するための構造物の設置が、より効果的なのではないかと思います。

最も有効だと思うのは、先崎市長が、ご記憶にあるか分かりませんが、県会議員時代にご尽力いただいて実施された、小学校近くでの通学時間帯の車両通行禁止の規制。このように、効果の有無、複数組み合わせることによる効果の向上、未実施の対策の導入など、関係機関が連携して、現場に合った、より効果が期待できる対策を検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、何か一つ対策を講じれば交通事故が防げるというものではございません。少しでも抑止効果を向上できるよう、路面標示と看板といった二重の注意喚起や、例えば横断歩道の標識であれば、より大きなもの、あるいは視角に入りやすい高さにするといった工夫をしながら、要望箇所の状況に応じた対応をしてみたいと考えております。

また、そのような意見交換の場、課題共有の場としても、推進会議を活用してみたいと思います。以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 那珂市内においては、特に子供たちを巻き込む交通事故は絶対に起こさせないんだと、そういった強い意志を持って、今後の安全対策をお願いしたいと思いますが、今後の市のお考えをお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

通学路交通安全プログラムは、保護者や地域の要望を基に、関係機関が課題を共有し、また連携して交通安全の推進に取り組む上で、有効な手段であると認識しております。引き続き、教育委員会が事務局となって取組を継続してみたいと考えております。

しかしながら、議員からご指摘があったとおり、通学路は子供ばかりでなく、誰もが通行

する生活道路です。八街市の飲酒運転による死傷事故でも明らかなとおり、いくら安全対策を講じても、ドライバーの危険運転がなくなる限り、交通事故を防ぐことはできません。警察による取締りや速度規制といった、ドライバーに安全運転を意識させる対策は当然ながら、ハンドルを握る全ての世代に対する交通安全教育の強化、継続といった、息の長い対策が重要であると考えております。

昨年の12月に開催しました本年度の通学路安全対策推進会議では、このような議論もいたしました。また、それに先立つ取組として、7月には市長から、市長会を通して国や県に対し、交通安全対策に係る要望書を提出していただいております。通学路という視点だけでなく、那珂市として交通安全施策が推進されるよう、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 本市だけの取組ではなく、ヘルメット議員として名をはせた先崎市長が、国や県に交通安全対策の要望書を提出するなどの取組もしていただいているということですが、事故が起きてからでは遅い、そのことを常に念頭に置いていただいて、それを切にお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告6番、古川洋一議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は、来週3月7日月曜日に行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時06分

令和4年第1回定例会

那珂市議会会議録

第4号（3月7日）

令和4年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

令和4年3月7日(月曜日)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案等の質疑
- 報告第 1号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 議案第 4号 専決処分について(令和3年度那珂市一般会計補正予算(第11号))
- 議案第 5号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第12号)
- 議案第 9号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 議案第10号 令和3年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)
- 議案第11号 令和4年度那珂市一般会計予算
- 議案第12号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 議案第13号 令和4年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第14号 令和4年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
- 議案第15号 令和4年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第16号 令和4年度那珂市地方公平委員会特別会計予算
- 議案第17号 令和4年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第18号 令和4年度那珂市下水道事業会計予算
- 議案第19号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第20号 市道路線の認定について
- 日程第 3 議案等の委員会付託
- 日程第 4 請願の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	原田陽子君	2番	小泉周司君
3番	小池正夫君	4番	福田耕四郎君
5番	石川義光君	6番	關守君
7番	大和田和男君	8番	富山豪君
9番	花島進君	10番	寺門厚君
11番	木野広宣君	12番	古川洋一君
13番	萩谷俊行君	14番	勝村晃夫君
15番	武藤博光君	16番	笹島猛君
17番	君嶋寿男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	谷口克文君
教育長	大縄久雄君	企画部長	大森信之君
総務部長	川田俊昭君	市民生活部長	飛田良則君
保健福祉部長	平野敦史君	産業部長	浅野和好君
建設部長	今瀬博之君	上下水道部長	根本雅美君
教育部長	小橋聡子君	消防長	鈴木将浩君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 事務局局長	海老澤美彦君
総務課長	会沢義範君		

議会事務局職員

事務局長	渡邊莊一君	次長補佐 (長総括)	大内秀幸君
次長補佐	三田寺裕臣君	書記	田村栄里君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（萩谷俊行君） おはようございます。
ただいまの出席議員は17名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。
職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。
本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。
-

◎一般質問

- 議長（萩谷俊行君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。
質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。
これより順次発言を許します。
傍聴者の皆様にお知らせいたします。
会議中は静粛をお願いいたします。
携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。
なお、感染症予防対策のため、傍聴可能な座席数を2分の1に削減させていただきます。
隣の間隔を1席ずつ空けて着席いただくようお願いいたします。また、手指の消毒及びマスクの着用にご協力をお願いいたします。
今定例会の一般質問においては、長時間の3密を避けるため、議場の出席議員のうち、3分の1程度は原則として別室でのモニター視聴による参加とさせていただきます。
また、執行部出席者においても、議事に支障がない程度に減員して実施いたします。ご理解のほど、よろしくをお願いいたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時03分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（萩谷俊行君） 通告7番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 那珂市原子力防災訓練結果について。2. マイナンバーカードについて。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門 厚議員。

〔10番 寺門 厚君 登壇〕

○10番（寺門 厚君） 議席番号10番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

最初は、令和3年11月23日に実施しました那珂市原子力防災訓練結果についてであります。

昨年の令和3年第4回定例会におきまして、那珂市原子力防災訓練結果について質問をしておりますけれども、当時は結果分析途中ということで、市長の所感をお聞きいたしました。

今回は訓練を実施しての課題と対策についてお聞きいたします。

最初に、昨年、本市で実施されました初の原子力防災訓練の内容について、改めて伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

昨年11月に実施しました訓練は、東海第二発電所の不測の事態を想定した訓練になります。今回の訓練では、本米崎地区の住民にご参加いただいたPAZ住民避難訓練をはじめ、UPZ住民屋内退避訓練、住民情報伝達訓練や避難行動要支援者搬送訓練、さらには災害対策本部運営訓練を実施し、原子力災害発生時の基本となります住民の行動と市が実施すべき災害対応について確認をいたしました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） では、原子力防災訓練を実施してみて、どのような課題がありましたか。伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

訓練を実施しての課題といたしましては、分かりやすい住民広報の実施、一時集合所や避難所での受付の円滑化、段階的避難についてのさらなる住民理解の促進のほか、住民避難等における感染症対策に係る対応力の向上などがあると確認をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 課題については、分かりやすい住民広報の実施を課題の一つに挙げております。これについては、私も参加してみて強く感じたところであります。当日、屋内退避をしてくださいという防災無線が流れています。エリアメールでの警告でも屋内退避せよと言っております。これらを聞いているわけですがけれども、屋内退避ってどうやってやるんだらう、私はどう動けばいいの、お店のお客さんはどうすればいいのか、エリアメールが流れた、じゃもう広域避難先へ逃げちゃおうかなど、様々な災害時の行動、各個人レベルで、それぞれ動き方が違っておりました。

やはり、災害時に即避難、退避できる、行動に移せる情報の提供と理解の徹底が重要課題ではないかと私は思います。

では、課題についてはどのように対処していくのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

今回の訓練により認識した課題につきましては、必要に応じて市広域避難計画案や避難所運営マニュアルの改善・見直しを図り、改めて訓練等による検証をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 課題対策としまして、必要に応じて、市広域避難計画案や避難所運営マニュアルの改善・見直しを図ることも大切なこととあります。

そして、訓練を実施し、検証を行って、住民が即行動できるよう理解を深めていくことは最も重要なことだと思います。ぜひとも、今後についても実施と継続をお願いしたいと思っております。

では、今後の原子力防災訓練の取組についてどのように考えているのか、お聞きします。

最初に、原子力災害のレベルは段階があり、即避難や屋内退避など市民の取るべき行動、安全確保について、自治会単位等で講習会や訓練を実施すべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

議員ご指摘の段階的避難につきましては、訓練後に実施したアンケート結果からも、さら

なる住民理解の促進が必要な課題であると認識したところであります。

今後の訓練では、原子力発電所からの距離、事象の進展や風向きなどに応じて、避難の対象者やタイミングに違いがあることなどを、住民の皆様により一層理解を深めていただけるよう、訓練内容を工夫してまいります。

また、平時から全戸に配布してあります原子力災害に備えた避難ガイドマップの周知や、出前講座の活用など、機会を捉え、継続的に原子力防災知識の理解促進を図ってまいります。以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 原子力防災知識の理解促進は、座学だけでは、頭が理解したことを手足や体に伝え逃げる、安全を確保する行動が即取れないことは、皆様周知のとおりであります。体を動かしてこそ知識の理解が深まり、訓練をやってみて初めて、災害時に行動できるようになるという防災訓練を、防災組織単位、自治会単位で繰り返し実施されるよう強く要望をしておきます。

それから、原子力災害時には広域避難先への避難が必要になってまいります。昨年の訓練では、筑西市に避難したという想定で、中央公民館への避難という訓練を実施しました。実際に広域避難先との合同訓練が必要だと思っておりますけれども、広域避難先との合同訓練について、市はどのように今後進めていくのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

広域避難先との訓練につきましては、筑西市及び桜川市のご協力のもと、住民の実動訓練を段階的に実施したいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ぜひとも、両市の市民のご理解とご協力を得ながら合同訓練実施を行い、実効性の向上を図っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次は、広域避難先の避難所での居住面積の確保の現状と、見直し後の対応について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

広域避難先の避難所における居住面積は、1人当たり2平米で計算しており、本市の避難者分の面積は筑西市及び桜川市におきまして確保がされております。

しかしながら、1人当たりの居住面積につきましては、現在、茨城県が主体となり、拡大に向けた見直しを進めているところでございます。

1人当たりの居住面積が見直しになれば、避難所の収容可能人数も変わりますので、県及び関係市町村と改めて必要な協議・調整を進めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 県では、コロナウイルス感染症対策では3平米以上、あるいは3.5平米以上で見直しを進めるといふに聞いております。

広域避難先の避難所スペースの見直しは、ちょうど昨年1月、2,195名、那珂市で不足が発生しておりました。それについても至急確保と、それから、2平米の避難所の面積についても見直しをということで要請をしてきましたけれども、2平米で避難所は確保ができたということですが、今年になってもこれからの基準を見直し必要な避難所を確保していくということで、あまり去年の状態とは変わっておりません。ということは、ちょっと進め方が遅いのではないか、県民の安全・安心を真剣に考え、しっかりと避難所面積の見直しをし、確保を進めていくことを改めて県に要望していただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

次は、東海第二原発周辺6市村の原子力所在地域首長懇談会の動向について伺います。

まず、今年度の活動状況についてどのようになっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

原子力所在地域首長懇談会の今年度の活動状況でございますが、昨年4月に東海第二発電所におきまして、安全対策工事の進捗状況の確認をしております。

その後の日本原電との意見交換では、施設の安全性向上対策工事に関する質疑を行い、あわせまして、日本原電に対しましては、広域避難計画の策定に必要な想定事故シナリオ・シミュレーションの提示について協力を求めたところでございます。

さらに、5月に開催いたしました首長懇談会では、新安全協定に規定する合意形成を図るための協議会について、協議会での主な協議内容や協議会の設置時期等の話し合いをしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ただいま答弁いただきました中で、想定事故のシナリオ・シミュレーション、こちらの内容はどういうものなんでしょうか。また、提示予定はいつ頃になるのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

想定事故のシナリオ・シミュレーションとは、日本原電が東海第二発電所で起こり得る最大規模の原子力災害を想定し、事故進展や被害規模について科学的根拠を基に作成するものでございます。

想定事故のシナリオ・シミュレーションの提示予定の時期につきましては、現時点で日本

原電からは伺っておりません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 最大規模の原子力災害とはどういう災害なのか、11年前の福島の子力災害なのか、テロによる過酷事故による原子力災害なのか、私には想定はつきませんけれども、いずれにしても早い時期に提示をしていただいて、広域避難計画にしっかりと生かしていただきたいと思います。

それともう一点、新安全協定に規定しております合意形成を図るための協議会についてですけれども、協議会での主な協議内容や協議会の設置時期等については明確になったんでしょうか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

協議会での主な協議内容につきましては、東海第二発電所の安全対策や広域避難計画などの防災対策に加え、日本原電の住民理解活動の確認と広域避難計画策定への支援や協力の確認などとし、今後も協議内容を検討していくこととしております。

また、協議会の設置時期につきましては、適切な時期に設置できるよう引き続き検討していくこととしたことから、具体的な設置時期はまだ未定となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 早めに設置をしていただいて、広域避難計画などの防災対策に加え、日本原電の住民理解活動の確認と広域避難計画策定への支援や協力の確認などの協議をしっかりと実施していただきたいと思いますというふうに思います。

次は、東海第二原子力発電所の安全対策工事が終了する12月、これ今年の12月の話ですけれども、これについては2月28日に日本原子力発電さんのほうで新規制基準適合に関わる安全対策工事の終了時期の変更の連絡があったということであります。

本体工事は今年12月から令和6年9月へ、特重施設等につきましては令和5年10月から令和6年9月へということで、理由については工事進捗を踏まえ、工程を見直しました。原子炉格納容器加圧破損防止対策として多様性を持った設備構成へ見直しする。コロナウイルスの感染予防拡大防止対策に万全を期すという理由を挙げられておりました。

当初予定しておりました安全工事の終了の12月は当然、燃料棒装荷という話がありましたけれども、原子力所在地域首長懇談会ではどのような話になっているのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

原子力所在地域首長懇談会におきましては、燃料の装荷についての協議は行われておりません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 首長懇談会では燃料装荷については、話はされていないということなんですけれども、燃料棒装荷について先崎市長はどのように理解していらっしゃいますか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

燃料の装荷につきましては、日本原電から時期も含めて具体的な説明がまだありませんので、部長が答弁したとおり、原子力所在地域首長懇談会での協議は行っておりません。

しかしながら、燃料装荷に関わる問題につきましては、今後、6市村間で協議をして、共通認識を図るべきであると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 首長懇談会で協議をし、共通認識を図るということでございますが、実は昨年、茨城県の大井川知事は再稼働とは燃料棒装荷しての試運転から始まると指摘した上で、再稼働するかしないかの判断前に試運転することはないと、これは断言をしております。

この大井川知事の考えについて、先崎市長はどのように思いますか。再度、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、6市村間で、まだ協議は行われておりませんので、現時点では燃料装荷による試運転と再稼働の関連性が整理されていない状況でございます。

しかしながら、原子力所在地域首長懇談会においては、令和2年3月の日本原電への申入れに対する回答により、東海第二発電所に係る使用前検査の受検対応につきまして、発電所の再稼働に直結するものではないということを確認しております。

よって、なし崩し的に事が進んでいく状況はないと理解をしております。

繰り返しになりますけれども、燃料装荷に関わる問題につきましては、今後、6市村間で協議をして、共通認識を図っていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） これまでに、6市村の中で県知事と同様に再稼働は燃料棒を装荷しての試運転から始まると理解をされており、再稼働判断前に試運転はしないという考えを示しているのは水戸市長がおります。東海村長はこの件については明確にはしておりません。

今回、先崎市長にお尋ねしましたけれども、6市村の首長懇談会の協議の中で決めてとい

うことで、今答弁をいただきました。

というように、あと3か所、まだ聞いておりませんが、既に3か所でもそれぞれの事情により考え方が異なっているのが今の状態なのかなというふうに理解いたしました。

東海第二発電所の再稼働と、茨城県知事及び6市村長の再稼働是非判断との関係性においては、何よりもまず、住民理解の下に実効性ある広域避難計画の策定がなされ、再稼働に対する住民意向を確かめ、その上で市安全協定の協議会において、6市村の再稼働への理解が示される、その後でなければ燃料棒装荷に始まる試運転が再稼働と、理解されているということは、周知のとおりでございます。私もそのとおりだと考えております。

そこで、先崎市長には、今年の秋といいますか、12月に予定されておりました東海第二原発の安全対策工事終了と同時に、燃料棒を装荷しての試運転に入るという流れではなく、住民理解の下に実効性のある広域避難計画が策定され、再稼働に対する住民意向の確認を優先すべきであると、私は考えておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） ご指摘のとおり、これまでも答弁しておりますけれども、私としましては現在進めている広域避難計画、この策定を前提として、議会のご意見も十分に考慮しながら、市民の理解が得られない限り再稼働は認められない、そのように考えております。

なお、再稼働の判断をするに当たっては、あらかじめ、市民意向の把握、これも必要であると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 再稼働の判断には、市民意向の確認が最優先であることを6市村首長懇談会で改めて決議していただいて、そのように実行していただきたいというふうにお願いをしておきます。

それともう一点、確認ですけれども、東海第二原発再稼働には周辺6市村のうち、1つでも反対であれば再稼働はしないとの安全協定どおりの理解、これはこのままで変わってはいらっしゃらないということで、そういう理解でいいでしょうか。先崎市長にお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 原子力所在地域首長懇談会から日本原電に対して、6市村の中で1自治体でも同意しなければ再稼働はできないということをお伝えしております。仮に工事が完了しても同意がなければ再稼働できない、そういう状況にあると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 6市村首長懇談会の中で、6市村の中で1自治体でも同意がなければ再稼働はできないとの理解は変わらないということはよく分かりました。

しかしながら、先月28日に日本原電は新規規制基準適合への安全性向上対策工事を、この終了時期を令和6年9月へと変更しております。それまでに、今から2年6か月もあるということになりまして、今後どのような状況変化があるかも分かりません。6市村の原子力所在地域首長懇談会での市民・村民の安心・安全はいつまでも、いつでも最優先に考え、十分な協議を実施していただきたいとお願いをしておきます。

そして、共通理解の下、安全協定違反のないよう、また日本原電東海第二発電所の再稼働強制執行だけは、何としてでも避けていただきたいということを強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。

続きまして、2番目はマイナンバーカードについてであります。

マイナンバーカードにつきましては、マイナンバーの証明や便利な機能、マイナンバーの証明書類、各種行政手続のオンライン申請等に使い、本人確認の身分証明書として、各種民間のオンライン取引等に、行政自治体が提供する様々なサービスごとに必要だった複数のカードがマイナンバーカードと一体化できる、コンビニなどでの各種証明書の取得などの6つのメリットを持たせたのがマイナンバーカードであり、最近ではマイナポイント2万円を付与したりして普及を進めております。しかしながら、なかなか交付数が拡大していかないという状況が続いているのかなというふうに思います。

今回は、マイナンバーカードを健康保険証としての利活用についてお聞きしたいと思います。

まず初めに、マイナンバーカードの現状について確認をしておきたいと思います。

本市のマイナンバーカード発行数はどれくらいあるんでしょうか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

令和4年1月31日時点的那珂市におけるマイナンバーカードの申請及び交付状況は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳人口5万4,440人に対しまして、申請受付件数は2万3,077人、そのうち交付人数が1万9,880人で、人口に占める交付割合は36.5%となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 申請は42%で、交付は36.5%あるということで、これは全国平均に対してちょっと低いという状況ですよね。

では、マイナンバーカード申請から発行、受け取りまではどれくらいかかっているんでしょうか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

地方公共団体情報システム機構の1か所で発行業務を行っているため、申請をされている

申込者数により多少の誤差はございますけれども、申請から3週間ほどで、地方公共団体情報システム機構で発行されたマイナンバーカードが市民課宛てに送付をされてまいります。その後、1週間以内に申請者宛てに交付通知書を送付いたしますので、約1か月ほどで受け取り可能な状況となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 現状は申請から手元に届くまで1か月はかかるということが分かりました。

では、マイナンバーカード申請にかかる個人負担はどれぐらいなのか、また市として個人負担の軽減、申請登録の支援策は用意されているのでしょうか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

既にお手元にございます個人番号カード交付申請書を使用し、ご自身で写真を貼付して申請をする場合は写真代のみが発生いたします。ただし、同じ申請書でもスマートフォンやタブレットを使用し、申請書のQRコードを読み取って、スマートフォン等で撮影した写真を使用して申請する場合には、通信費のみが発生することとなります。

また、支援策といたしましては、ご自身で申請することが困難な方につきましては、市民課におきまして写真撮影から申請までの一連の手続のお手伝いをいたします申請補助サービスを利用していただくことが可能となっております。この場合につきましては、申請される方の費用負担は一切ございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） マイナンバーカード作成、交付者拡大のへのPR、チラシを作成、配布しながらやっているということで、こういったチラシも使ってやっていらっしゃるということ。それから、ホームページ等も活用されているということです。マイナンバーカード申請補助についても、市のほうで独自にこういったチラシを作ってやっていますよということでPRをしていることは分かりました。

今後は、市民課では交付率を上げていく必要があると思いますので、さらにPRの強化をお願いしたいと思います。

次は、マイナンバーカードの健康保険証利用について伺います。

昨年3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用が開始されました。PRされているのがこちらです。マイナンバーカードが健康保険証として利用できませんということで、PRをされております。メリットとしましては、医療機関や薬局での受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすだけで、手順が簡単であると強調しておりますし、医療機関や薬局での受付事務がスムーズに進むというメリットも遡及をされております。

では、利用状況はどのようになっているのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

当初、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証利用が予定されておりましたが、全国的にマイナンバーと健康保険の情報が正確にひもづけされないエラーが生じ、解消する必要があったことから、令和3年10月からの実施となっております。

当市の国民健康保険の場合、令和3年12月末の時点で被保険者1万2,142名に対し、保険証利用登録をされた方は333名であり、率にしますと2.74%となっております。なお、社会保険などを含めた全国の登録件数から計算をいたしますと、この2月時点で5.73%と推定され、低い水準にとどまっていると考えられます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 本市では、まだ2.74%ということで、まだまだ低いということは分かりました。これについても、利用開始早々の導入トラブルがあり、本格運用は10月からということもその理由になっているのかなという気はしますけれども、利用状況が少ない要因としてはどのようなことがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

既にマイナンバーカードをお持ちの方の中でも、保険証利用登録をされていない理由としては、多くの医療機関でカードリーダーの設置が遅れ、実際に使える状況になっていない、あるいは、保険証登録で付与されるマイナポイントの制度が未定であることなどが主な原因ではないかと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 医療機関によりましては、マイナンバーカードは保険証代わりには使えません。従来どおり健康保険証を提示くださいと、医師会からのお知らせポスターまで掲示されております。実際に私もかかったときに、もうマイナンバーカードは要らない、保険証があればいいですよというふうに受付の方から即言われたことがありました。

ということは、一生懸命、政府のほうでも使えますよというふうにPRはしているんですけども、これ何で使えないのでしょうか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

医療機関側におきましても、健康保険の資格確認にとどまらず、限度額認定証の区分確認や、患者の同意があればですが特定健診や服薬情報を閲覧することができるなど、導入のメリットは多いものと考えてはおります。しかしながら、医療機関側がカードリーダーの設置

を希望しても、機器の納品の遅れや技術者不足による設定作業の遅れなどにより、実際に使用できるまでには時間を要しているとお伺いしております、このような対応になっているのかと思われます。

既に設置を希望している医療機関側においても、現時点ではまだ利用できないところもあるものの、条件を整えばマイナンバーカードによる健康保険証利用が可能になると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） カードリーダーだけじゃなくて技術者もないし、システムの管理等についても、まだまだ不備があるということですよ。

条件が今後整ってくれば使えるようになるだろうということなんですが、一刻も早く、それは解消していただきたいなというふうには思います。

では、本市では、このマイナンバーカードが健康保険証として使用できる医療機関数というのはどれぐらいあるんでしょうか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

厚生労働省のホームページにおいてマイナンバーカードの健康保険証利用が可能な医療機関を公表しております。那珂市内の医療機関では、2月13日現在の数値でございますが、内科が1か所、歯科が4か所、薬局が4か所で利用することが可能となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 本市でも使えるところはまだまだ少ないということですよ。

これは、国のほうの政策でもありまして、カードリーダーが来ないことには先へ進まないということなんで、国のほうへカードリーダーの設置を早めていただけるよう要望していただきたいなというふうに思います。

さらに、利用者増を図るため、国ではマイナポイントを付与して加入増加拡大に躍起になっておりますけれども、このマイナンバーカードを健康保険証として使うためには、マイナポータルへの登録が必須条件になります。この登録申請がまた結構難しいといいますが、あんまり素人はちょっと、なかなか難しいのかなというのがありますんですが、申請時に利用者証明用電子証明書暗証番号、この入力、これ4桁ですけれどもこれが必要になります。これはマイナンバーカードができたときに登録をするんですけれども、実際にその書いた紙をどこへやってしまったのか覚えていないとか、何番だったかというのが非常に、記憶が曖昧で、正確な番号が入力できないと。やっぱり3回ミスしますと、もう一度新しい暗証番号を市民課に連絡して、再設定をしていただいて、その後、新しい暗証番号で再申請というふうになります。

当然、市民課についても本人についてもすごい工数がかかってしまうわけで、途中で嫌になってやめるという方もたくさんいるのかなというふうに思います。ですから、一番手っ取り早いのは、高齢者でももっと簡単に活用できるような方法はないものかということで、その辺はいかがでしょうか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

マイナンバーカードをお持ちであるだけでは健康保険証として利用することは、おっしゃるとおりできません。あらかじめマイナポータルで利用者登録を行っていただく必要があります。

この利用者登録はマイナンバーカードに登録した暗証番号をご準備いただいた上で、スマートフォンなどからマイナポータルを利用してご自宅で登録することができます。ほかには医療機関に設置されたマイナンバーカードの読み取り機（リーダー）や一部のコンビニに設置されたATMでも登録することは可能です。

市の市民課において、マイナンバーカードの交付時に保険証利用登録のサポートを行っております。すぐにご登録いただけるようご案内をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 市では、マイナンバーカード交付時に保険証利用登録のサポートを行っているということですので、丁寧に教えていただければ、すぐその場で登録ができるのかなというふうに思いますので、このサービスも今後も継続してサポートのほうをお願いしたいと思います。

次に、マイナポイントの利活用についてですけれども、これはどういう状況になっているのか、お聞きいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

マイナンバーカードの取得と消費喚起を目的としたマイナポイントにおきましては、新たにマイナンバーカードを取得された方のうち、今までにマイナポイントに申込みをされていない方を対象に、最大5,000円相当のポイントが付与されます。また、マイナンバーカードを健康保険証として利用申込みを行った方や公金受取口座の登録を行った方を対象に、それぞれ7,500円相当、合計で最大2万円相当のポイントが付与される制度となっております。

しかし、健康保険証の利用申込みと公金受取口座登録を対象としましたマイナポイントの詳細は現時点では未定であり、令和4年6月頃の開始に向けて準備が進められているところでございます。

なお、マイナンバーカード取得者がマイナポイントをどのように活用しているかにつきましては、市として把握できる状況にはございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） マイナポイントは子供もマイナンバーカードを持っていれば、この特典が使えるということですので、この辺もなかなか皆さん分かっていないと思いますので、やはりよく告知をしていただければなというふうに思いますし、そのマイナポータルで2万円分のポイントがもらえるというのも、なかなか皆さん理解しているわけではございませんので、その辺も併せてPRをしていただければなというふうに思います。

ただ、先ほど健康保険証で答弁いただきましたけれども、そのポイントが使えるのが令和4年6月頃の開始と、今申請しても、今すぐには使えないということもあるので、申請をやめてしまうという理由も健康保険証への利用申請が増えない理由になっているのかなということもあると思います。

今後、マイナポイント使うにはマイナポータルサイトに登録をしなきゃいかん、これもまたインターネット関係、ウェブに疎い方は非常に手間暇かかって、途中で挫折するという方が多くおられると思いますので、この辺も併せて健康保険証を利用、提示のときにこういうサービスができるということで進めていただければなというふうに思います。

当然、本来であれば、国がこのマイナンバーカードを設定の時期にきちんとそこまで一連一体化して使えるように制度設計しておれば問題はないんですけども、今はそうならないということなので、今後、そういった国に対してもスムーズな、利用者がワンストップで利用申請が済むような制度設計をしっかりとつくっていただきたいなというふうに思います。

では、今後、マイナンバーカードの普及をどのように推進していくのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

マイナンバーカードは、今後も様々な分野の数多くの場面で活用されることが想定されます。

発行業務を担う市民課といたしましても、既に来客者の多いスーパーマーケットの店頭などへ出向いて、マイナンバーカードの申請を受け付けるなど、市民の皆様が簡単に申請できるよう取組を進めているところでございます。今後も引き続き、国の取組と協調し、関係課が連携して、マイナンバーカードの普及に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 2024年には運転免許証との一体化も予定されております。市民の安全性、セキュリティには特に、漏えい、あつてはならないことが起きてはいけないと思いますので、その辺は十分気をつけていただきたいと思います。

さらに、将来的には、このまま進んでいきますと、マイナンバーが監視カメラや衛星利用

測位システムの情報と結びつけられ、監視社会化へと進むことが懸念されております。私もこの点については全くそのような危険性があるというふうに考えております。

現在、マイナンバーカードが普及しないと解決できない課題は実際のところ、そう多くはないというふうに私は考えております。重要なのは、行政の現場の問題にきちんと目を向けることだと私は考えております。行政にはマイナンバーカードで市民の利便性をどのように図っていくかを、しっかりと考えていただきたいというふうに思います。

そうは言いましても、やはり普及ということがございます。本市においても利活用対象者には利用方法やメリット、種々の手続について、SNSやホームページ、広報等でのPRに、努め、分かりやすく丁寧な説明と、いつでも気軽に相談に乗っていただける体制をつくっていただきたいと思います。もちろん、保険課及び市民課の皆さんには大変ですが、連携を強化していただいて、今後とも普及促進に一層のご尽力をよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告7番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時ちょうどといたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○副議長（大和田和男君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 小 泉 周 司 君

○副議長（大和田和男君） 通告8番、小泉周司議員。

質問事項 1. 学童保育事業のあり方について。

小泉周司議員、登壇願います。

小泉議員。

〔2番 小泉周司君 登壇〕

○2番（小泉周司君） 議席番号2番、小泉周司でございます。

茨城もまん延防止が延長されまして、なかなかコロナが収まらない状況もありますけれども、議会としまして、今ICT等を進めまして、運営が途切れないようにということで、委員会等もウェブ上で、リモートでできるような体制を今模索しているところでございます。

そのような中で、昨年末にタブレットが1人1台、このように配布をされておまして、

こちらの積極的な活用をといるところも併せて考えていかなければいけないという状況になっております。

そのような中で一般質問、このタブレットを利用して、今回、初めて私自身、やりたいというふうに思いますので、皆様、答弁含めて、前向きなご検討をお願いしたいというふうに思います。

今回、私は学童保育の問題についてを質問させていただきたいというふうに思っております。

学童保育事業、皆さん、聞いたことあると思いますし、分からないという方はいないとは思いますが、改めてご説明をさせていただきますと、放課後、それから夏休みや冬休みなど、保護者の代わりに小学生を預かって、適切な遊びや生活の場を提供する保育のサービスというところでございます。また、学童保育の目的、所管は厚生労働省になるわけですが、実は厚生労働省が学童保育の目的、役割がしっかりと果たせる制度の確立といったものを出しております。

その中で、まず目的の1点目、共働き、ひとり親の小学生の放課後の生活を継続的に保障することを通して、親の仕事と子育ての両立支援を保障する。2点目が、学童保育、家庭に代わる毎日の生活の場、生活の場というのはおやつや宿題の時間、遊びや大人の会話の時間といった家庭で当たり前に行われているそういった場を位置づけるということでございますけれども、生活の場、成長期にある子供たちに安全で安心な生活を保障することが学童保育の基本的な役割というふうにされているところでございます。

そのような中で、那珂市の学童保育の現状と課題について、お聞きをしていくわけでございますけれども、まず初めに、那珂市内の公立の学童保育所の数と入所者数を教えていただきたいと思っております。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

市内の公立学童保育所は9か所ございます。令和4年1月現在、全体の定員数が675名のところ入所者数は508名となっており、75.2%の定員率となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 9か所あって、定員数が675名のところ508名ということで、定員率が75.2%ということでございます。ちょっと意外だったのは、結構、学童は満杯で入れないとか、そういった声を聞くものですから、地域間格差があるんでしょうか。全体を通せば75.2%の定員率ということでございますけれども、特に私の住んでいます那珂一中学区、菅谷西小学校と五台小学校があるんですが、そちらの保護者からはなかなか希望どおり入れないといった声や、いっぱい非常に生徒数が多いというような声を聞くんですが、入所ができないといった現状はないのかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

昨年11月、令和4年度の入所申込みの受付をしたところ、3か所で、これは菅谷東学童、菅谷西学童、五台学童ですが、定員を超過いたしました。菅谷東学童と菅谷西学童については、定員をおのおの10名増やして対応する方針ですが、菅谷東学童についてはそれでも定員超過を解消できない状況です。

入所がかなわない場合、今回、菅谷東学童及び五台学童ですが、民間の学童保育所の受入れ可能人数を確認し、保護者の方へのご案内をしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 令和4年度の状況で菅谷東と菅谷西、五台学童は定員を超過しているということですから、やはり希望者が多いという状況があるのかなというふうに思います。

そのような中で、菅谷東と菅谷西については定員を増やしたということで、さらには菅谷東と五台については定員超過で、民間の学童保育をご案内しているということが分かりました。

今、菅谷東と菅谷西は定員を増やしたということですが、五台、どれぐらいオーバーしているのか分からないのですが、五台の定員を増やすことで対応することはできないのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

国が学童を運営する際の施設基準というのが定められてございます。こちら、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のことでございますけれども、こちらに児童1人当たりの床面積に関する基準がございます。五台学童につきましては、既にこれが上限であるため、定員を増やすことは難しい状況です。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 床面積に関する基準があつて、既に上限のため五台学童については定員を増やすことが難しいということでございます。

菅谷東と五台については定員オーバーで民間に案内するというところでございますけれども、大事なのは今後のどうしていくかということだと思うんです。これが今後も続くのかどうか。学童利用者の今後見込みの状況、特に菅谷西、菅谷東、五台については、今現状オーバーをしている状況でございますので、私としては住宅の建築等見ますと引き続きニーズが高い状況というのは、この3か所については続くのかなというふうに思うんですが、そのあたりの対応も含めまして、見解をお伺いしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

今後の見込みですけれども、令和2年3月に策定した第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画では、市全体では若干の減少傾向にあるものの、地域、小学校区ごとに見ますと、菅谷地区、五台地区においては、今後も増加傾向にあると考えております。

菅谷西学童、菅谷東学童については、施設の床面積に余裕がございますので、支援員を増員できれば定員をふやすことは可能と考えております。

五台学童については、現状、これ以上の受入れはできませんので、次の3つ、一時保育での利用にしてもらう、または民間保育所をご利用いただく、最後に施設を増設する、このいずれかの対応を取る必要になります。

児童数そのものは減り続けていることから、当面は民間学童のさらなる活用を含めて、連携して調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 市全体では若干の減少傾向ということで、やはり菅谷地区、五台地区については今後も増加傾向にあると考えているということですね。菅谷西と菅谷東については床面積に余裕があるということがございますけれども、私、この増改の対応、非常に重要だとは思いますが、かといって、今足りないからすぐに施設を増やして対応してほしいとか、そういうことを言うつもりはございません。やはり、今の状況だけで判断してしましますと、将来に施設を新たにつくって、過剰な設備投資を行うということにもなりかねませんから、やはり今後の児童数の予測というものをしっかりと立てていただきまして、どのような対応がいいのかというところをベスト、もしくはベターな選択をしていただくということがいいと思いますし、その中には当然、民間にお願いをするということも含まれているというふうに思います。

そのような中で、ぜひとも対応を取っていただきたいというふうに思いますので、お願いをいたします。

今、若干気になるのは、定員を増やしてということでご答弁をいただきました、菅谷東と菅谷西です。ちょっと、私、現場を見せていただいたんですが、現状でも結構いっぱいっぱいの状況であるかなというふうに思うんですが、さらに数字上は増やすことはできるということで増やしてしまった場合に、何か懸念されることがあるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

利用者の増加に対して、定員を増やす対応をしておりますけれども、学童というのは1年生から6年生まで、発育度の異なる児童が1か所の室内に集まって生活をしています。施設面積や職員数が基準を満たしたとしても、これら多くの人数が集中することは、個々の児童

の行動に注意が行き届き難くなる心配がございます。

また、今回の新型コロナウイルス感染症で顕著にはなりましたが、感染者が発生した場合、学年を超えて影響が広がるおそれが学校における生活よりは高くあると考えます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） そうですね、いろいろな問題は多分あるんだろうなというふうに思います。私、見に行ったところでは、机が、長机が置いてあって、そこに6人ぐらい取り囲むように座っていらっしやいましたけれども、結構、教室はいっぱいかなというイメージを受けました。そのような中で、単に数字的に増やせるということではなくて、やっぱり現場の先生との意見も聞きながら、しっかりとしたその対応というものが必要になるんじゃないかなというふうに思いますし、ぜひとも民間も含めて子供たちを受け入れていくというところを考えていただければというふうに思います。

また、今、学年を超えて影響が広がるおそれということありましたけれども、まさしくこの部分、考えなきゃいけないなと思うんです。今回のコロナの状況を考えますと、子供たちはまさしくこの学年を超えて影響が広がるおそれがあるんで休校をしているということだろうと思います。そのときに、学童がそのような状況にあるというのは、やはりこれは問題なんでしょうなというふうに思います。コロナ、今、現在進行形でございまして、様々に現場の皆さん、苦慮していることは存じておりますけれども、そういった状況、子供の目線で見ると、親の目線で見るとかということあると思います。親のことを考えますとやはり子供を預けるところがなければ、働きに行けないというような状況で、休校のときには時間を早めて預けなきゃいけないというようなこともあるんでしょうけれども、一方ではこういった問題もあるということをご認識をさせていただいて、その辺の対応も含めて、今後の在り方というのはやはり考えていただく必要があるんだろうなということを思います。

続きまして、公立学童保育の運営に欠かせない存在として、支援員の方がいらっしやいます。この学童保育の支援員の現状について教えていただきたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

現在、公立学童保育所9か所の支援員は54名いらっしやいます。内訳は、主任が9名、副主任が2名、支援員が43名です。

主任は県の認定資格研修を受講しており、9か所ある学童に1人ずつ配置しております。副主任は特に人数の多い施設に配置しております。主任と副主任は月額での任用となります。

支援員43名は、このうち21名は認定資格研修を受講した者です。こちらは時給での任用となります。

勤務時間は午後1時から午後7時までの間で、短時間のものとなります。

求人には、なかなか応募者がいないというのが実情です。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 9か所で54名、主任さんが1人ずつ、そして、主任、副主任さんが月額で、そのほかの支援員さんは時給での任用ということですね。現実的にはなかなか応募者がいないのが実情だということで、今、時間帯を聞きますと午後1時から午後7時までということで、時間帯の問題や勤務時間が6時間ということですから、その様々な要因があつて、なかなか応募者がいないということが実情なんだろうというふうに思います。

実は、私、現場を見せさせていただいて、もう一点感じたことがあるんですが、支援員さん、教室なんかでは比較的目的が届いているのかなと思うんですが、私、行ったとき、その後、グラウンドに出て、校庭で子供たちが遊んでおりました。あの広い校庭で5、6人の支援員さんで100名近くの児童を見ていたんですけれども、小学生ですから、6年生あたりは自分たちで遊べるんでしょうけれども、やはりまだ目が離せない1年生とか低学年の児童さんもいて、これ非常に気を遣うといいますか、子供たちの安全・安心のために目を離せないなどいうのを実感したところなんです、そういったことからいくと、支援員さんの数、足りていないんじゃないかというのが率直な感想なんです。そのあたりはいかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

支援員の数自体は、国の基準で定められた運営上必要な員数を満たしております。

主任・副主任以外は、時給の会計年度任用の支援員を配置しておりますが、扶養の範囲内での収入となるような勤務を希望する方もおり、主任はシフト調整に頭を悩ませている状況です。

利用者が増加している施設もございますので、支援員を新たに採用していく必要があるとは考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） ありがとうございます。

やっぱり現場の安全・安心のために支援員を新たに採用していく必要があるという認識を持っていただいているということは非常にありがたいなというふうに思います。

1個前の答弁でもありましたが、なかなか人が集まらない状況があるということでございますので、それには様々な要因があるんだろうというふうに思います。先ほどの勤務時間帯や短時間だというようなことも一つですが、その中の一つとして、やっぱり賃金の問題もあるのかなというふうに思うんです。現に、先月からは、これは国の政策として民間では収入の3%、約9,000円程度の賃上げが市からお金が出る形で行われております。

今回、公立では行われえないということで、理由を聞きましたらば、なかなかそう単純には上げられないといった理由があるようですので、その点は十分に理解をするところではあり

ますけれども、会計年度任用職員の支援員さん、時給の方については適用してあげてもいいのかなというのが、やはり私個人の感想でございます。ぜひ、この部分については引き続き、そのような方向でご検討をお願いしたいと、そういった人手不足も民間との差が出て、公立に来るといふ方がいなくなってしまうということもあると思いますので、そちらに合わせるような形で政策はとっていただければというふうに思います。

これは保健福祉部長というよりは、賃金の問題ですので川田総務部長に改めてお願いをしておきますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして、支援員の研修などについてお伺いしていきたいと思います。

人がなかなかいないという現状は分かりましたけれども、もしないんであれば、その分、個々のレベルアップを図るといふことも、やっぱり対応の一つとしては必要なのかなというふうに思います。

そのような中で、支援員さんの研修など、どのように実施をされているのか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

支援員には、県で実施する放課後児童支援員認定資格研修という支援員資格を取得するための研修や、市のこども発達相談センター「すまいる」で行っている発達支援研修など、様々な研修を受けてもらい、学童支援員としてのスキルを高めてもらっております。

支援がより必要とする児童の利用も年々増えており、障がいや発達に関する知識を有する支援員が必要と考えておりますが、人材の確保は難しく、大きな課題としております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 現状で様々な研修を受けていただいて、スキルを高めていただいているということでございますので、引き続き、研修などの機会を設けていただきまして、支援員の個々のレベルアップを図っていただければというふうに思います。

この学童保育運営形態によって、実は3つあるんです。公的機関が行います公設公営、これが今回、公立と呼んでいるものですね。そして次が民間が運営を行う民設民営、民間が行う学童保育ということになるかと思えます。それから、公的機関が設置して民間が運営を行う公設民営というものもございます。この3つの形態があるんですが、現状、那珂市は公設公営の公立と、民設民営の民間ということになるかと思えます。

公立についてはここまでお聞きしてきましたので、民間の学童保育の現状についてもお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

民間の学童保育所は5か所ございます。定員数、令和3年度の設定でございますけれども、

237名のところ、先ほど申しました令和4年度の入所申込み者数、こちらのほうは282名と
なっております。各施設にはできる限り定員数を増やして対応するよう要請をしております。

また、令和4年度には新規に参入する民間学童保育所がある予定です。この施設について
も、当初予定する受入れ定数をできる限り増員し、希望する児童が入れるようお願いをして
おります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 令和3年度が237名ということで、令和4年度は282名ですから大分
数が増えるなというところありますが、新規に参入するところがあるということございま
すので、定員数もかなり増えるのかなというふうには思うところでございます。

そうなりますと、この公立と民間、どのような違いがあるのかなというふうに思うんです
が、そのあたりはいかがでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

学童保育は、共働き家庭の児童を対象に、放課後などに適切な遊びや生活の場を提供する
ことを目的としており、この点での違いはございません。民間の中には、送迎や英語学習、
サッカー教室など、独自の支援を設けたり、別料金とはなるようですが夕食の提供を行っ
ているというところもございます。それら独自のプログラムにかかる費用を含めまして、押し
なべて公立学童保育所より高い利用料の設定がされております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 基本的に変わりはないということですがけれども、やっぱり民間には民
間独自のプログラム、送迎や英語学習、サッカー教室なんかがある。それから、夕食の提供
を行っているようなところもあるということで、そのあたりの違いかなというふうに思いま
す。当然、サービスが違いますので料金も違うということで、大体、公立が6,000円ぐら
いなんですか、民間ですと1万2,000円から1万5,000円ということで、倍ぐらいの差はある
んだと。ただ、そこにはしっかりとしたプログラムを提供している差があるということだろ
うというふうに思います。

では、先ほどから入れない分は民間等ということで、かなり民間と共同をして、連携を取
りながら進めていかなきゃいけないというところもあるかと、現実問題としてあるというふ
うに思うんですが、実際に公立と民間の学童保育との連携というのはどのようになっています
でしょうか。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

民間学童からは、利用児童の名簿を市に提供してもらい、状況を逐次把握しております。市からは、運営などに関する国・県からの情報を民間学童へ適時提供しており、共通の認識を持って学童保育の運営ができるよう連携をしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 状況を逐次把握していると、情報は提供していて、きちっと連携が取れているということですから、今後とも連携を深めていっていただきたいというふうに思います。

連携というところの話で言いますと、もう一点、気になりますのは、学童保育所と学校との連携というところだろうと思います。このあたりはどのようになっていますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） ご説明します。

日頃から、小学校とは行事や終了時間などを共有し、授業の終了から学童保育へのスムーズな引渡しが行われております。

公立学童保育所の主任支援員は、学校の教頭先生や養護教諭の先生などと定期的に情報交換をするなど、連携を図っております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 日頃から情報を共有して、児童のスムーズな引渡しを行っている。それから定期的に公立学童保育の主任支援員さんと学校の教頭先生、養護教諭の先生などが情報交換をしているということですから、引き続き、そのような連携を続けていただきたいというふうに思います。

その学校の児童を預かる、放課後に預かるということですから、当然に、この連携、しっかりとしたものが必要になってくると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

ここまで、現状と課題についてをお聞きしてまいりました。ここから、今後じゃ学童保育はどのようにあるべきなのか、今後の在り方についてを一緒に議論をしていきたいというふうに思います。

先ほどの学校との連携ということに関して答弁をいただいたところでございますけれども、通常のときの連携というのはそれでいいのかなというふうに思います。やはり懸念されるのは今回のコロナのように突然休校にしなければいけないといったときに、しっかりと連携が取れるのかどうか、その点がちょっと危惧されるところでございます。改めまして、休校と学童保育、これはセットで考えていく必要があると思うんですが、そのような状況、今回、コロナにおいてどのような状況だったのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言などにより、小学校が臨時休業となることが度々ございました。学童はその都度、学校と調整し、朝から開所する、分散登校に合わせて開所する、リモート授業の終了後から開所するといった対応をいたしました。

今回、学校は茨城電子申請届出システムを使いまして、リモート授業の参加の有無を保護者に事前に調べましたけれども、学童の利用についても、一緒にこの調査に乗せて把握するなど連携を取ってございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 今回の休校は、これ都合3回目になりますかね。そのような中で、システムを使って、徐々に連携がしっかりと取れてきたということのかなというふうに思います。ただ、やっぱり引き続きの今後の、万が一というか、今後も起こらないとは限りませんので、そういうのも含めて、現状をしっかりと把握していただいて、さらなる連携というものを深めていただければなというふうに思います。

この辺、ちょっと私が心配するのは、実は学校は文科省の管轄でございますね。学童は冒頭に言ったとおり厚生労働省の管轄ということになります。これは幼稚園と保育園の関係に似ていますよね。幼稚園は学校、文部科学省、保育園は保育ということで厚労省の管轄ということになるんですが、市役所でいえば、組織的には学校教育課とこども課の所管ということになると思うんですが、行政経験上、所管が違うとなかなかスムーズにいかなかったりということもあるのかなというふうに思うんですが、これ、所管が違うことで何かうまくいかなかったとか、そういったことは実際に現場では起きていなかったんでしょうか、そのあたりお聞きしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えします。

臨時の休業期間中は、小学校と学童、学校教育課とこども課、それぞれの調整が必要な場面が数多くありました。特に、学校と学童との連携が重要だと感じました。

全ての小学校が同じ条件、対応ではありませんでしたので、それぞれの小学校と学童が協議を重ねてまいりました。当初、戸惑う場面も実際ありましたけれども、次第に互いの意向や事情を理解、共有し、連携が取れるようになっていったと思います。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 教育委員会的にしっかりと対応するところと、やっぱり地域の実情もありますので、おのおのの学校がその学童と話しながら決めていくというような部分があって、それはそれでいいのだろうというふうに思います。

お答えありましたとおり、当初は戸惑う場面もあったということですが、現在、

次第にお互いの意向や事情、理解を共有し、連絡が取れるようになったということでございますけれども、そのようなことがやっぱり望まれること、あるべき姿なのかなというふうに思います。

というのも、実は、今所管が違うということにあえて触れましたのは、厚労省と文科省から平成30年に新・放課後子ども総合プランというものが発表されております。その中で何を言っているかという、一つは一体化なんです。この一体化というときに、一つご説明しなきゃいけないのは、文科省のほうの所管になります放課後子供教室というのがあるんです。これは、地域住民の参画を得て、学習や体験などを行うという放課後にそういったことを行うという放課後子供教室というものがあるということになります。

この放課後子供教室と学童を一体として運営をしていきたいと思います。それからもう一つ学校施設などの空き空間を活用するということが言われております。

そこで、新・放課後子ども総合プランの那珂市の現在の取組状況について教えていただきたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

平成30年9月に公表された新・放課後子ども総合プランでは、厚生労働省所管の放課後児童クラブと、文部科学省所管の放課後子供教室の一体的な実施を目指すと掲げられておりますが、現時点、本市では保健福祉部局と教育委員会がそれぞれで実施をしております。

保健福祉部では、公立の学童保育事業を放課後児童クラブの制度で運営しております。教育委員会では、放課後子供教室を瓜連小学校において開催しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 今、ご答弁いただきました瓜連小学校で放課後子供教室を実施しているということでございますけれども、教育部長、瓜連小学校で実施されているこの放課後子供教室について、もう少し、その経緯や内容などについて教えていただけますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

現在、瓜連小学校は、瓜連中学校とともに白鳥学園として、学校運営協議会を設置しており、地域との協働による学校運営を進めております。その取組の一つとして、平成28年度から地域の人材を活用し、文部科学省所管の放課後子供教室を開催しており、年間10日程度、放課後に補修学習を行っております。

なお、茨城県教育委員会では、茨城県放課後子供教室推進事業計画を策定し、学校運営協議会と一体的に推進すると掲げております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 取組自体は聞いていたんです。ただ、それがその放課後子供教室というものと結びついていなくて、今回改めて、あれがあの取組なんだなというのを認識しました。

非常によい取組だとは思いますが、ただ、地域の方を巻き込んでということになりますので、なかなかすぐということではないと思いますけれども、可能な限り、ぜひともこういった取組を進めていただいて、他の小学校なんかでも広がっていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

では、新・放課後子ども総合プランへの那珂市の今後の取組、今後どうしていくのかというところをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 答えいたします。

プランの趣旨でございますけれども、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の事業と放課後子供教室、学校での補充学習や体験学習などを行う事業、この2つを一体型で行うため、計画的な整備を進めるものとしております。

学校の余裕教室を実施スペースに活用することで、待機学童の解消が図られるとしております。

しかしながら、実施に当たっての考え方の記述には、共働き家庭などの児童を含めた全ての児童が活動プログラムに参加できるものとするなど、高い要件を求めており、現時点では、本市においては取り組めておりません。

福祉部門としましては、保護者が安心して就労できる環境の確保を主眼にして、今後も民間学童保育所などの関係機関や教育部門との協議調整をまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 今、ちょっと出ました学校の余裕教室を実施スペースに活用ということで、非常にいいんじゃないかなというふうに思うんです。五台なんかも、今施設がいっぱいで定員も増やせないということであれば、学校の、五台小学校の空き教室なんか、これ、あればの話ですけども、学校によって状況違いますので、五台小の例を出してしまいましたけれども、五台小が空き教室があってそうしろということではなくて、そういうことがあればそういったところを活用して、子供を受け入れていくということも、これはやっぱり有効な手段だろうなというふうに思うところがございます。

ただ、答弁にもありましたとおり、高い要件ということで、なかなか実際にはハードルが高いんだよということもご理解をしますので、引き続き、答弁にありましたとおり協議・調整をしていくということがございますから、そちらに期待をしていきたいというふうに思います。

今、保健福祉部長から答弁いただきましたが、放課後子供教室については教育委員会の所

管になりますので、改めまして、教育部長からもこのプランへの取組、今後どうしていくのかといったところの見解をお聞きしたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

放課後子供教室の地域と学校の協働による教育という趣旨につきましては、意義があるものと思います。先ほど申し上げたように、瓜連小学校では既に取組が始まっておりますが、他の小学校でも地域との連携や協働により体験学習を実施しております。国が目指す一体化にとらわれず、各学校における特色ある取組を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 国が目指す一体化にとらわれずということですから、現時点ではなかなか難しいということのご答弁かなというふうには思います。ただ、国が示しているプランがあるわけですから、多分、これは5か年でまた次出てくるとは思いますが、一つ、この一体化で運営をしていく、そして学校なんかを活用していくという方針は多分あるべき姿の一つなんだろうというふうに思いますし、国はこのあたりを引き続き、推進をしていくんだろうというふうに思います。

したがって、例えば、さっき言ったような空き教室の利用なんていうのも、これから必要になってくるのかなというふうに思いますので、取り組めるところから、ぜひ取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

ここまで、在り方について議論をさせていただきました。続いてが最後の質問になります。

今後の在り方について、もう一点、やっぱり議論をしなければいけないことがあると、私は思います。これまでも行政では民間でできることは民間へという流れがあったかというふうに思いますが、学童保育も現状をしっかりと民間で運営をされております。そう考えますと、一つの方向性として、民間委託ということも考えなければいけないんじゃないかというふうに思うんです。公設民営というところです。

こちらについて、現状どのように考えていらっしゃるか、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

民間委託につきましては、複数の事業者から資料、見積りなどの提案をいただき、話を伺っております。運営の形態などにもよりますが、人件費を含めた費用は高額でございます。

いずれにしても、現在も支援員の確保にも苦慮している状況でございますから、民間事業者などとの協議は今後も続けてまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 非常に人件費が高額で合わないということで、人件費ベースで見るとそういうようなこともあるかと思うんですが、そこじゃない部分、例えば、事務的なところで、こども課がやっていたりとか、賃金の支払いであったりとか、総合的に見たときにどちらが高いか安い、高いか安いだけではないと思うんですけれども、これ、金額がどれぐらいの差があるのかちょっと分からないので、何とも議論しづらいところはあるんですが、どうか単純な人件費の比較ではなくて、総合的に見て、補助的な事務の部分のというものを金額に考えたときにどれぐらいの差になるのか、どういう効果があるかというところは、やはりしっかりと考えていただいて、私は今後の一つの大きな方向性かなというふうに思いますので、検討を続けるということをやむを得ずお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、最後にも出てきましたが、支援員、やはり確保に苦慮しているということでございます。今いる方も、一生懸命やっただいておりますので、どうか、その方たちを大切にいただきまして、先ほども言ったとおり、賃金のベースアップも含めまして、改めての対応を最後をお願いしておきたいというふうに思います。

女性の社会進出が進みまして、共働き家庭が多くなった現代において、やはりこの学童保育というのは放課後の子供の居場所として非常に重要なものだというふうに、私は思っております。それだけに今回の私からの提案も含めまして、引き続きよりよい学童保育になりますよう、執行部の皆様方にはご検討を続けていただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告8番、小泉周司議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時00分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（萩谷俊行君） 通告9番、花島進議員。

質問事項 1. 市内の地形等の把握について。2. 高齢型難聴対策について。3. 久慈川及びその周辺の整備について。4. 額田城址について。5. 原子力防災訓練について。

花島進議員、登壇願います。

花島議員。

[9 番 花島 進君 登壇]

○ 9 番 (花島 進君) 早速、質問に入らせていただきます。

通告の順に従って、質問いたします。

まず、市内の地形などの把握について。

那珂市は大部分が起伏の少ない台地状の土地です。台地状では起伏が少ないですが、起伏がないわけではありません。そして、そのため雨水排水が難しい場所があちらこちらにあるようです。そのような場所ではわずかな高低差が排水の便のよしあしに関わってきます。最近、こういう質問をするよということと話したら、農業者の方から、農業でもやはり同じように、ある場所は水が来ない、ある場所は水が来過ぎたり、引かないという問題もあるそうです。

さて、そこで質問ですが、施設の立地や市内の排水・利水の計画立案には詳細な高さの情報、高度情報が有効です。国土地理院の地図を見てみましたら、等高線の間隔は2.5メートルのように見えました。那珂市ではどのくらい高度情報を把握していますでしょうか。

○ 議長 (萩谷俊行君) 建設部長。

○ 建設部長 (今瀬博之君) お答えいたします。

那珂市には、縮尺が5万分の1、2万5,000分の1、1万分の1、2,500分の1の4種類の都市計画図がございます。その中で、分かりやすく高さが確認できるものとしましては、縮尺が2,500分の1の地図で、等高線の間隔が2メートル、現地の標高点は10センチ単位で数値により表示しております。

以上です。

○ 議長 (萩谷俊行君) 花島議員。

○ 9 番 (花島 進君) 10センチ単位でというと、ポイント、ポイントで、そう数は多くないかと思えます。

ですが、今日ではGPSなどで経度・緯度だけでなく、高度も昔よりかなり正確に簡便に測定できるようになっているように思います。今後、道路設計や地籍調査などをするときGPSなどを用いた高度情報で高度を調査してはどうでしょうか。

○ 議長 (萩谷俊行君) 建設部長。

○ 建設部長 (今瀬博之君) お答えいたします。

議員ご提案の高度調査につきましては、現状の地形を把握しまして、詳細の情報を得ることは事業を進める上で、大変有効であると考えておりますが、現在の道路設計や地籍調査業務において、高度の調査までは求めておりません。

近年の技術的な進歩もありまして、ドローンやGPSを利用しました調査も徐々に普及してきましたが、現時点では積算基準や歩掛かり、また費用について明確に確立されていない状況でございます。今後、ドローン等の調査やコストが一般的なものになるなど、事業を推進するに当たって有効であるか見極めながら活用を考えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） おっしゃるとおり、技術はどんどん進んでいくので、今はちょっとコストがどうということ、見えないかもしれませんが、ひょっとすると近い将来、かなり簡便にできることができるかなと思います。特に、地籍調査などの位置確認等、それから、こういう物理的な情報等を組み合わせれば、いろんなことに非常に有効になると思いますので、技術動向を見て、今後考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

那珂市の飯田地区で乱暴な太陽光発電用地の開発で、雨水の流入が起きて、排水にも支障が出て困っている人がいます。当該の業者は市道に砂利道を勝手に入れるなどしています。私も見に行ったら、境界のくいを引っこ抜いて、その辺にほっばらかしてあるようなものまで見ました。周辺への迷惑を解決していないのに、砂利を入れたりもしているんです、自分の道のためですよ、使うために。そのような勝手なことをさせてはいけないと思います。当該の業者は解決に向けてどのように動いているんでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

本件の太陽光発電用地の開発には、森林法に基づく林地開発許可が必要となります。

議員ご指摘の雨水対策の問題につきましては、林地開発許可の申請手続と併せまして、事務を所管しております茨城県と事業者において、現在、協議中であると伺っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 協議中というんですが、なかなか進んでいる様子がないんです。県がやるということで、一応任せるということになっておりますが、市民が困っていることなので、単純に任せっ放しにするのではなくて、様子も把握していただきたいと思います。

次の質問です。

その問題の場所は、宅地や畑の排水に支障が出るだけでなく、周辺の市道が冠水し、ひどくぬかるんでいることがあります。そして、水がなかなか抜けません、一度ぬかるみになると。市道が冠水して住民の通行等に支障がある場合の対応はどのように行っていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

市道の冠水につきましては、地形や周辺の土地利用状況など様々な要因が考えられます。また、近年の地球温暖化に伴うゲリラ豪雨の影響によりまして、新たな冠水も発生しております。

これらの冠水対策としまして、まずは排水先となる流末の確保が重要ですので、流末の有

無や高低差の調査、また、関係地権者の協力など、いくつかの条件を整理しまして、有効な排水が可能かどうか確認した上で、市道の排水を考えてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 一応お答えいただきましたが、先ほど、さきに聞きました高度情報を把握してはという話はこういうことを未然に防ぐ、役に立つと思っていますので、よろしくをお願いします。当該の件に関しては住民の便と市道の保全を含めて解決するようお願いしたいと思います。

次の大項目に移ります。

高齢型難聴対策について、お伺いします。

私の身の回りにも年を取って耳が不自由になる方は多いです。私の妻なども大分難聴がみ、まだ医者には行ってないんですけども、ちょっと困るんです、正直言って。

周りの人も困るし、本人も困るんじゃないかなと思っています。難聴が認知症と関連があるという話も最近聞くようになりました。それは、難聴から認知症が進むということもあるでしょうし、逆に認知症から難聴が進むことも両方考えられます。

我が国、茨城県あるいは那珂市の実態をどのように把握していますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

国の研究機関である国立長寿医療研究センターが実施した研究によりますと、日常生活で支障のある難聴者の割合は、70歳代男性で5人に1人、女性で10人に1人に上るとの調査結果が報告されております。

本市における難聴者の状況につきましては、身体障害者手帳が交付されている聴覚・平衡機能障害者の人数などは把握しておりますが、議員ご質問の加齢による難聴者の状況につきましては把握しておりません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） この70代男性で5人に1人という話ですが、私もう既に70代に入っていて、最近、すごく感じているのはテレビを見ていて、声はちゃんと聞こえるし、気にならないんですけども、やたらそのバックグラウンドとか、音楽がうるさいんです。ひょっとして難聴が始まっているのかなと思っています。だから、もうちょっと時間が、暇があったら検査してもらおうと思っています。

それで、この加齢による難聴ですが、聴覚の不具合が一定の基準以上であれば身体障がいとして認定されることになっています。それは承知していますが、加齢による難聴で、身体障がいの認定を求める方は少ないのではないかと思います。ですが、身体障がい自身が、それはやっぱり問題なので、那珂市としてはぜひ把握できるように努めてほしいと思います。

那珂市の中で実態調査をするかどうかは別にして、いろんな調査結果とか見ながら関心を持っていただきたいと思います。

さて、この難聴ですが、適切な補聴器で改善することがかなりあるようです。それで、私は一議員として補聴器購入の補助制度を要求したいところですが、実はそう簡単ではなくて、私が聞きたいいくつかの例では非常に改善する方もいるし、全然駄目、もうつけてうるさくて捨てちゃっているという。改善した例を聞くと、かなり手間をかけて調整したり、またお金をかけているんです。だから、下手して数万円の補助を入れても結局無駄になってしまう可能性があると思うんです。かといって、ほっておくわけにもいかない。

そこで、厚生労働省がその調査をしているようですが、その調査の結果を待つのもいいですが、そういう問題について関心を持っていただきたいと思うんです。

実際に老人性難聴についてどのような対応が有効か、調査あるいは世界というか日本の動向含めて注視していただきたいと思います。どうでしょう。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答え申し上げます。

厚生労働省が策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、難聴は認知症の要因の一つとして挙げられており、その後、国がまとめた認知症施策推進大綱の中では、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデルなどの研究開発を推進していくとし、特に運動や難聴などに対する予防介入研究を行うとしているところです。

市としましては、こうした国の施策などの動向を注視しながら、情報収集に努めてまいりたいと考えております。現段階におきまして、老人性難聴に対する有効な対応に関し、市独自の調査を行う予定はございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 国の調査とか研究を注視するということでの答えでした。

新型コロナウイルスへの対応で大変なのは存じていますが、情報収集に努めていただきたいと思います。

次の大項目の質問に移ります。

久慈川及びその周辺の整備について、お伺いしたい。

久慈川、それからその支流の山田川、里川、浅川などでは、堤防工事や竹・樹木などの伐採が行われています。さきの水害で破損した橋の修復工事中のところもあります。里川の合流点付近で本米崎から常陸太田に行く橋が3月中に工事が終わるようですが、いろいろな工事現場では、工事の日程が分からない工事が非常に多いです。今後の日程はどうなっているのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

久慈川につきましては、令和元年の台風19号によりまして、甚大な被害が発生したことを受けて、国、茨城県、流域の6市町村が連携してまとめました久慈川緊急治水対策プロジェクトを令和6年度の完了を目指して実施しております。

このプロジェクトでは、水位の低下を目的とした河川内の土砂掘削や樹木の伐採、流下能力の向上のための堤防整備、霞堤の整備による遊水・貯留機能の確保などの計画となっております。

事業主体であります久慈川緊急治水対策河川事務所に確認しましたところ、那珂市が対象となります事業としましては、下流となります本米崎地区において現在の堤防をかさ上げし、幅を広げる堤防整備を予定しております。これまでに用地の取得に向けた境界立会い、また用地交渉等を行っております。

さらに、木島大橋から上流の久慈川中流部におきましては、洪水時の水位を低下させる河道掘削や樹木の伐採を実施します。

これらの対策については、用地の取得が大変必要となりますので、まとまった用地が確保できたところから、順次、河道掘削や樹木伐採を進めていくということで計画されております。

なお、プロジェクトの事業内容につきましては、久慈川緊急治水対策河川事務所のホームページにも掲載しております。

ただし、その他の支流となります河川につきましては、国、県、市町村と管理区域が分かれておりますので、一つの窓口で全てを確認することはできません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） ちょっと残念なことなんですけれども、久慈川緊急治水対策河川事務所のホームページ、私も見てみました。確かにおっしゃるとおり、いくつもの工事箇所が日程等も書いてあるんですが、やはり自分の担当じゃない区間については工事やっても何もないです。ちょっと残念です。3つの県、国、市町村と管理区域がいくつも分かれていると、何かよく分からなくなっていて、実際、私、ジョギングしたり、自転車でこの辺を走ったりするんですが、しょっちゅう通行止めに遭って迂回させられるんです。それは構わないんですけども、いつ頃この通行止めは解けるのか、分かっただけでずっと過ごしやすいいと思います。

国も茨城県もサイクリングを振興しようとしていますけど、今は久慈川沿いのサイクリングコースは、もうずたずたです。迂回、迂回、迂回で、結構大変で、それはもうしょうがないんですけども、いつ頃まで工事やって、いつ終わるのが分かることが望ましいと思います。

次の質問です。

堤防は年に2回か3回草刈りしているようです。周辺を歩いたり、散歩したりする人にと

っては歓迎なんですけれども、私が行くと草刈りの後、堤防とか下のアスファルトの舗装面に石が結構散乱するようになっていきます。多分、草刈りをしたときに石が跳ねて、そこに乗ったのをそのままにしているんじゃないかと思うんです。もともと砂利道だったら石があるのは当たり前なんですけど、アスファルト路面上の石というのは車や自転車のタイヤが踏むと飛ぶおそれがあるんです。特に堤防の上の部分はそこから飛ぶと下の低いところの道に行く人とか、堤防の外側の道に行く人に飛んでいく可能性があるんで、大したコストがかからないのであればという前提つきなんですけど、草刈りも石が残らないようにしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

久慈川の堤防につきましては、国土交通省常陸河川国道事務所が河川管理者となっておりまして、草刈り作業についても委託業務を発注しております。

議員ご質問の件につきましては、河川管理者へ除草後の対応をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） ありがとうございます。よろしくお伝えしたいと思います。

先ほど聞きましたら、工事が国・県・市町村、市町村も那珂市があれば常陸太田があつて、もっと下流へ行けば日立もあるという状況なんで、ぜひ、いろんな機関に今の趣旨をお伝えいただきたいと思います。

次に、額田城址についてお伺いします。

額田城址については、市が本丸の土地購入を進めているという話を聞いています。本丸の土地購入の進展状況はいかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

額田城跡につきましては、額田城跡保存管理計画（第2期）におきまして、令和3年度までに本丸跡地の公有化を図ることとしております。

昨年度中に地権者との協議が調い、その後、順次必要な事務手続を進めてまいりました。

この3月定例会に上程しております補正予算におきまして、土地購入費を計上しており、これにより、令和3年度中に公有化が完了する見込みでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） この定例会で予算が通れば買えるということですね、分かりました。

その額田城跡なんですけど、今後の計画をお聞きしたいと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

現行の額田城跡保存管理計画は、今年度で5年間の計画期間が終了いたします。本丸跡地の公有化を踏まえ、試掘調査等の学術調査を今後実施するため、計画期間を令和8年度まで延長することといたしました。

改定後の計画に基づき、令和4年度は学識経験者を主体とした調査指導委員会を設置しまして、試掘計画を作成いたします。

試掘計画に基づき、令和5年度から7年度にかけて地形測量調査や試掘確認調査を実施いたしまして、令和8年度に調査結果を報告書として取りまとめます。この結果を踏まえて、改めて第3期の額田城跡保存管理計画を策定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 来年度になるんでしょうが、調査、試掘とか調査を始めるということ、何が出てくるか楽しみです。地元では額田城跡を盛り上げたいという考えあるんですけども、例えば、どんな建屋があったのかとか、そういうことは推定はあってもあんまり分かっていないに近いんです。本丸みたいなのはなかっただろうということは分かっているようです。何か発掘調査すれば、出てくれば、面白いかと思います。

関連して次の質問です。

額田城址の整備が進むと近くにある額田コミュニティ広場の役割が高まる可能性があります。額田コミュニティ広場について拡張の予定はありますでしょうか。また、地元から拡張の要望などはありますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

額田コミュニティ広場の拡張予定はございません。また、拡張の要望に関しましては、額田まちづくり委員会から市民協働課にお話のほうはありましたけれども、正式な要望書の提出はございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。

まだ、正式に要望は出ていないですが、話があったということはその気があるということなので、要望が出たら検討をよろしくお願ひしたい。

次に、大項目の最後の項目で、原子力防災訓練についてお伺いします。

寺門さんの質問にもう既に答えられていますので、簡潔な答えで結構です。

昨年行った防災訓練について、訓練の内容と参加者数などをお知らせください。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

昨年11月に実施をしました訓練は、東海第二発電所の不測の事態を想定した訓練になります。

訓練は、本米崎地区の住民が参加したP A Z住民避難訓練をはじめ、U P Z住民屋内退避訓練、住民情報伝達訓練や避難行動要支援者搬送訓練、さらには災害対策本部運営訓練を実施し、原子力災害発生時の基本となります住民の行動と市が実施すべき災害対応について確認をいたしました。

訓練の参加者数でございますけれども、P A Z住民避難訓練につきましては、本米崎地区の住民40人にご参加をいただきました。市内全域のU P Z屋内退避訓練につきましては、自主参加により実施しましたことから、参加者数は把握できてございません。

また、関係機関といたしましては、茨城県、茨城県警那珂警察署、那珂市社会福祉協議会、日本原子力発電株式会社から約20人のご協力をいただきました。

さらに、市といたしましては災害対策本部員をはじめ70人が参加し、訓練を実施したところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 訓練実施後の評価として、うまくできたことと訓練の中で見えてきた課題についてお話しください。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

今回の訓練は自己評価をしております。自己評価の方法といたしましては、一時集合所や避難所などの各訓練拠点におきまして、訓練直後に職員による振り返りを実施し、訓練に参加した本米崎の住民をはじめ市民の方にはアンケートを実施しております。

また、訓練に参加した関係機関からも意見聴取を行い、訓練における成果と課題・改善すべき点及び今後の対応を取りまとめております。

訓練の成果といたしましては、本市として初めての原子力防災訓練であったこともあり、まずは訓練を実施したことにより経験を積めたことが大きな成果だと考えております。

一方で、分かりやすい住民広報の実施、一時集合所や避難所での受付の円滑化、段階的避難についてのさらなる住民理解の促進のほか、住民避難等における感染症対策に係る対応力の向上などに課題があると認識をしたところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 原子力安全対策委員会で多分、こういうことが問題になるだろうということをほとんど並べている感じですね。分かりました。

まず、第1回目の訓練ということで、それで済むわけではないのは承知していると思いま

すので、順次よい訓練をお願いしたいと思います。

次に、関連して質問ですが、ひたちなか市の市民から訓練の緊急通報で驚いたという声がありました。訓練の事前通知はどのような範囲に、どんな方法で行ったのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（飛田良則君） お答えいたします。

周辺市町村への事前周知につきましては、訓練の2週間ほど前に訓練の日時と訓練の内容、さらに訓練当日に防災行政無線及び緊急速報メールを使用する旨の通知をしております。その後、近隣市町村がどのように周知をしたのかまでは把握してございませんが、本市におきましても近隣市町村にお住まいの方から、問合せやご意見を数件いただいております。

緊急速報メールにつきましては、市内に配信をとどめることが難しく、隣接にお住まいの方々にはどうしても届いてしまいます。皆様方にはご理解をいただけるよう、近隣の市町村にもご協力をいただきながら、丁寧に対応をしてまいりたいと考えております。

なお、近隣市町村への訓練の事前通知につきましても、各市町村において十分な周知期間が確保できるよう改善したいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 緊急速報メールなどの送信ファイルを那珂市内にとどめることを求めるつもりは全くありません。むしろ抜けがないことが大事だというのは認識しています。ですが、一方、原発を動かさなければ、動かさないと決めていけば、やらなくてもいい訓練の通報を不快に感じる方も多いと思います。ですから、一定の苦情が出るのは仕方がないことではあります。ですが、事前の周知を広げるようにして、いくらかでも苦情を和らげるようにしていただきたいと思います。その点は認識しているという答弁だったと思います。

大事なのは那珂市の訓練通報で周辺自治体の市民が驚くのと同じように、ほかの自治体で訓練をやれば那珂市の市民も周辺で驚くこととなります。お互いさまなので、近隣の市村に話をして、事前の周知範囲を十分広げるように依頼していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告9番、花島 進議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時30分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◎議案等の質疑

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第1号及び議案第4号から議案第20号までの以上18件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

なお、報告第1号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定による報告事項となっておりますので、報告をもって終了いたします。

続きまして、議案第4号から議案第20号までの以上17件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されよう望みます。

◎請願の委員会付託

○議長（萩谷俊行君） 日程第4、請願の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託をいたしましたので報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして、審査の上、今期定例会期中に報告されよう望みます。

連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきましたので、ご確認をお願いします。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時31分

令和4年第1回定例会

那珂市議会会議録

第5号（3月18日）

令和4年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第5号)

令和4年3月18日(金曜日)

- 日程第 1 議案第 4号 専決処分について(令和3年度那珂市一般会計補正予算(第11号))
- 議案第 5号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第12号)
- 議案第 9号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 議案第10号 令和3年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)
- 議案第11号 令和4年度那珂市一般会計予算
- 議案第12号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 議案第13号 令和4年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第14号 令和4年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
- 議案第15号 令和4年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第16号 令和4年度那珂地方公平委員会特別会計予算
- 議案第17号 令和4年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第18号 令和4年度那珂市下水道事業特別会計予算
- 議案第19号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第20号 市道路線の認定について
- 請願第 1号 中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願
- 日程第 2 発議第 2号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 発議第 3号 那珂市議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議案第21号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第22号 那珂市職員の給与に関する条例及び那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 6 議案第 2 3 号 那珂市副市長の選任について
 日程第 7 議案第 2 4 号 那珂市教育委員会委員の任命について
 日程第 8 議案第 2 5 号 那珂市監査委員の選任について
 日程第 9 議案第 2 6 号 那珂市農業委員会委員の任命について
 日程第 1 0 議案第 2 7 号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第 1 1 委員会の閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1 番	原 田 陽 子 君	2 番	小 泉 周 司 君
3 番	小 池 正 夫 君	4 番	福 田 耕 四 郎 君
5 番	石 川 義 光 君	6 番	關 守 君
7 番	大和田 和 男 君	8 番	富 山 豪 君
9 番	花 島 進 君	1 0 番	寺 門 厚 君
1 1 番	木 野 広 宣 君	1 2 番	古 川 洋 一 君
1 3 番	萩 谷 俊 行 君	1 4 番	勝 村 晃 夫 君
1 5 番	武 藤 博 光 君	1 6 番	笹 島 猛 君
1 7 番	君 嶋 寿 男 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	谷 口 克 文 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	川 田 俊 昭 君	市 民 生 活 部 長	飛 田 良 則 君
保 健 福 祉 部 長	平 野 敦 史 君	産 業 部 長	浅 野 和 好 君
建 設 部 長	今 瀬 博 之 君	上 下 水 道 部 長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	小 橋 聡 子 君	消 防 長	鈴 木 将 浩 君
会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君	農 業 委 員 会 長	海 老 澤 美 彦 君
総 務 課 長	会 沢 義 範 君	農 業 委 員 会 長	

議会事務局職員

事務局長	渡邊 莊一 君	次長補佐	大内 秀幸 君
次長補佐	三田寺 裕臣 君	(長総括)	田村 栄里 君
		書記	

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付いたしております。

◎議案第4号～議案第20号及び請願第1号の各委員会審査報告、質疑、
討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、議案第4号から議案第20号までの以上17件及び請願1件
を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、小泉周司委員長、登壇願います。

小泉委員長。

〔総務生活常任委員会委員長 小泉周司君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（小泉周司君） 総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第4号 専決処分について（令和3年度那珂市一般会計補正予算（第11号））外7件
です。

結果でございます。

議案第4号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第5号、議案第7号、議案第8号、議案第11号、議案第13号、議案第16号及び議案
第19号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

請願第1号は、全会一致で趣旨採択すべきものとなりました。

次に、理由でございます。

議案第4号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第5号は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、本条例で引用している法律の新設・廃止に伴い条例の一部を改正するものです。

議案第7号は消防庁長官より、消防組織法第37条の規定に基づく助言として、消防団員の年額報酬の引上げ及び出動報酬を新設するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第8号及び議案第11号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第13号及び議案第16号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第19号は、公の施設の広域利用について、県央地域9市町村において協定を締結しており、対象施設の変更及び追加に伴い、改めて協定を締結するものです。

請願第1号は、中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう、国連諸機関へ働きかけを求める意見書を提出してほしいというものです。

委員からは、内容に賛同する意見が多く出されましたが、那珂市議会として昨年12月に、既に同様の趣旨の意見書を提出していることから、趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時05分

○議長（萩谷俊行君） 再開します。

続きまして、産業建設常任委員会、小池正夫委員長、登壇願います。

小池正夫委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 小池正夫君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（小池正夫君） おはようございます。

産業建設常任委員会よりご報告いたします。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第8号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第12号）外4件でございます。

次に、結果でございます。

全て、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第8号、第11号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第17号、第18号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第20号は、市道路線3件を認定するものです。

以上、ご報告いたします。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長（萩谷俊行君） 再開します。

続きまして、教育厚生常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。

寺門委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（寺門 厚君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件につきましては、下記のとおり会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第4号 専決処分について（令和3年度那珂市一般会計補正予算（第11号））外8件でございます。

次に、結果でございます。

議案第4号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第6号、第11号及び第12号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第8号から第10号、議案第14号及び第15号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第6号は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、未就学児の被保険者均等割の減額等について改正をするものであります。併せて、茨城県国民健康保険運営方針において、県内各市町村における国保税の算定方式を2方式とし、令和4年度からの統一を目指すとされておりますことから、世帯ごとにかかる平等割を廃止し、所得割率、均等割額を改正するとともに、被保険者の負担軽減を図るため、茨城県、那珂市独自で18歳の3月までの均等割に関わる減免の実施について、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号、第11号及び第12号は、国民健康保険税について不足分があった場合、すぐに保険加入者から徴収するのではなく、まずは基金から支出すべきであるほか、国で行う施策に伴い市の条例や予算等を変更するのは、地方自治の理念に反しているので賛成できないとの意見がありました。

議案第4号及び第8号の当委員会所管の部分につきましては、特に問題なく妥当なものです。

議案第9号、第10号、第14号及び第15号は、特に問題なく妥当なものであります。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○議長（萩谷俊行君） 再開します。

以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩谷俊行君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

なお、発言の前に反対、賛成の立場を明確にしてから討論をお願いいたします。

討論の通告がありましたので、花島 進議員に発言を許します。

花島 進議員、自席でお願いいたします。

○9番（花島 進君） 議案第6号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例、また、議案第11号、第12号については、議案第6号に関連する部分について反対ですので、反対の意見を述べます。

まず、国民健康保険税ですが、国民健康保険は、所得が比較的少ない方の世帯が多く、その年ごとの国保税の増額の影響が大変大きいと言えます。ですから、税額の改定は慎重に行うべきことは言うまでもありません。

次の項目です。

県からは毎年、県が主体の会計になってからですが、納付金が指示されます。このお金は出さなきゃならないものなのですが、これまで県の年度当初の必要金額の算定は大きく狂っています。それも額が大きくなるほうに狂っています。今回も狂う可能性が大きいと考えて

います。そして、今回の増額分は、直接被保険者に負担させることはせず、まずは基金からの繰入れを多くして被保険者の当面の負担増をなくすべきだと考えています。

過剰に算定され納付されたお金は後で戻ってくるわけですが、国民健康保険の世帯が、先ほど言いましたように、所得の少ない方が多いということを考えると、今年の1万円と来年の1万円は重みが違います。ですから、後から戻ってくるからいいというわけではないということをし添えます。

次の理由です。

これまで国や県は、国民健康保険会計の一般会計からの繰入れをやめさせようとずっとしてきました。一方で、今回は子育て世帯の減免として、国もお金を出し、県も出し、そして市も出せという形で市の負担を強要しています。私は国民健康保険会計の那珂市の一般会計からの繰入れは赤字補填とは考えていません。市の施策として国民健康保険会計に繰り入れていると考えています。ですから、市の施策としてやっていることに対して、やめろと国は一方で言い、また一方、今回は子育て世帯の減免施策として、国が出すだけでなく市に負担を強要している、これは全く一貫性がありません。地方自治の精神に反していると思います。ですから、これに対しても反対です。

なお、税徴収の3方式から2方式に変えること、また、子育て世帯の減額処置そのものに反対するわけではありませんが、上記3つの理由により議案に反対します。

先ほども述べましたように、議案第1号一般会計予算及び第12号の国民健康保険特別会計の予算に反対する理由は、議案第6号を支えるために行われる予算処置等に関する反対です。

以上、反対理由を述べました。

○議長（萩谷俊行君） 以上で通告によります討論を終結いたします。

これより議案第4号 専決処分について（令和3年度那珂市一般会計補正予算（第11号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は承認すべきものであります。本案は委員長の報告どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

〔「異議あり」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

花島議員、もう一度。

○9番（花島 進君） ちょっと聞き違えていました。

議案第4号については賛成ですので、異議なしで結構です。訂正いたします。

○議長（萩谷俊行君） お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。本案は委員長の報告どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第6号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩谷俊行君） 着席してください。

起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第7号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第12号）、議案第9号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、議案第10号 令和3年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、以上4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第10号までの以上4件は、委員長報告のとおり可決すること

に決定いたしました。

続きまして、議案第11号 令和4年度那珂市一般会計予算を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決するべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩谷俊行君） 着席してください。

起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第12号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決するべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩谷俊行君） 着席してください。

起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第13号 令和4年度那珂市公園墓地事業特別会計予算、議案第14号 令和4年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議案第15号 令和4年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算、議案第16号 令和4年度那珂市地方公平委員会特別会計予算、議案第17号 令和4年度那珂市水道事業会計予算、議案第18号 令和4年度那珂市下水道事業会計予算、議案第19号 公の施設の広域利用に関する協議について、議案第20号 市道路線の認定について、以上8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決するべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号から議案第20号までの以上8件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、請願第1号 中華人民共和国新疆ウイグル自治区での人権侵害に関して、被収容者の釈放や人権侵害を終わらせるための有効な手段をとるよう国連諸機関へ働きかけを求める意見書提出に関する請願を採決いたします。

お諮りいたします。請願第1号の委員長報告は趣旨採択とすべきものであります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、発議第2号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、古川洋一委員長、登壇願います。

古川委員長。

〔議会運営委員会委員長 古川洋一君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（古川洋一君） 発議第2号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の発議を別紙のとおり、那珂市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和4年3月18日。

那珂市議会議会運営委員会委員長 古川洋一。

提案理由でございますが、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、地方議会の活動に大きな影響を与えていることから、総務省がオンラインの方法による委員会の開催が可能という見解を示しました。また、本市議会においても昨年12月に議員全員がタブレットを所持する環境が整ったことから、災害の発生、感染症の蔓延、育児、介護等などの理由により、オンラインにより委員会を開催できるよう委員会条例の一部を改正するものであります。

なお、改正条文につきましては、別紙のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、発議第3号 那珂市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、古川洋一委員長、登壇願います。

古川委員長。

〔議会運営委員会委員長 古川洋一君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（古川洋一君） 発議第3号 那珂市議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の発議を別紙のとおり、那珂市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和4年3月18日。

那珂市議会議会運営委員会委員長 古川洋一。

提案理由につきましては、先ほどの発議第2号と同じ理由により会議規則の一部を改正するものであります。

併せて、議会のデジタル化を推進するため、協議または調整を行う場として議会ICT推進検討会を新たに別表に加えるものであります。

なお、改正条文につきましては、別紙のとおりでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第4、議案第21号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第21号を御覧願います。

議案第21号 那珂市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

令和3年人事院勧告に合わせて、特別職の職員の給与に関する法律について人事院勧告の期末手当の支給月数の減に合わせる趣旨の改正法が国会に提出されたことから、国の取扱いに合わせて期末手当の支給月数を0.1月減するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第5、議案第22号 那珂市職員の給与に関する条例及び那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第22号を御覧願います。

議案第22号 那珂市職員の給与に関する条例及び那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

令和3年人事院勧告に伴い、期末手当の支給月数を減（再任用を除く一般職を0.15月、再任用を0.1月）するため、那珂市職員に給与に関する条例及び那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（萩谷俊行君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。

なお、発言の前に反対、賛成の立場を明確にしてから討論をお願いいたします。

討論の通告がありましたので、花島 進議員に発言を許します。

花島 進議員、自席で願います。

○9番（花島 進君） 議案第22号に反対の意見を述べます。

今回の議案第22号は、一般職の職員の期末手当を減額する補正を行う議案です。

言うまでもないことですが、那珂市においても職員の人材というものは大切なことは誰もが承知していることだと思います。昨今は新型コロナウイルス感染症の拡大等により職員の仕事への負担は非常に大きかったと考えています。その中で、国が今、若干の期末手当の減額を行うからといって、那珂市がそれに倣って直ちに減額するというのには納得できません。

故事で言えば、多分皆さん、隗より始めよという言葉を知っていると思います。あれは、日本では身近なところから始めなさいというふうにとられるんですけども、もともとは人材を求める言葉から発しているんですね。優秀な人材を求めるにはどうしたらいいでしょうかとある、郭隗という人に王様が助言を求めたら、まず私をよく処遇してみなさいと、そうすれば世の中の優秀な人が、あんなやつでさえもよい処遇なんだから、その国に来ればよい処遇を得られるだろうとして人材が集まるでしょうという話です。

もう一つは、他山の石という言葉があります。これは日本では、何かよその悪いことを見て、自分がそうならないようにということなんですけれども、もともとはそういうことではなくて、人材をやはり、優秀な人材を求めろという話から来ているんです。

そのように、日本では、口では人材を大切にと言いながら、実際はそうでないことが横行しています。那珂市もそうであってほしくないと思います。

もう一つは、人事に関することは那珂市の独自の考えでやれることになっています。ただ、那珂市は1,000人に満たない職員ですので、独自の人事体系を持つことは難しいのは重々承知しています。ですが、だからといって、国の国家公務員準拠を単純にやるということが正しいとは考えません。一方で、地方自治の進展のために、地方の振興のために地方自治体にはいろいろなことが求められています。人材の登用も私はそうだと思っているんです。

ところが、これはそうはならないですよ。私は地方自治の努力の中身がふるさと納税、ふるさと納税の返礼品を工夫するなんてね、そんなせこいことではないと思っています。ですからこれを機に、特にコロナ禍で大変だった職員に報いることもあって、直ちに国家公務員準拠ということをやらなければ、那珂市はそういう自治体なんだと見てくれる人も多くなるかと私は思っています。

もちろん労苦に報いるということも大事だし、アピールだけじゃなくて、市の職員は多分悔しい思いをするんじゃないかと思っています。ですので、この議案には反対です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 以上で通告によります討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩谷俊行君） 着席ください。

起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第6、議案第23号 那珂市副市長の選任について市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第23号を御覧願います。

議案第23号 那珂市副市長の選任について。

氏名、玉川 明。住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございますが、谷口克文副市長が令和4年3月31日をもって退任することに伴い、後任者を選任するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

玉川氏は県政策企画部や総務部、また保健福祉部や議会事務局など、多岐にわたり県行政に携わってこられました。

本市では「住みよさ」のさらなる向上を図り、豊かな自然環境や地理的優位性を生かして、産業振興等を通じた地域の活力づくりと、将来にわたって持続可能な地域の実現に取り組んでおりますが、県行政に深く関わってこられた玉川氏であれば、「住みよさプラス活力あふれる那珂市」の推進に、そのキャリアが必ず生かせると考え、副市長として玉川氏を迎えようとするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号はこれに同意することに決定いたしました。

ここで市長より発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） ただいまは那珂市副市長の選任につきましてご同意を頂き、誠にありがとうございました。

本来であれば、ご同意頂きました玉川 明氏から挨拶を頂くところでございますが、現在、県議会に出席をしているために、あいにく出席ができません。玉川氏は県政策企画部や総務部、また保健福祉部や議会事務局などを多岐にわたり県行政に携わってこられました。このように県行政に深く関わってこられた玉川氏であれば、そのキャリアを生かし那珂市の発展につないでいただけるものと確信をいたしております。

議員の皆様におかれましては、ご指導、ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。
以上です。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第7、議案第24号 那珂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第24号を御覧願います。

議案第24号 那珂市教育委員会委員の任命について。

氏名、齋藤文夫。住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございますが、那珂市教育委員会の住谷光一委員が、令和4年3月31日をもって任期満了となることに伴い、後任者を任命するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

ただいま議案第24号について、地元議員を代表して推薦を申し上げたいとの申し出がありましたので、これを許します。

10番、寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

〔10番 寺門 厚君 登壇〕

○10番（寺門 厚君） ただいま市長から教育委員会教育委員に齋藤文夫さんを任命する提案がございました。議長のお許しを頂きましたので、僭越ではございますが、地元議員を代表いたしまして推薦の言葉を述べさせていただきます。

齋藤文夫さんは、昭和30年8月15日生まれで、現在66歳、那珂市飯田にお住まいになっております。経歴としましては、昭和53年に筑波大学を卒業し、卒業後は教育者としての人生を歩んでこられました。教育者としては、茨城県の教職員として古河市、常陸太田市などの高等学校の教諭としてご活躍され、那珂市内では平成3年から7年間にわたり県立那珂高等学校で熱心に教鞭を取られました。また、平成10年には県教育委員会の保健体育課指導主事を、平成24年には保健体育課課長を歴任され、平成26年に県立水戸第三高等学校を最後に退職されました。退職後は県教育研修センター教育相談課の主査を務めておられました。

このように齋藤文夫さんは、長年にわたり教職の道を歩まれ、これまでの教育現場において培いました優れた識見と豊富な知識、経験、さらには教育に対する熱意と高い志をお持ちの方でございます。温厚なお人柄で、地域において信望も厚く、また、これまでの教員生活で養われました経験と卓越した知識を今後の那珂市の健全な教育行政のさらなる発展のためにいかに発揮していただける、教育委員として最適任者であると私は確信しております。

どうぞ皆様方のご同意のほど、よろしく願い申し上げ、推薦の言葉とさせていただきます。何とぞよろしく願い申し上げます。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時53分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第24号について採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号はこれに同意することに決定いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第8、議案第25号 那珂市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により木野広宣議員の退場を求めます。

〔11番 木野広宣君 退場〕

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時55分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

議案第25号 那珂市監査委員の選任について、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第25号を御覧願います。

議案第25号 那珂市監査委員の選任について。

氏名、木野広宣。住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございますが、那珂市監査委員の君嶋寿男氏から退職の申出があり、市長が承認したことに伴い、後任者を選任するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第25号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号はこれに同意することに決定いたしました。

木野広宣議員の入場を許可いたします。

〔11番 木野広宣君 入場〕

◎議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

日程第9、議案第26号 那珂市農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第26号を御覧願います。

議案第26号 那珂市農業委員会委員の任命について。

提案理由でございますが、那珂市農業委員会委員の任期が令和4年3月31日をもって満了となるため、新たに19人を任命するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

氏名を申し上げます。順不同となります。佐川 茂、大森龍一、助川 操、鈴木久夫、福田和一、宮田幸男、石崎甲一、峯島勝則、根本 衛、水野一男、鈴木 洋、海野浩行、檜山

眞弓、青山政弘、綿引桂太、内田和幸、會澤留美、飯田士朗、大曾根 栄。

住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第26号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号はこれに同意することに決定いたしました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第10、議案第27号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第27号を御覧願います。

議案第27号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

氏名、綿引淳子。住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございますが、那珂市固定資産評価審査委員会の綿引淳子委員が令和4年3月31日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同委員を選任するに当たり議会の同意を求めるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時03分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号はこれに同意することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査申出について

○議長（萩谷俊行君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩谷俊行君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で、本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで市長及び副市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。
初めに、副市長。

〔副市長 谷口克文君 登壇〕

○副市長（谷口克文君） 本日は、定例会最終日の貴重なお時間を頂き挨拶を申し上げる機会を賜りましたこと、萩谷議長をはじめ議員各位に対し厚く御礼を申し上げます。

このたび3月末日をもちまして副市長を退任することになりました。2年前、この壇上で皆様にご挨拶をさせていただきましたが、振り返ってみますと、あっという間の2年間でした。この2年間、とても充実したかけがえのない時間を過ごすことができましたのも、議員の皆様、職員の皆様、そして先崎市長に支えていただいたおかげでございます。心より感謝申し上げます。

結びに、議員の皆様におかれましては、今後ますますご活躍されますことをご祈念申し上げますとともに、那珂市の輝かしい未来のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げます、退任の挨拶とさせていただきます。

2年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時08分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

続きまして、市長。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和4年第1回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和4年度各種会計予算をはじめとする25件の議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、全ての議案について原案どおり可決を頂き、誠にありがとうございました。

また、各常任委員会におきましては、4日間にわたり来年度の当初予算や各種議案につきまして、慎重にご審議を頂き、また、貴重なご意見を多数頂戴いたしました。常任委員会の

委員各位に対しましても、重ねて感謝申し上げる次第でございます。

本日、ここに議決されました新年度予算につきましては、議員各位から頂きましたご意見やご要望について留意をしながら、適切、迅速、明朗な事務事業の執行に努めてまいります。また、先ほど副市長の選任についてご承認を頂きまして、誠にありがとうございました。今後の市の発展には、県とのつながりは非常に重要なものがございます。今般退任されます谷口副市長、2年間でありましたけれども、コロナ禍という中で大変力を尽くしていただきました。谷口副市長が築いてこられた県とのつながり、これに加えて、玉川様が県政で培われた知識や経験を生かして、県とのつながりをより強固なものにしていく、そのことを期待しております。

さらに、来月には執行部も新しい体制でのスタートになります。これからも職員ともども一丸となって精いっぱい取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、市民の皆様の安心・安全を第一に、引き続き取り組んでまいりますので、皆様方のご理解、そしてご協力をよろしくお願いを申し上げます。

最後に、議員の皆様におかれましては、今後ますますご活躍されますことをご祈念申し上げますとともに、引き続き、市民の皆様の声を私ども執行部にお届け頂き、共に那珂市の輝かしい未来のためにお力添え賜りますよう心からお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 高いところからでございますが、一言お礼を申し上げます。

谷口副市長におかれましては、コロナ禍という大変な状況の中、2年にわたり市政発展のためご尽力を賜り、議会を代表いたしまして厚く感謝申し上げます。今後とも那珂市の行政に対し、ご指導、ご協力のほどをお願い申し上げます、お礼のご挨拶とさせていただきます。大変ご苦労さまでした。

これにて令和4年第1回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 萩 谷 俊 行

那珂市議会副議長 大 和 田 和 男

那珂市議会前議長 福 田 耕 四 郎

那珂市議会前副議長 木 野 広 宣

那珂市議会議員 花 島 進

那珂市議会議員 寺 門 厚